

第3次狭山市教育振興基本計画

令和3年9月

狭山市・狭山市教育委員会

人を育み文化を創造するまちをめざして

近年、少子高齢化と人口減少の進行、新型コロナウイルス感染症や環境問題などの全世界的な規模の課題の増大、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた急速な技術革新など、私たちを取り巻く社会は大きく変化をしています。

これらの複雑で予測困難な社会の変化を前向きに受け止め、これからの社会を生きる力をさらに伸ばし、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を身につけるうえで、教育の果たす役割はますます重要となっています。

本市では、第4次狭山市総合計画の後期基本計画を令和3年3月に策定し、このなかで教育文化に関しては、「人を育み文化を創造するまちをめざして」をまちづくりの柱に定め、「生涯学習の促進」・「学校教育の充実」・「青少年の健全育成」・「人権と平和の尊重」・「市民文化の振興と国際化への対応」の5つの分野の10施策に取り組むこととしており、この後期基本計画を上位計画とし、本市教育行政の一層の振興を図るため、第3次狭山市教育振興基本計画を策定いたしました。

本計画は、「狭山市の教育に関する大綱」として基本理念と基本方針を設定し、その実現に向けて、本市の教育の取り組むべき方向を示すとともに、必要な施策を総合的、体系的に取りまとめたものであります。

今後とも、本市の教育の基本理念である「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」の実現を目指し、教育委員会と一体となり、学校、家庭、地域及び関係団体の皆様と連携・協働して、各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました、市民検討委員会の委員をはじめとする大勢の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和3年9月

狭山市長 小谷野 剛

夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育

教育委員会では、教育基本法に基づき、平成23年5月に狭山市教育振興基本計画を、平成28年7月には第2次狭山市教育振興基本計画を策定し、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」を基本理念に掲げ、その実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。

この間、教育を取り巻く状況は大きく変化をし、学校教育分野においてはGIGAスクール構想の実現によるICTの活用や、新しい学習指導要領による「主体的・対話的な深い学び」の導入など、また、生涯学習分野においては人生100年時代を見据えた生涯学習の推進や、社会の持続的発展のための学びの推進など、様々な課題への対応が求められております。

こうしたなか、国や埼玉県では、第3期教育振興基本計画が策定されており、本市におきましても、これらの計画を参酌するとともに、本市の上位計画である第4次狭山市総合計画後期基本計画を踏まえ、教育の一層の振興を図るために第3次狭山市教育振興基本計画を策定いたしました。

本計画においては、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」を基本理念とし、そのもとに、学校教育の基本方針として「生きる力を備え 未来へはばたく“さやまっ子”の育成」を、生涯学習の基本方針として「学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進」及び「いつでも どこでも いつまでも 誰もが親しめるスポーツの振興」の2つを掲げ、その実現に向けて6つの基本目標と、21の施策を体系的にまとめたものであります。

今後は、この計画に基づき、学校や家庭はもとより企業、関係機関や団体等の皆様と相互に連携・協力し、施策を着実に推進するため全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見をいただきました市民検討委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に心より感謝とお礼を申し上げますとともに、計画の推進に向けて市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和3年9月

狭山市教育委員会

教育長 向野康雄

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画の期間	5
第4節 教育をめぐる情勢	6
1 社会情勢の変化.....	6
(1) 少子高齢化と人口減少	6
(2) 複雑で予測困難な社会の変化.....	6
(3) グローバル化の進展と人材の流動化.....	6
(4) S o c i e t y 5.0* (超スマート社会) の実現に向けた取り組みの要請	7
(5) S D G s *への取り組みの促進.....	7
2 子供を取り巻く環境の変化	8
(1) 地域・家庭の状況の変化	8
(2) 経済的格差による子供の貧困.....	8
3 教育政策の動向.....	8
(1) 国・県の動向.....	8
(2) 学習指導要領の改訂	9
(3) 学校における働き方改革	9
第2章 現状と課題	11
第1節 教育に関する現状	12
1 学校教育等に関する現状	12
(1) 統計からみる現状	12
(2) アンケート調査からみる現状.....	14
(3) 第2次狭山市教育振興基本計画の評価.....	30
2 生涯学習に関する現状	35
(1) 統計からみる現状	36
(2) アンケート調査からみる現状.....	40
(3) 第5次狭山市生涯学習基本計画の評価.....	45
3 スポーツに関する現状	49
(1) 統計からみる現状	49
(2) アンケート調査からみる現状.....	51
(3) 狭山市スポーツ推進計画の評価.....	56
第2節 教育の課題	58
1 総括的事項.....	58
2 個別事項.....	60
(1) 学校について.....	60

(2) 家庭・地域について	62
(3) 生涯学習について	63
(4) 生涯スポーツについて	64
第3章 狭山市の教育が目指す姿.....	65
第1節 基本理念と基本方針 ―狭山市の教育に関する大綱―	66
第2節 基本目標	68
第3節 施策体系	70
第4章 施策の展開.....	73
基本目標Ⅰ 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成	74
基本目標Ⅱ 豊かな心の育成と健康・体力の増進	85
基本目標Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実	95
基本目標Ⅳ 家庭や地域との絆づくりの推進	102
基本目標Ⅴ 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興	105
基本目標Ⅵ 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興	113
第5章 計画の推進.....	121
第1節 関係機関との連携・協働による計画の推進.....	122
第2節 PDCAサイクル*に基づく計画の推進	122
第3節 持続可能な狭山の教育の推進	123
参考資料	125
策定経過	126
用語解説索引	128

第 1 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市ではこれまで、市の教育に関する大綱として、基本理念と基本方針を定め、その実現に向けて狭山市教育委員会が取り組むべき学校教育・生涯学習・生涯スポーツの方向性を明確にするため「第2次狭山市教育振興基本計画」を策定するとともに、個別計画として「第5次狭山市生涯学習基本計画」及び「狭山市スポーツ推進計画」を策定し、それぞれの施策を推進してきました。

この間、国では「第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）」が策定され、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むことの必要性が示されました。

また、埼玉県では「第3期埼玉県教育振興基本計画（平成31年度～令和5年度）」が策定されました。

こうしたなか、「第2次狭山市教育振興基本計画」、「第5次狭山市生涯学習基本計画」、「狭山市スポーツ推進計画」は、それぞれの計画期間が令和2年度をもって終了したことから、これまでの各計画に基づく施策の成果の評価と課題、本市の教育を取り巻く情勢、さらには本市の最上位計画である「第4次狭山市総合計画後期基本計画」を踏まえるとともに、本市の教育行政の一体性をより明確にする観点から、「狭山市生涯学習基本計画」及び「狭山市スポーツ推進計画」を包含した一体的な計画とし、本市における教育のより一層の振興を図るため、『第3次狭山市教育振興基本計画』（以下「本計画」という。）を策定したものです。

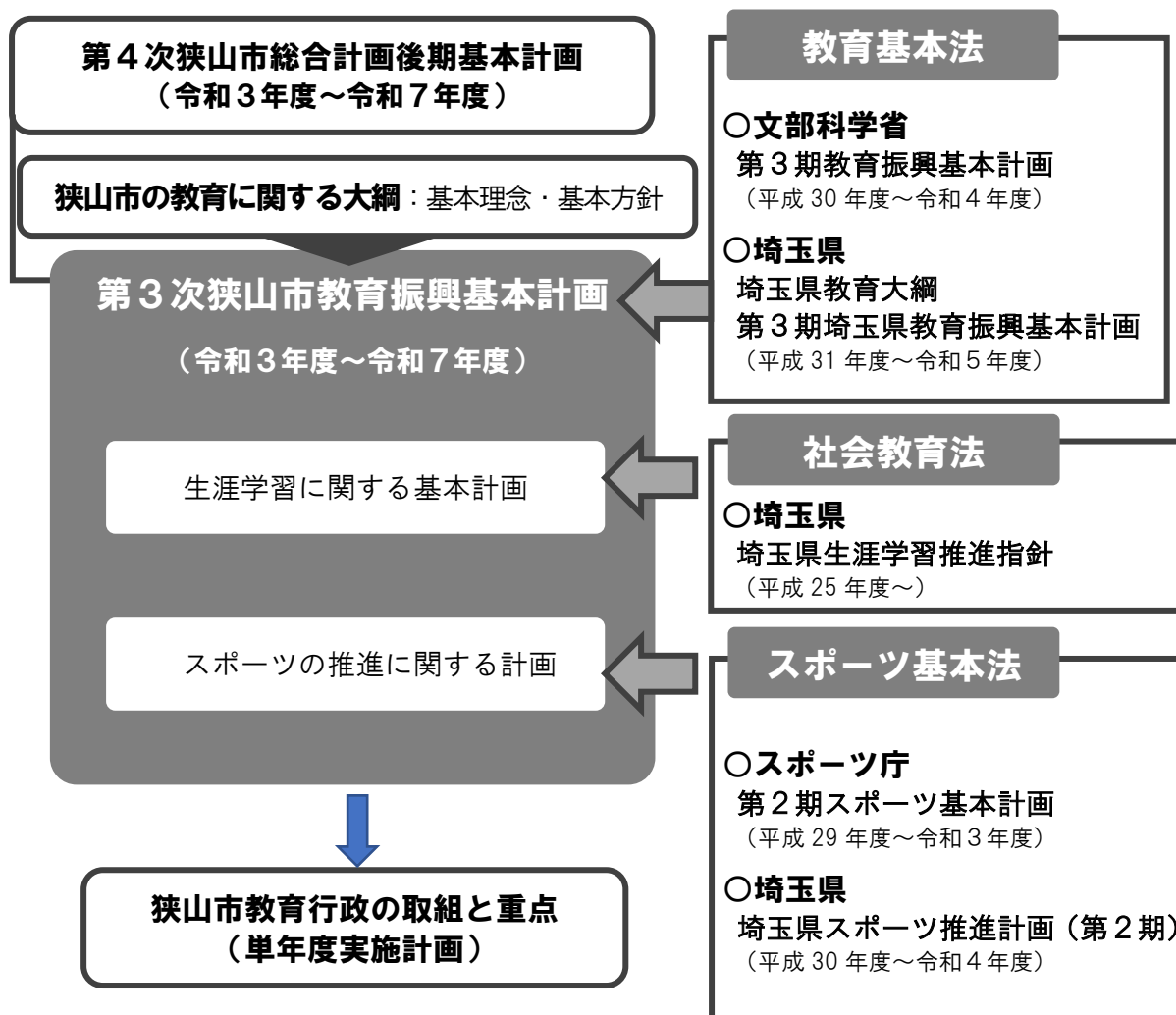
第2節 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

策定にあたっては国及び埼玉県教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の上位計画である「第4次狭山市総合計画後期基本計画」との整合を図ったものです。

また、本計画には、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める「狭山市の教育に関する大綱」を、基本理念及び基本方針として位置付けるものとします。

なお、本市の教育行政の一体性をより明確にするため、これまで社会教育法及び埼玉県生涯学習推進指針を参酌し生涯学習分野の計画として策定してきた「狭山市生涯学習基本計画」と、スポーツ基本法に基づきスポーツ分野の計画として策定してきた「狭山市スポーツ推進計画」を包含した計画としました。



□教育の大綱の策定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定されています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

□教育振興基本計画の策定は、教育基本法第17条に規定されています。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や教育を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

		期間（年度）								
		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
狭山市	第4次狭山市総合計画 基本構想（平成28年度～令和7年度）									次期計画 （令和8年度～）
	前期基本計画 （平成28年度～令和2年度）				後期基本計画 （令和3年度～令和7年度）					
	第2次 狭山市教育振興基本計画				第3次狭山市教育振興基本計画 （令和3年度～令和7年度）					次期計画 （令和8年度～）
	第5次狭山市生涯学習基本計画				↑ ↑ 一体化					
	狭山市スポーツ推進計画									
国	第3期教育振興基本計画 （平成30年度～令和4年度）					次期計画 （令和5年度～）				
	平成29年度・平成30年度改定 学習指導要領 （平成30年度以降、幼稚園・小学校・中学校・高等学校で順次実施）									
	幼稚園 平成30年度～全面实施									
	小学校 令和2年度～全面实施									
県	中学校 令和3年度～全面实施									
	第2期 計画	第3期埼玉県教育振興基本計画 （平成31年度～令和5年度）					次期計画 （令和6年度～）			

第4節 教育をめぐる情勢

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化と人口減少

我が国の人口は、平成20年度をピークとして減少に転じており、高齢者の占める割合は増加し、子供の占める割合は減少し続けています。また、核家族世帯が増加し子供のいる世帯の割合が低下するなかで、教育分野においては、児童生徒数の減少、学校規模の縮小による学習面、生活面、学校運営面等への影響、家庭における子育てへの負担の増加、地域の教育力の低下などの問題が指摘されています。

埼玉県においては、現在も人口は増加傾向にあります。昭和40年代の人口急増の影響を受けて、後期高齢者の増加率が全国的に見ても高くなっています。また、14歳以下の子供の数は昭和57年をピークに減少が続いており、少子化が進行しています。

本市においては、平成6年をピークに人口は減少しており、高齢化率は31.6%（令和2年10月）となり、児童生徒数は、昭和60年をピークに減少し、令和2年にはピーク時の40%ほどの人数まで減少しています。

(2) 複雑で予測困難な社会の変化

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会、いわゆる知識基盤社会であると言われていています。社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となっており、こうした変化はどのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっています。

また、令和2年から全世界的な規模で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、産業構造や働き方の変化、人々の交流の抑制、感染拡大防止を念頭においた「新しい生活様式」の実践など、市民生活に様々な影響をもたらし、失業や解雇、虐待や孤立などの問題も発生しています。

このような事態の中、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、社会の中で自分をどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっています。

(3) グローバル化の進展と人材の流動化

ICT*（情報通信技術）分野の技術革新や交通ネットワークの発達に伴い、国境を越えた人、モノ、情報のグローバル化の進展が加速しており、様々な分野で国際社会との相互連携、相互依存の関係が深まっています。

今後、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現できる基礎的な力として、外国語の習得や情報活用能力の育成が課題となっています。

(4) Society 5.0* (超スマート社会) の実現に向けた取り組みの要請

近年、IoT (モノのインターネット) やAI (人工知能) など、ICT* の分野における技術革新が一層進展し、国では、社会生活、経済活動が劇的に変わる Society 5.0 (超スマート社会) の実現を目指しており、学校教育においても、これに向けた教育改革や技術者の育成などの取り組みが求められています。

これに伴い、STEAM教育 (教科横断的な教育) といった新時代に対応するための教育内容や、教育分野における新しいテクノロジーを活用した取り組み (EdTech (エドテック) と呼ばれる。) など、これまでの教育の在り方に変化をもたらす可能性が示されています。他方、スマートフォンなどの普及に伴い、ICT の活用は子供の生活にも深く浸透しており、情報モラルの確立や氾濫する情報の適切な活用に向けた取り組みも求められています。

(5) SDGs* への取り組みの促進

貧困や紛争、人権の抑圧、感染症や、環境問題とこれに伴う自然災害への影響などの課題が地球規模で増大しています。グローバル化の進展に伴い、世界の国々との相互依存関係が高まっている中、これらの問題に対して一国のみではなく国際社会全体として、協力して取り組むことが求められています。

このような流れを受け、平成 27 年に国際連合において、「誰一人取り残されない、持続可能で多様性と包括性のある社会」の実現のため、2030 年を年限とする 17 の SDGs (持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals) と 169 のターゲットを含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。貧困、気候変動、生物多様性やエネルギーなど、持続可能な社会* をつくるために取り組むべきビジョンや課題も網羅されており、地域社会においても取り組みが求められています。

2 子供を取り巻く環境の変化

(1) 地域・家庭の状況の変化

少子化の進行や社会環境の変化の中で、子供たちが学校外で一緒に遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少しています。また、子育ての知識や経験、世代を超えた知恵の継承にも支障が生じており、子供たちの基本的な生活習慣や学習習慣、社会性などの育成に重要な役割を果たす地域の教育力の低下が課題となっています。また、子育てにおける保護者の孤立や家庭的背景による教育格差の問題もあります。こうしたことから、家庭及び地域における教育の役割を明確にするとともに、家庭の教育力、地域の教育力を高めるための支援が課題となっています。

(2) 経済的格差による子供の貧困

社会的・経済的格差の進行が指摘されており、日本の子供の7人に1人が貧困な環境に置かれていると言われる中、国や自治体などにおける子供の貧困対策の強化が図られています。今後、経済的な理由により進学できないなど、経済的な格差が進学の機会や学力の格差につながり、格差が世代を通じて固定化されることのないよう、全ての子供の学びを支援し、一人一人の能力を伸ばす教育をさらに充実させることが求められています。

3 教育政策の動向

(1) 国・県の動向

国では、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定しました。

この計画では、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など5つの今後の教育政策に関する基本的な方針を設定し、教育政策の目標とその進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、必要となる施策群を示しています。

また、この計画では、生涯学習分野の目標として、人生100年時代*を見据えた生涯学習の推進、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進、障害者の生涯学習の推進の4点が掲げられています。

スポーツの分野については、平成23年6月に「スポーツ基本法」が制定されたことにより「スポーツ基本計画」を策定し、平成27年10月にスポーツ庁が発足し、平成29年には、「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。

第2期計画では、多面にわたるスポーツの価値を広く国民に伝え、スポーツに関わる「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、経済・地域の活性化など、他分野との連携・協力を通じて「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを基本方針として提示しています。

また、中央教育審議会では、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の検討を進めており、新型コロナウイルス感染症等により、ますます予測困難な時代となる中、新しい時代の初等中等教育のあり方についての議論が進められています。

埼玉県では、平成31年に「第3期埼玉県教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、主体的に社会に関わり、多様な人々との交流を通じて、新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力を有し、社会の持続的な発展を支える担い手を育てていくという教育の使命を果たすため、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として定め、計画の推進を図ることとしています。

また、生涯学習の分野については、平成25年に従来の県行政主体の「計画」としてではなく、10年先を見据え、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「生涯学習推進指針」を策定しました。

スポーツの分野については、平成30年には「スポーツがつくる 活力ある埼玉」を基本理念とする「埼玉県スポーツ推進計画（第2期）」を策定し、第1期計画における取り組みの成果を踏まえ、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（2021年に延期）両大会の成功と高まるスポーツへの関心を更なるスポーツの振興へとつなげていくことを目指しています。

（2）学習指導要領の改訂

学習指導要領、幼稚園教育要領*が約10年ぶりに全面改訂され、小、中学校では平成30年度から移行期間となり、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となりました。今回の改訂では、子供が主体的に学ぶことの意味を感じながら、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた力が様々な課題への対応に活かせることを実感できるような「主体的・対話的で深い学び」の導入と、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立が重要なテーマとされています。また教育内容については、小学校における外国語の教科化や道徳の教科化が図られており、こうした新しい取り組みへの対応が進められています。

（3）学校における働き方改革

教育をめぐる社会情勢の変化に対応し、教育の充実を図る上で、教職員の資質の向上が不可欠の課題となるなかで、教職員の多忙な勤務状況が深刻な課題として注目されています。国においても、学校現場における業務改善のためのガイドラインの作成などの取り組みが進められていますが、多くの教員が、長時間労働に従事している実態とその常態化が報告されています。中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、教員が担うべき業務の明確化が進められており、授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められるような働き方改革を進める必要があります。

全国的に教職員の働き方改革は重要な課題となっており、本市においても教育のさらなる充実に向け、中心的な担い手となる教員が、本来の力を発揮できる環境づくりが求められています。

第 2 章 現状と課題

第1節 教育に関する現状

1 学校教育等に関する現状

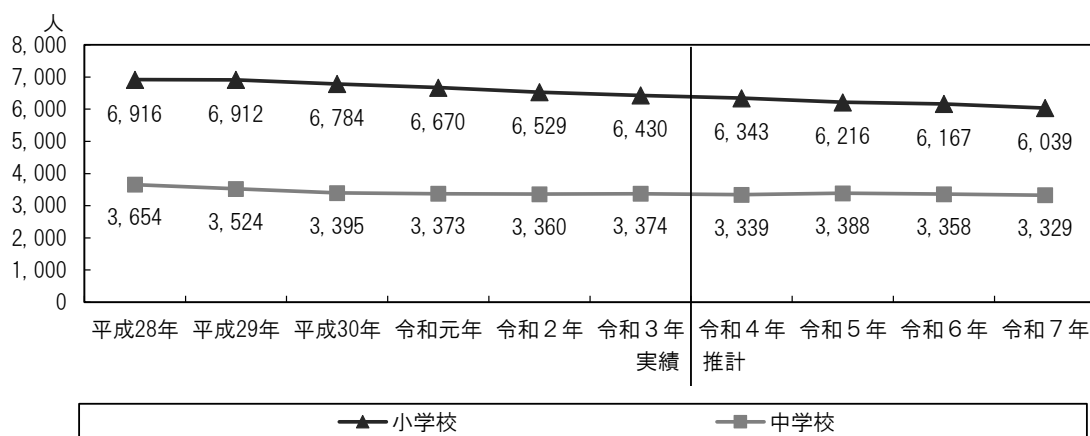
(1) 統計からみる現状

① 児童生徒数・学級数の推移

児童生徒数は年々減少傾向にあり、令和3年5月1日現在で小学校は6,430人、中学校は3,374人となっています。

学級数は、令和3年5月1日現在で小学校は239学級、中学校は106学級となっています。推計値をみると、小学校の学級数及び中学校の学級数はともに横ばいで推移する見込みとなっています。

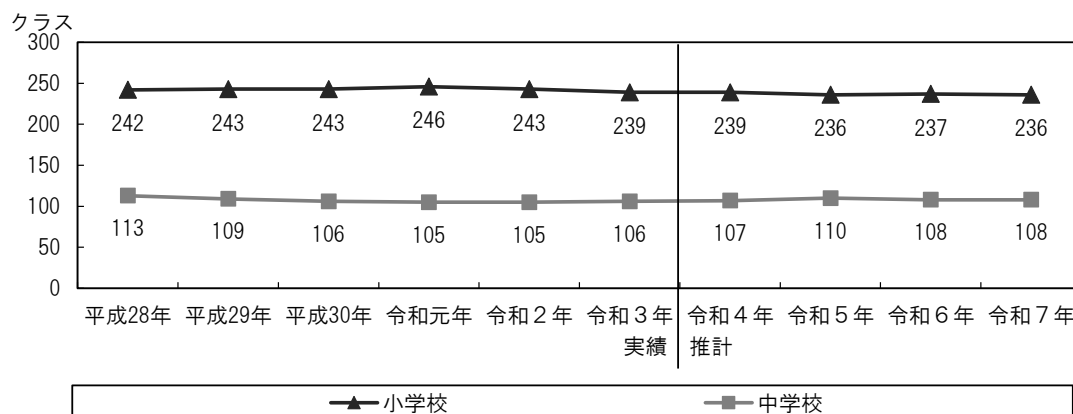
■ 児童生徒数の推移



実績値資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

※推計値は令和3年5月1日現在の年齢別人口を基に、翌年度以降年齢を1歳ずつ進行させて算出したものであり、自然増減及び社会増減等の要因は加味されていない。

■ 学級数の推移



実績値資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

※小学校1・2学年は35人、中学校1学年は38人、他は40人学級で算出し、特別支援学級数を含む。

※令和4年度以降は小学校は35人学級に1学年ずつ引上げるものとし、令和4年度は3学年まで、令和5年度は4学年まで、令和6年度は5学年まで、令和7年度は全学年で35人学級として算出。

②児童生徒数・学級数の現状

学校別にみた児童生徒数及び学級数は、次のとおりです。

■小学校の児童数・学級数

学校名	児童数（人）							学級数 （クラス）
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	全体	
入間川小	91(2)	74(2)	81(2)	73(2)	96(1)	84(0)	499(9)	17(2)
入間川東小	100(0)	111(2)	126(2)	104(1)	96(2)	102(0)	639(7)	20(2)
富士見小	112(0)	79(4)	130(1)	95(4)	99(7)	101(2)	616(18)	20(3)
南小	78(3)	81(3)	81(4)	81(0)	102(5)	79(2)	502(17)	17(3)
山王小	65(1)	70(3)	70(2)	66(1)	84(0)	64(3)	419(10)	13(2)
入間野小	73(0)	80(0)	76(0)	81(1)	81(2)	68(0)	459(3)	15(1)
御狩場小	29(0)	28(0)	33(0)	41(0)	29(1)	43(3)	203(4)	8(1)
堀兼小	35(0)	35(0)	38(0)	41(1)	43(1)	53(0)	245(2)	9(1)
狭山台小	65(2)	60(3)	52(5)	77(2)	76(1)	70(1)	400(14)	12(3)
新狭山小	78(2)	63(2)	70(1)	71(3)	80(1)	86(2)	448(11)	14(2)
奥富小	52(1)	54(0)	54(0)	52(0)	57(0)	64(0)	333(1)	12(1)
柏原小	66(2)	81(4)	81(5)	83(0)	91(1)	90(3)	492(15)	17(3)
水富小	59(0)	56(2)	70(2)	59(0)	54(1)	50(1)	348(6)	12(1)
広瀬小	77(2)	62(3)	62(2)	73(7)	85(4)	88(0)	447(18)	15(3)
笹井小	32(0)	39(0)	32(0)	39(4)	52(1)	46(0)	240(5)	9(1)
合計	1,012(15)	973(28)	1,056(26)	1,036(26)	1,125(28)	1,088(17)	6,290(140)	210(29)

() は特別支援学級の児童数及び学級数で外数

資料：学校基本調査（令和3年5月1日現在）

■中学校の生徒数・学級数

学校名	生徒数（人）				学級数 （クラス）
	1年	2年	3年	全体	
中央中	150(6)	153(2)	153(5)	456(13)	12(2)
入間川中	72(0)	78(0)	79(0)	229(0)	6(0)
山王中	106(1)	104(6)	107(3)	317(10)	9(2)
入間野中	165(7)	163(2)	198(0)	526(9)	15(2)
堀兼中	119(1)	132(4)	123(2)	374(7)	12(2)
狭山台中	212(5)	184(4)	184(2)	580(11)	16(2)
西中	167(8)	201(5)	196(9)	564(22)	15(3)
柏原中	90(0)	74(0)	92(0)	256(0)	8(0)
合計	1,081(28)	1,089(23)	1,132(21)	3,302(72)	93(13)

() は特別支援学級の児童数及び学級数で外数

資料：学校基本調査（令和3年5月1日現在）

(2) アンケート調査からみる現状

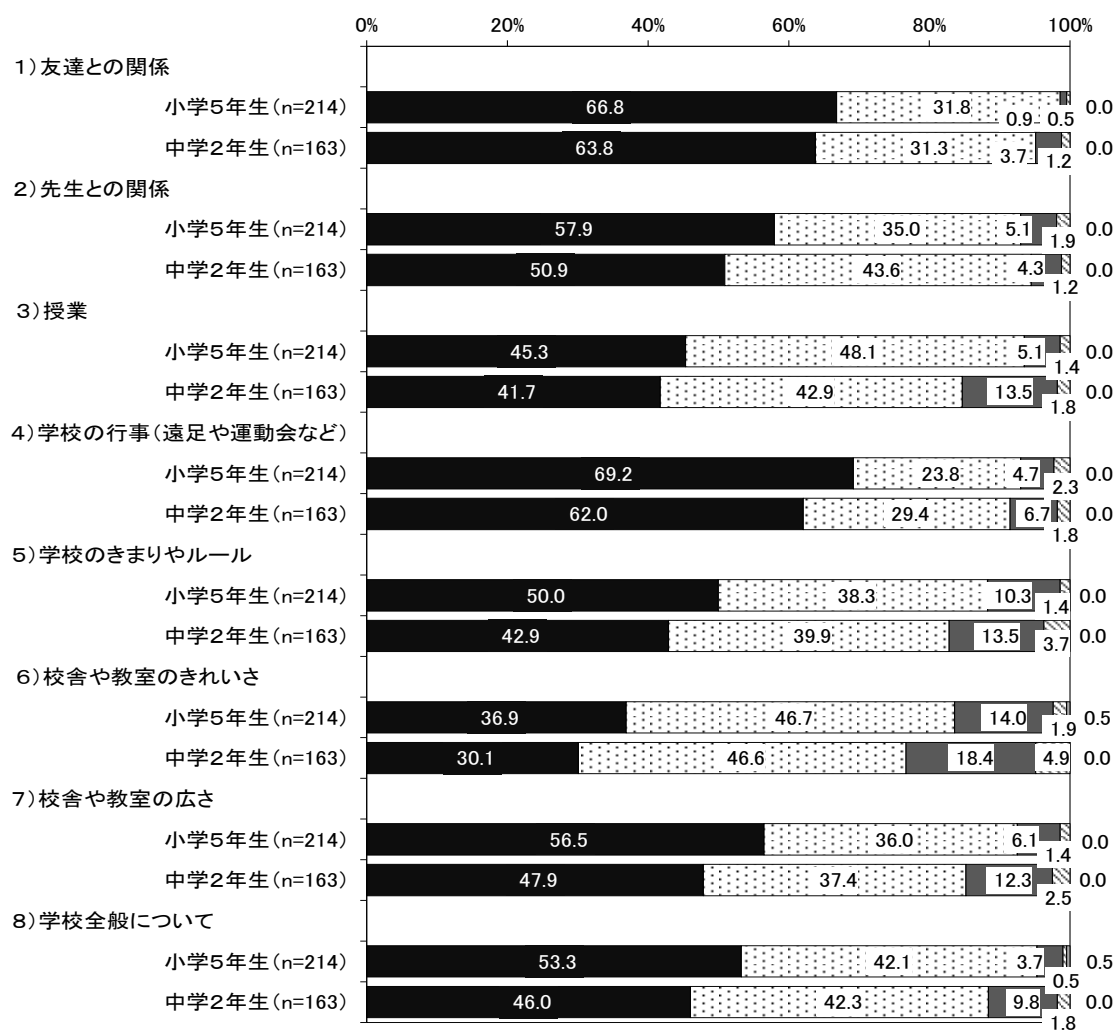
本計画の策定にあたり、教育に関する現状やニーズを把握し、計画づくりに反映するため、「狭山市の教育・生涯学習・スポーツに関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を令和2年2月に実施しました。調査結果からみる主な状況は次のとおりです。

※アンケート調査は、一般市民、児童生徒（小学校5年生及び中学校2年生）、保護者、教職員、社会教育関係団体、スポーツ関係団体を対象として抽出により実施したものです。

①学校生活の満足度

学校生活に関する満足度については、『とても満足している、やや満足している』人の割合は、中学2年生の[6)校舎や教室のきれいさ]を除き、概ね8割から9割を占めています。また、学年別にみると、[3)授業]、[5)学校のきまりやルール]、[6)校舎や教室のきれいさ]、[7)校舎や教室の広さ]、[8)学校全般について]では、小学5年生が中学2年生を5ポイント以上上回っています。

【児童生徒】



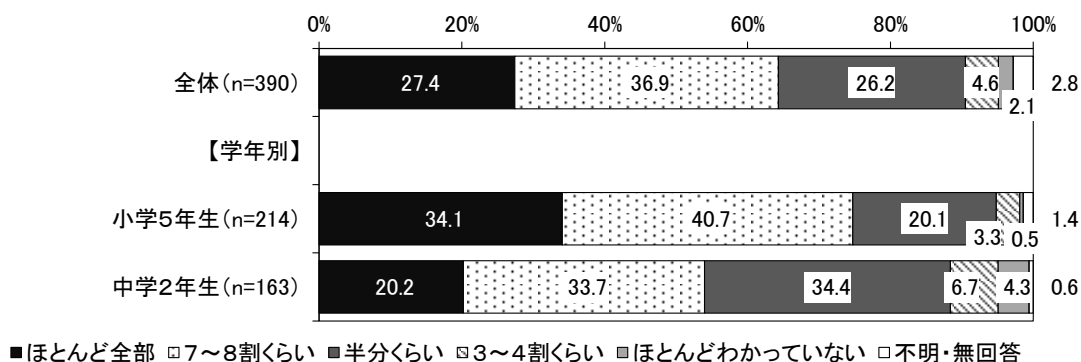
■とても満足している □やや満足している ■あまり満足していない □まったく満足していない □不明・無回答

②学校の授業の理解度

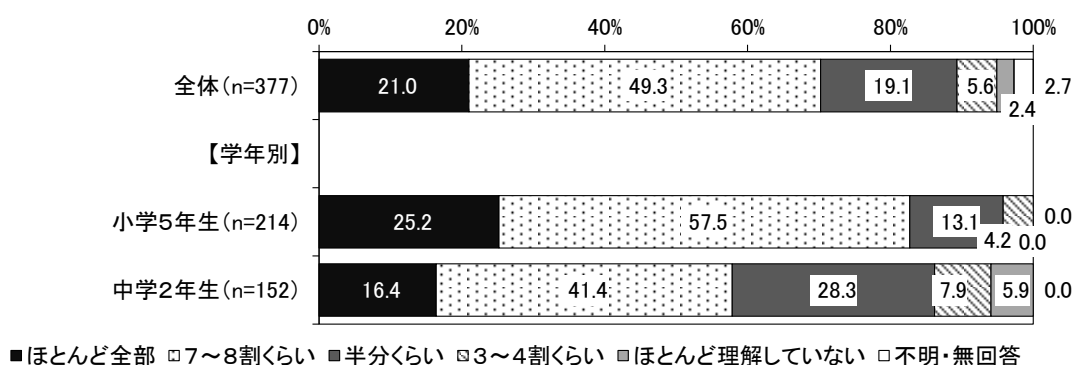
学校の授業がどのくらいよくわかるかについては、児童生徒では、小学5年生で「ほとんど全部」と「7～8割くらい」が合わせて74.8%となっているものの、中学2年生では53.9%にとどまっています。「半分くらい」は小学5年生で20.1%となっていますが、中学2年生では34.4%となり、小学5年生に比べて14.3ポイント高くなっています。

保護者では、小学5年生の保護者で「ほとんど全部」と「7～8割くらい」が合わせて82.7%となっているものの、中学2年生の保護者では57.8%にとどまっています。「半分くらい」が小学5年生の保護者では13.1%となっていますが、中学2年生の保護者では28.3%となり、小学5年生の保護者に比べて15.2ポイント高くなっています。

【児童生徒】



【保護者】

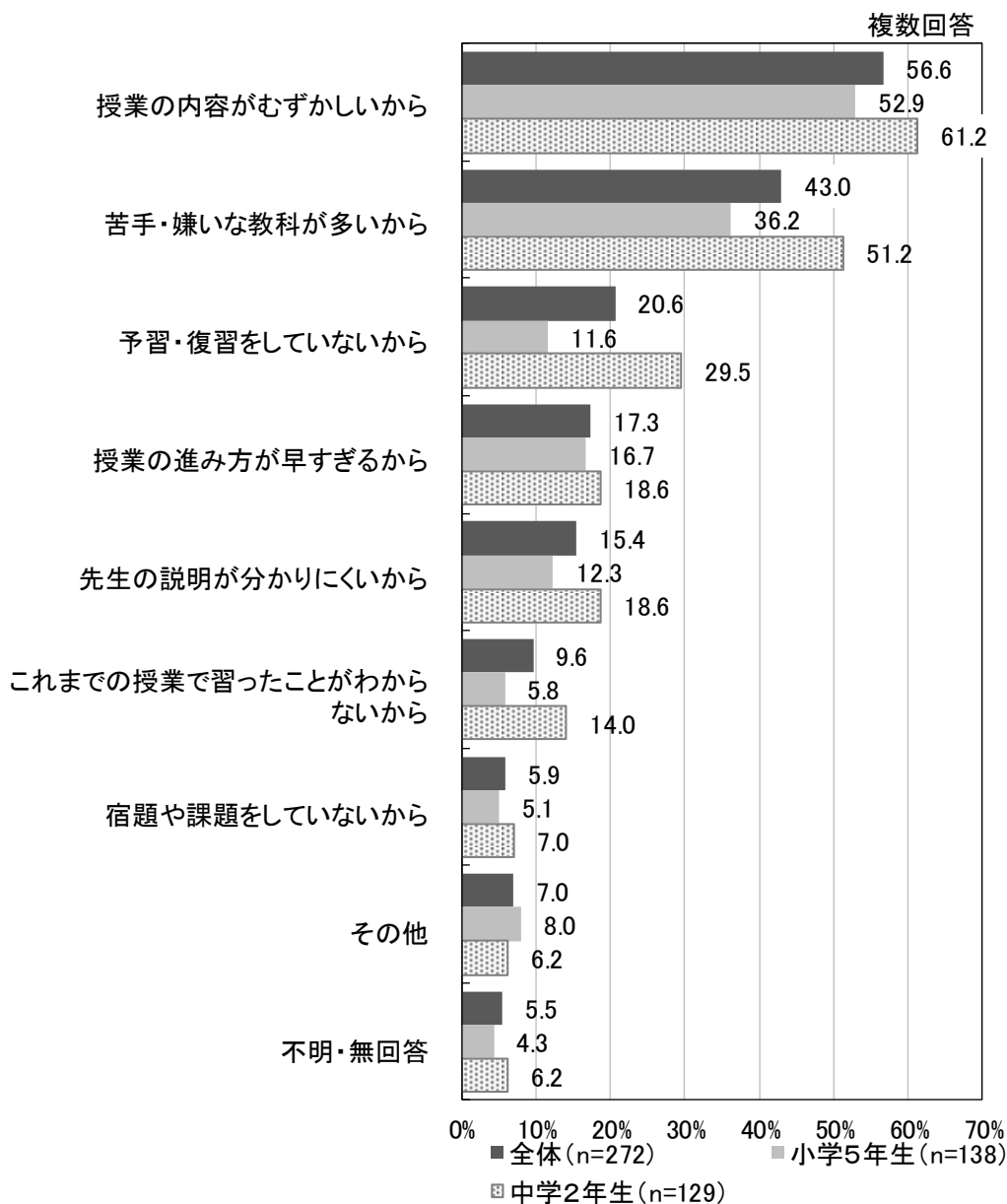


【「7～8割くらい」～「ほとんどわかっていない」と答えた方】

授業がわからない理由については、「授業の内容がむずかしいから」が56.6%で最も高く、次いで「苦手・嫌いな教科が多いから」が43.0%、「予習・復習をしていないから」が20.6%となっています。

学年別にみると、中学2年生で「予習・復習をしていないから」、「苦手・嫌いな教科が多いから」が小学5年生に比べて10ポイント以上、「授業の内容がむずかしいから」、「先生の説明が分かりにくいから」、「これまでの授業で習ったことがわからないから」が5ポイント以上高くなっています。

【児童生徒】

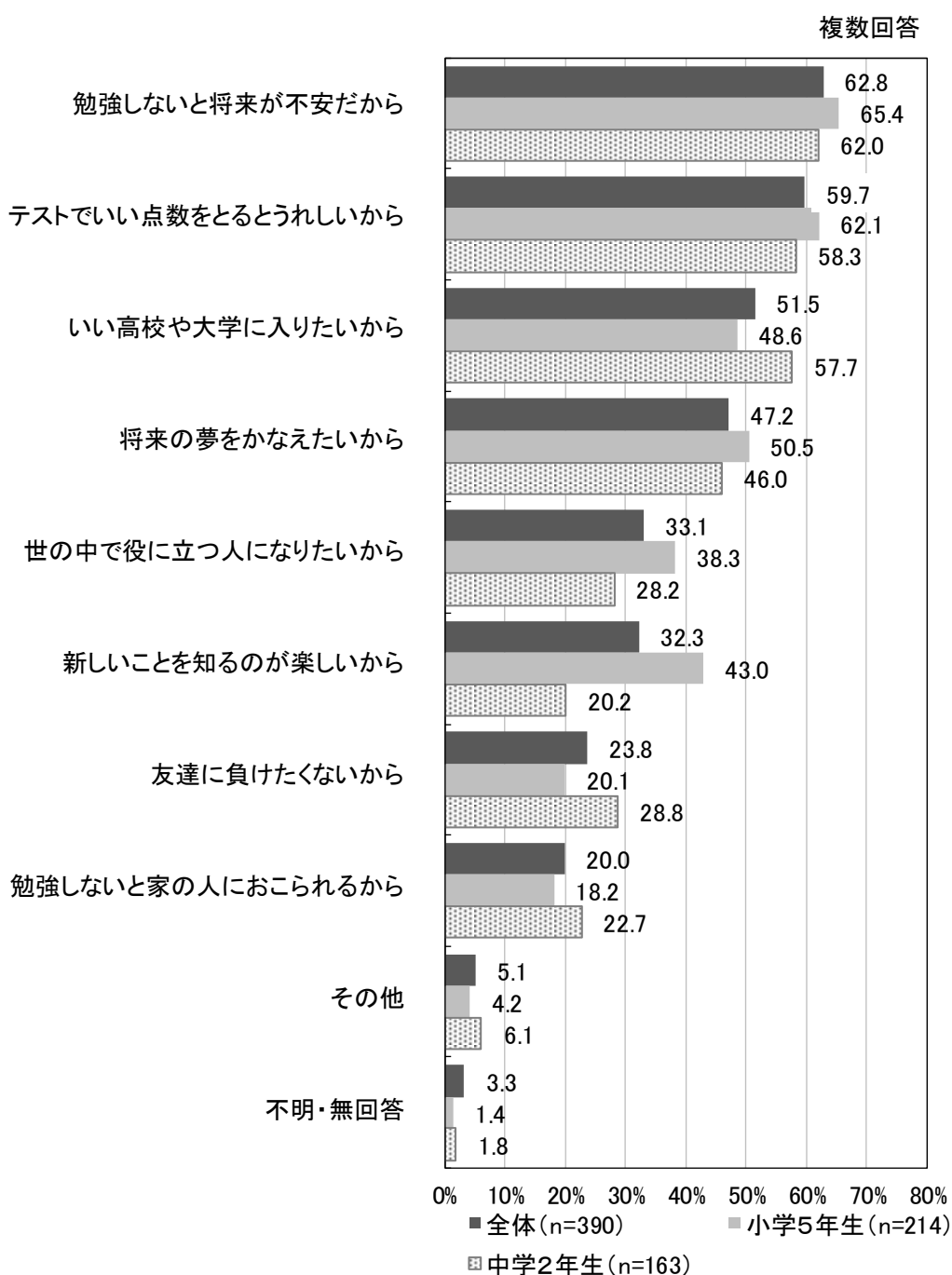


③勉強する理由

勉強する理由については、「勉強しないと将来が不安だから」が62.8%で最も高く、次いで「テストでいい点数をとるとうれしいから」が59.7%、「いい高校や大学に入りたいから」が51.5%となっています。

学年別にみると、小学5年生で「新しいことを知るの楽しいから」、「世の中で役に立つ人になりたいから」が中学2年生に比べて10ポイント以上高くなっています。また、中学2年生で「友達に負けたくないから」、「いい高校や大学に入りたいから」が小学5年生に比べて5ポイント以上高くなっています。

【児童生徒】

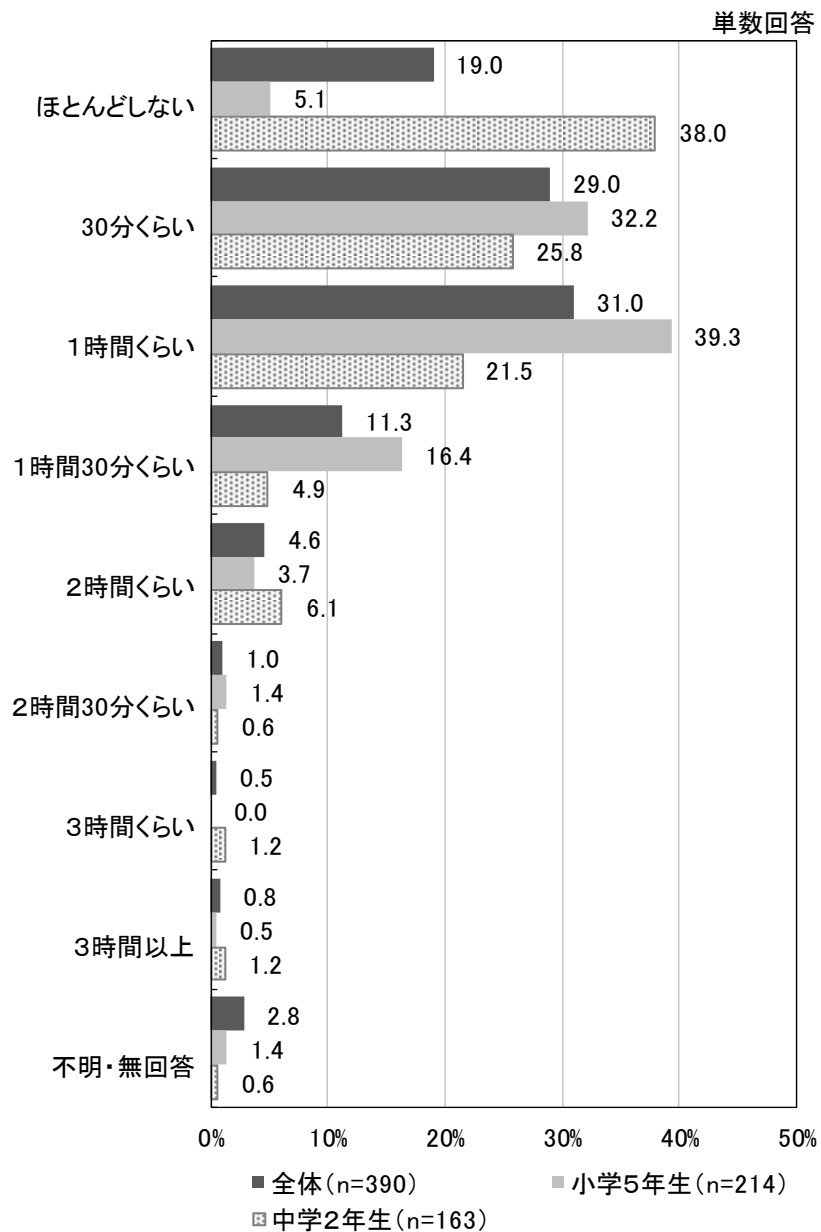


④家庭学習の状況

平日において、塾で勉強する時間を除いた一日の家での勉強時間は、「1時間くらい」が31.0%で最も高く、次いで「30分くらい」が29.0%、「ほとんどしない」が19.0%となっています。

学年別にみると、小学5年生は「1時間くらい」が39.3%、中学2年生は「ほとんどしない」が38.0%と、それぞれ最も高くなっています。

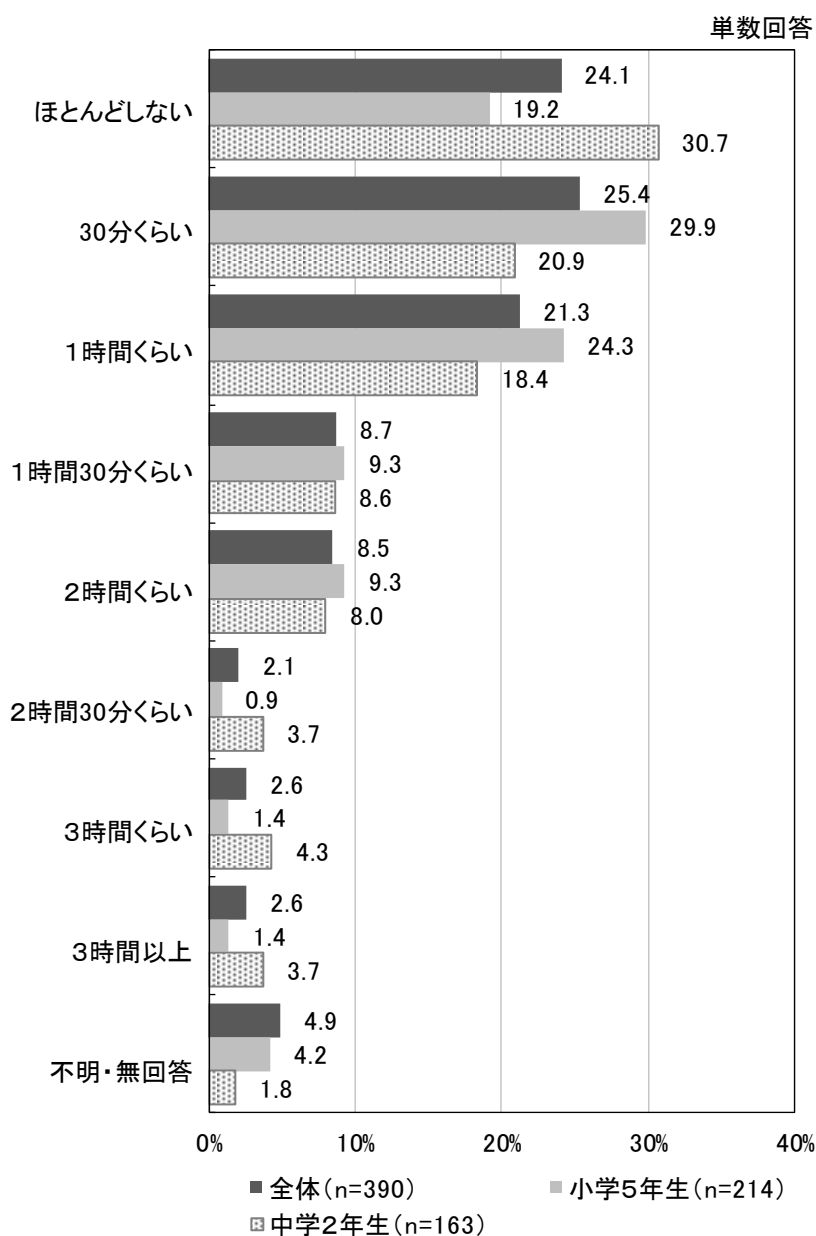
【児童生徒】 【平日】



休日において、塾で勉強する時間を除いた一日の家での勉強時間は、「30分くらい」が25.4%で最も高く、次いで「ほとんどしない」が24.1%、「1時間くらい」が21.3%となっています。

学年別にみると、小学5年生は「30分くらい」が29.9%、中学2年生は「ほとんどしない」が30.7%と、それぞれ最も高くなっています。一方で、『2時間くらい～3時間以上』の合計では、中学2年生で19.7%と、小学5年生の13.0%を6.7ポイント上回っています。

【児童生徒】 【休日】

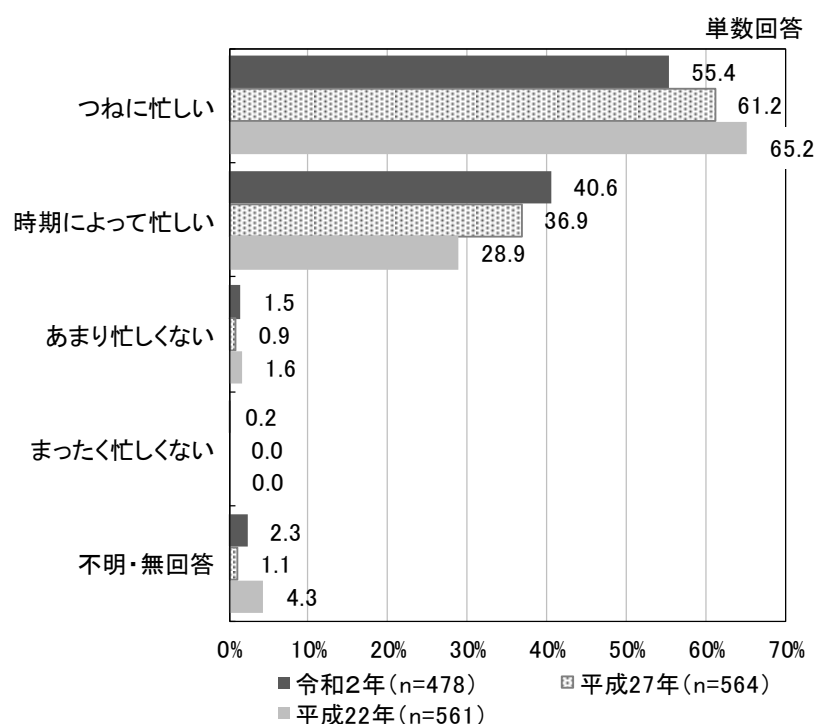


⑤教職員の職務の忙しさ

教職員自身の職務の忙しさについては、「つねに忙しい」が55.4%で最も高く、次いで「時期によって忙しい」が40.6%、「あまり忙しくない」が1.5%となっています。

平成27年のアンケート調査と比べて「つねに忙しい」が5.8ポイント減少し、「時期によって忙しい」がやや増加しています。

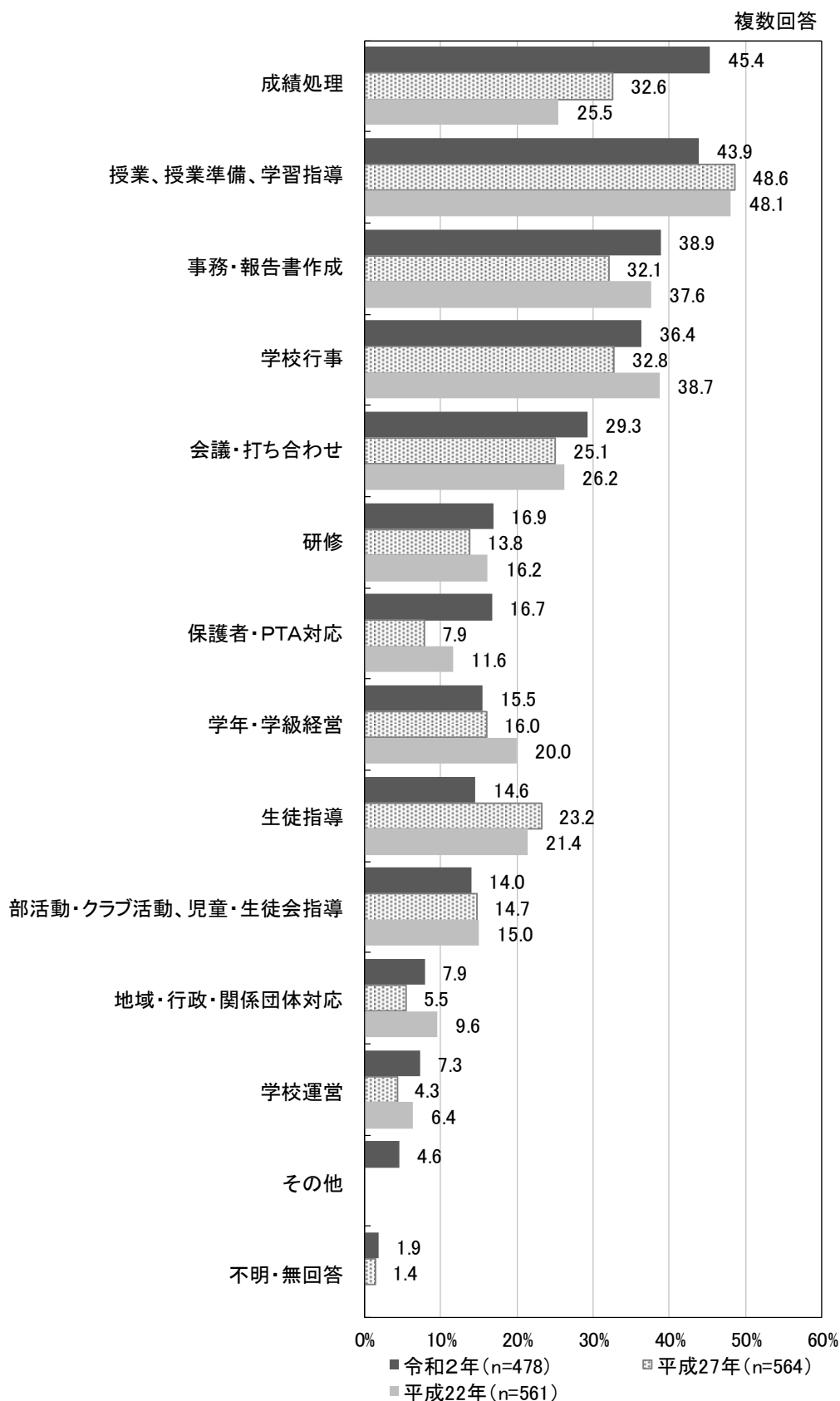
【教職員】



また、仕事をするうえで、特に忙しさを感じる業務については、「成績処理」が45.4%で最も高く、次いで「授業、授業準備、学習指導」が43.9%、「事務・報告書作成」が38.9%となっています。

平成22年・27年調査と比べて「成績処理」が大きく増加し、「生徒指導」が減少しています。また、平成27年調査と比べて「事務・報告書作成」、「保護者・PTA対応」がやや増加しています。

【教職員】



※「その他」は平成 22・27 年調査、「不明・無回答」は平成 22 年調査では非掲載となっています。

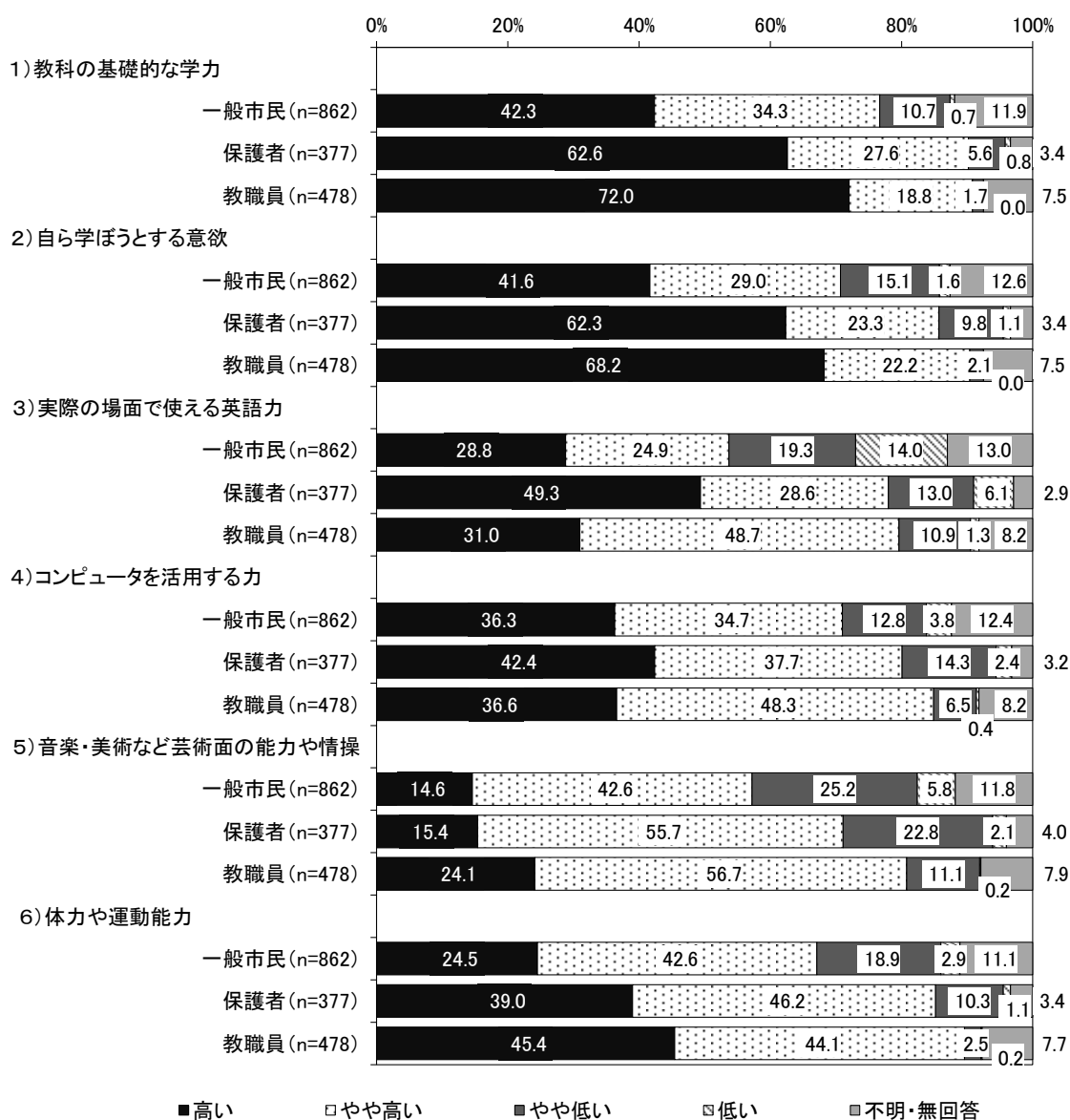
⑥学校教育の中で身につける必要性の高い能力や態度

学校教育の中で身につける必要性の高い能力や態度について、「高い」と「やや高い」を合わせた『必要性が高い』では、一般市民は[1)教科の基礎的な学力]が76.6%と最も高く、[2)自ら学ぼうとする意欲]、[4)コンピュータを活用する力]、[13)善悪を判断する力]、[18)社会生活に必要な常識]、[22)他人に対する思いやりや優しさ]、[24)生命や自然、環境を大切にする心]で7割を超えています。

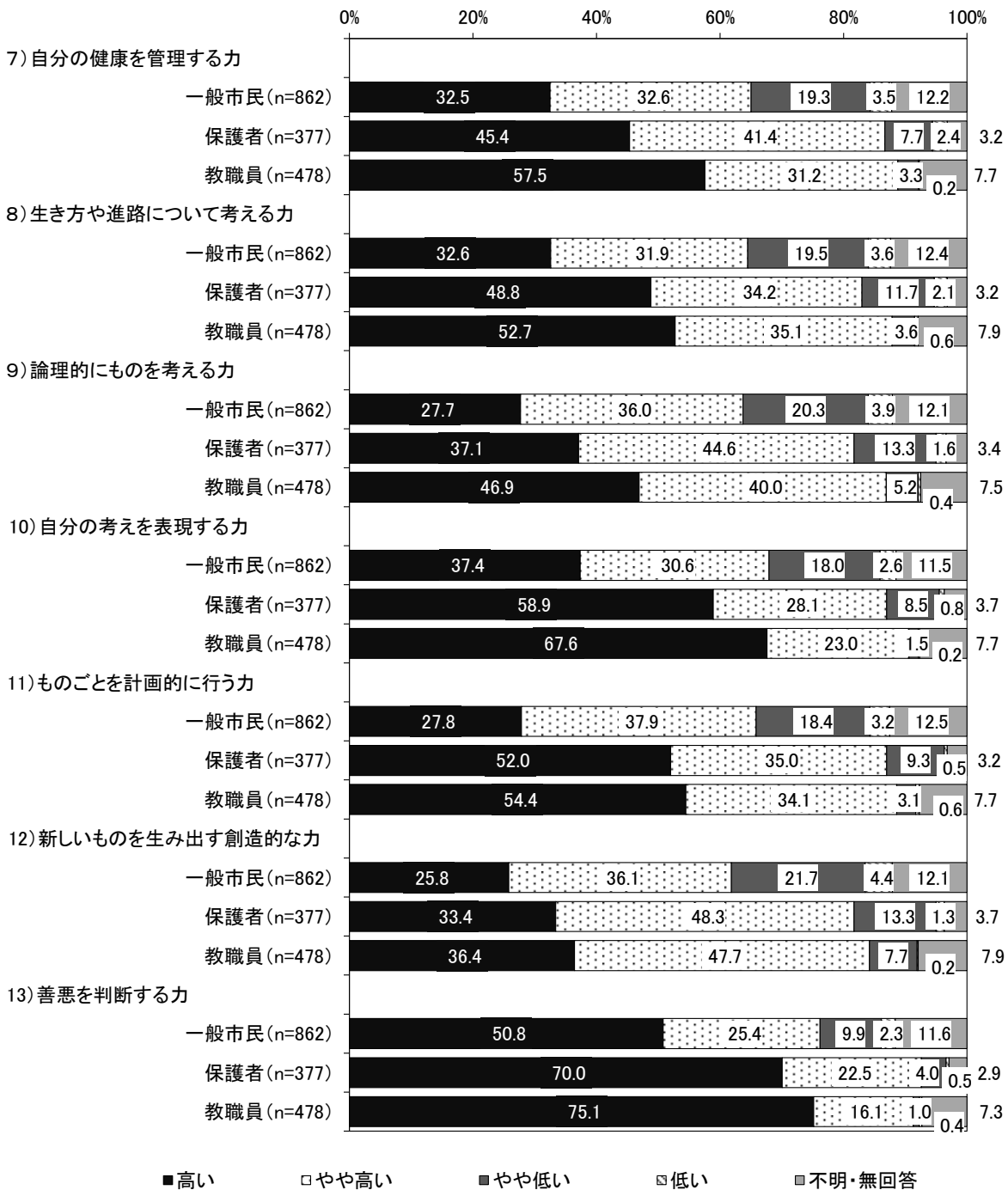
保護者は[22)他人に対する思いやりや優しさ]が93.6%と最も高く、[1)教科の基礎的な学力]、[13)善悪を判断する力]、[14)人間関係を築く力]、[17)ものごとをやりとげるねばり強さ]、[18)社会生活に必要な常識]、[23)他者や異質なものへの理解や寛容さ]、[24)生命や自然、環境を大切にする心]で9割を超えています。

教職員はほぼ全ての項目で8割を超えています。

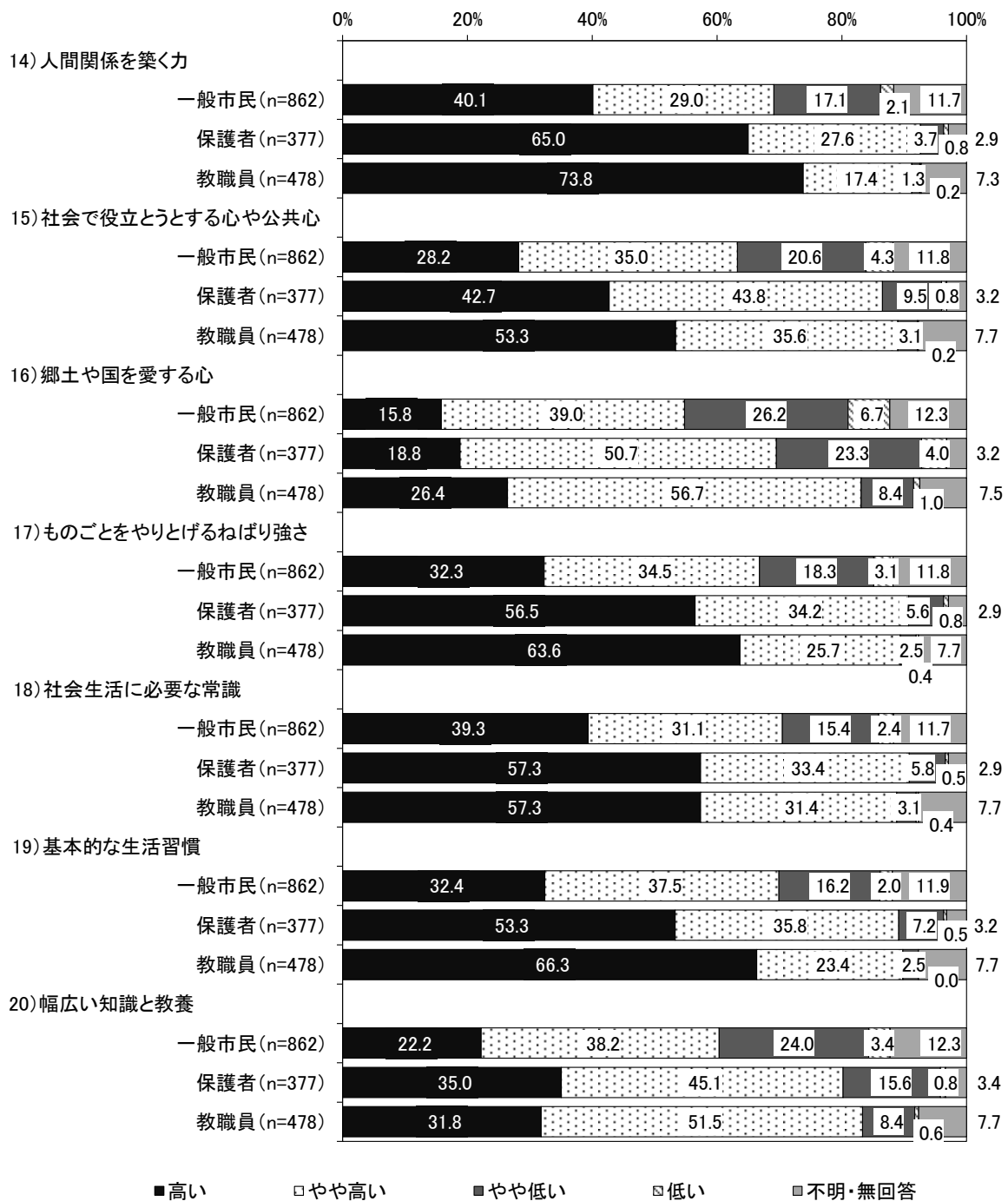
【必要性】



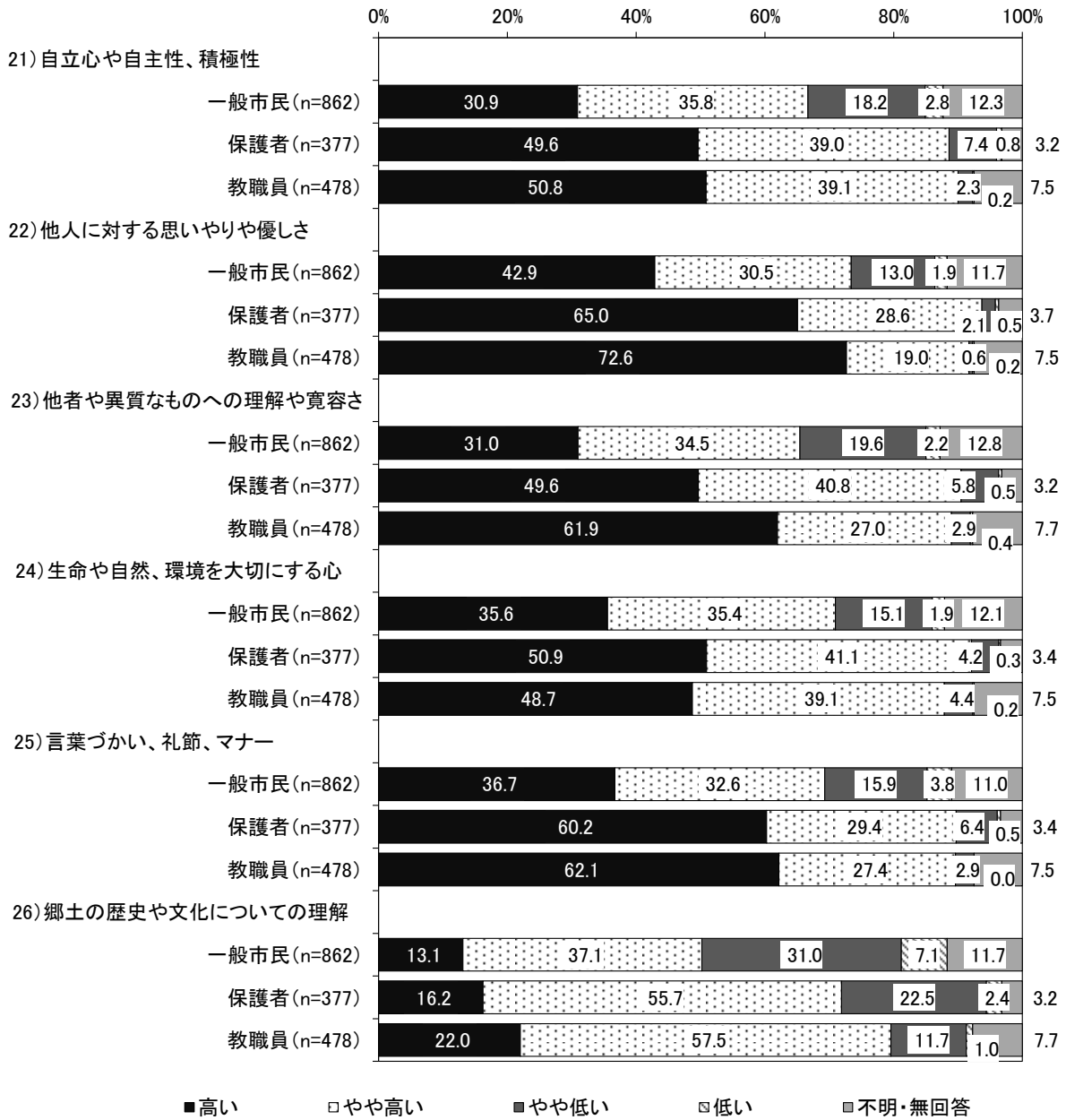
【必要性（続き）】



【必要性（続き）】



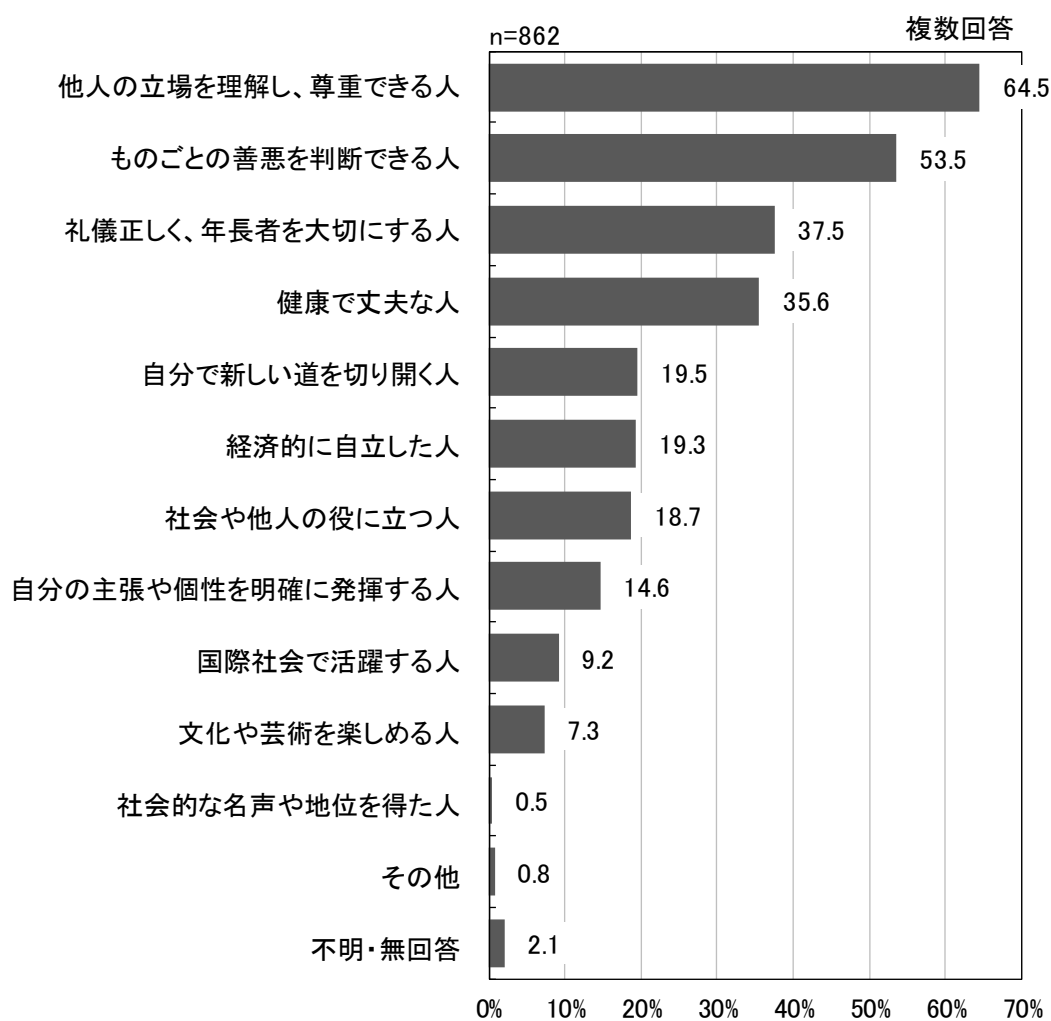
【必要性（続き）】



⑦狭山市の子供たちに将来どのような人になってもらいたいのか

狭山市の子供たちに将来どのような人になってもらいたいと思うかについては、一般市民では、「他人の立場を理解し、尊重できる人」が64.5%で最も高く、次いで「ものごとの善悪を判断できる人」が53.5%、「礼儀正しく、年長者を大切にす
る人」が37.5%となっています。

【一般市民】

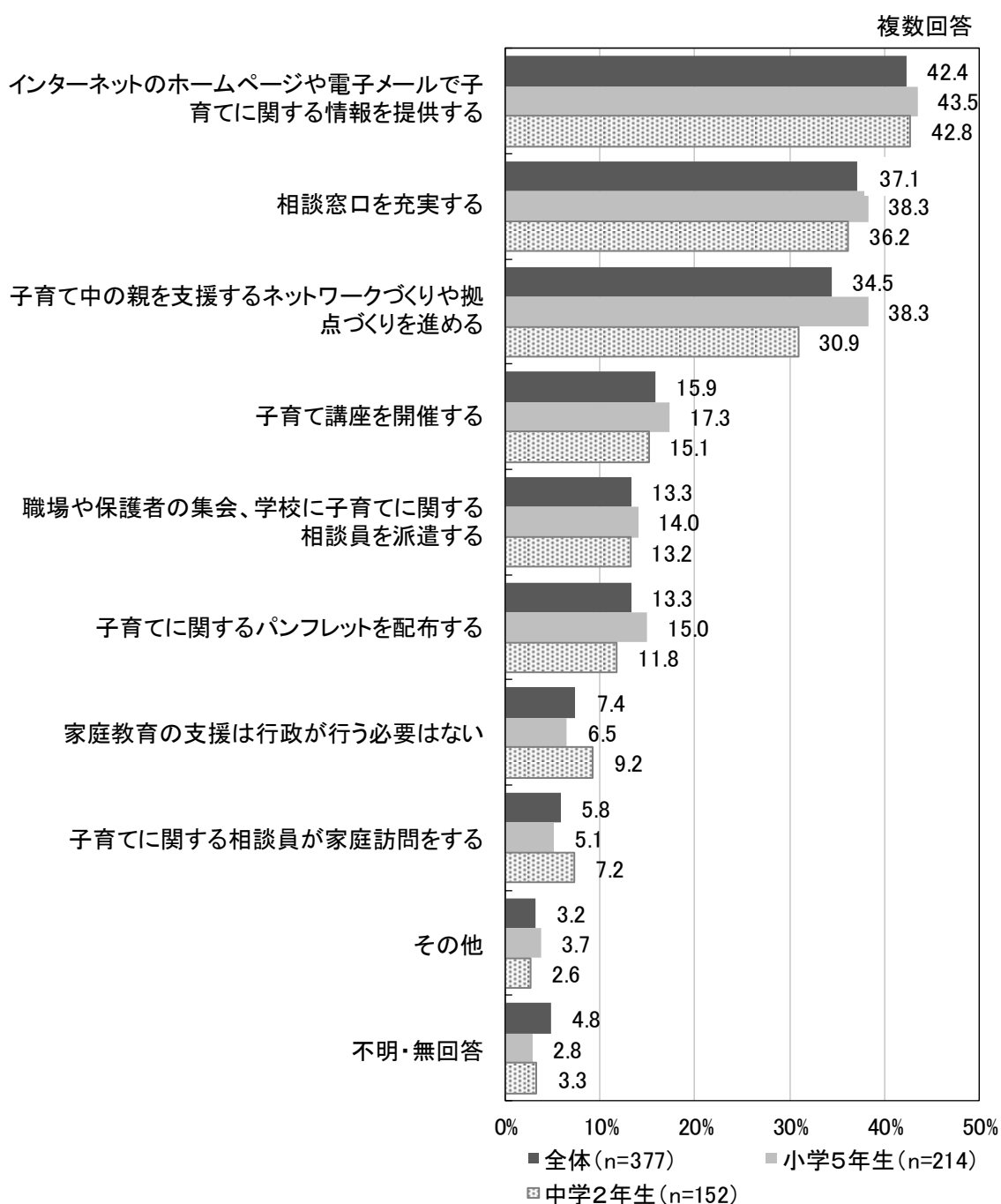


⑧家庭の教育力を高めるために行政に支援を期待すること

家庭の教育力を高めるために行政に支援を期待することについては、保護者では「インターネットのホームページや電子メールで子育てに関する情報を提供する」が42.4%で最も高く、次いで「相談窓口を充実する」が37.1%、「子育て中の親を支援するネットワークづくりや拠点づくりを進める」が34.5%となっています。

学年別にみると、小学5年生の保護者で「子育て中の親を支援するネットワークづくりや拠点づくりを進める」が中学2年生の保護者に比べて7.4ポイント高くなっています。

【保護者】

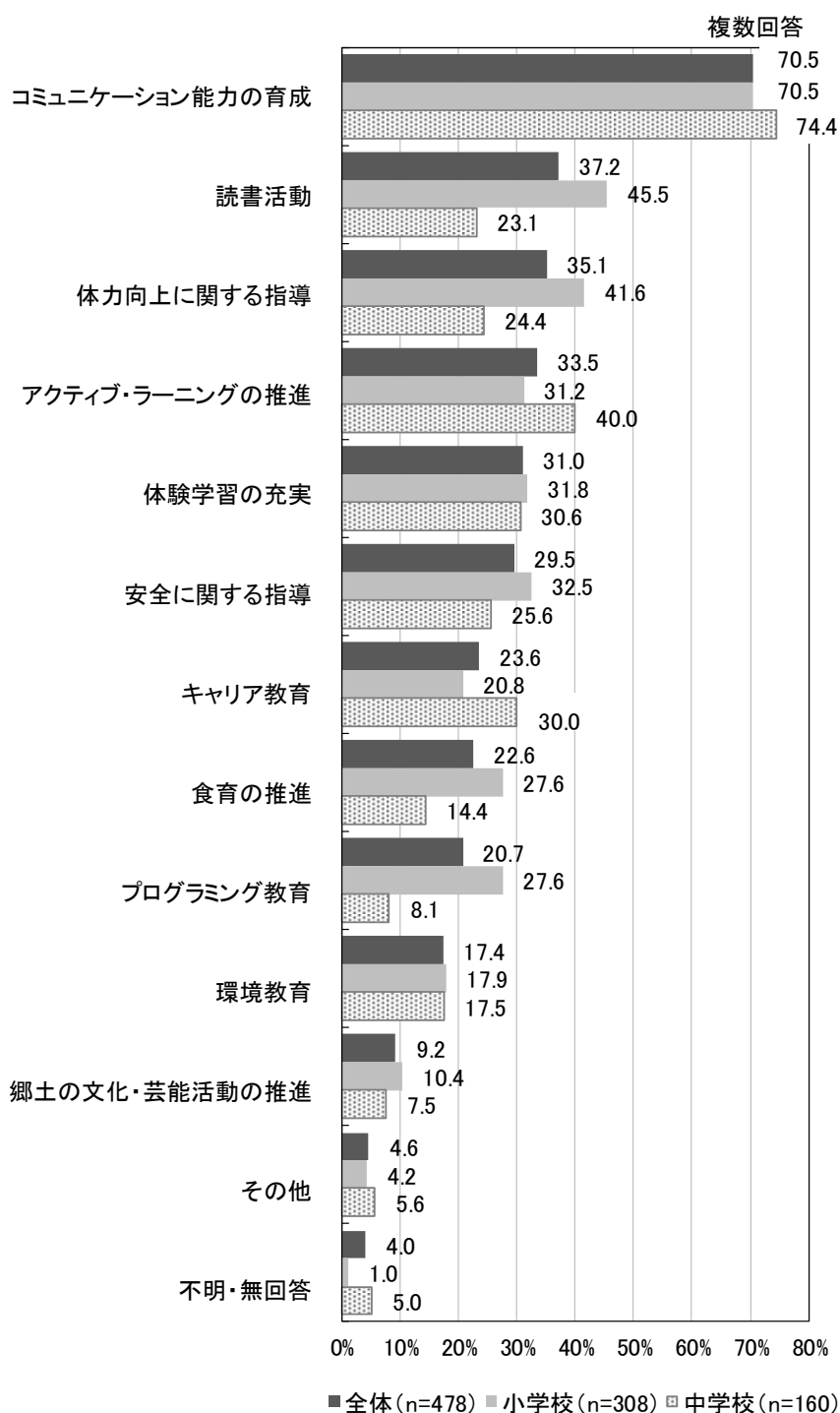


⑨各教科の学習活動以外に、今後特に重点的に取り組むべきもの

各教科の学習活動以外に、今後特に重点的に取り組むべきものについては、教職員では「コミュニケーション能力の育成」が70.5%で最も高く、次いで「読書活動」が37.2%、「体力向上に関する指導」が35.1%となっています。

勤務先別にみると、小学校で「食育の推進」、「読書活動」、「体力向上に関する指導」、「プログラミング教育*」が中学校に比べて10ポイント以上高くなっています。また、中学校で「キャリア教育」、「アクティブ・ラーニングの推進」が小学校に比べて8ポイント以上高くなっています。

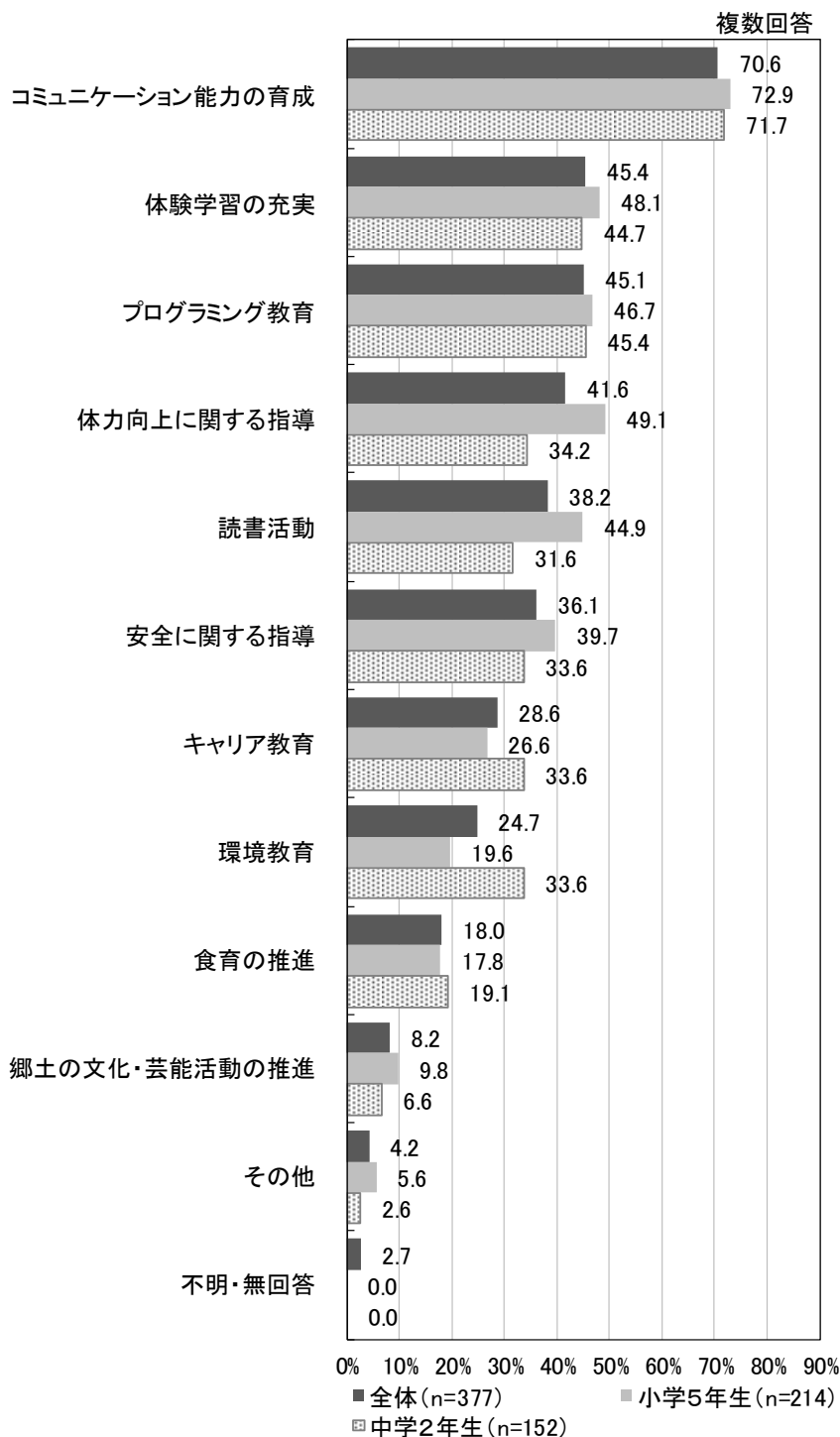
【教職員】



保護者では、「コミュニケーション能力の育成」が70.6%で最も高く、次いで「体験学習の充実」が45.4%、「プログラミング教育*」が45.1%となっています。

学年別にみると、小学5年生の保護者で「読書活動」、「体力向上に関する指導」が中学2年生の保護者に比べて10ポイント以上高くなっています。また、中学2年生の保護者で「環境教育」が小学5年生の保護者に比べて14.0ポイント高くなっています。

【保護者】



(3) 第2次狭山市教育振興基本計画の評価

第2次狭山市教育振興基本計画における施策の中で、数値目標を掲げた取り組みの状況については以下の各表のとおりです。なお、令和元年度末の数値で令和2年度の目標値との比較及び評価をしたものです。令和2年度の実績値については新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることから、参考数値として掲載するものです。

基本目標Ⅰ 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

1 確かな学力の育成

全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査結果については、平均値については目標である全国・県より低い学年・教科がある状況です。埼玉県学力・学習状況調査は、「学習した内容がしっかりと身に付いているのか」という今までの視点に、「一人一人の学力がどれだけ伸びているのか」という視点を加え、子供たちの成長していく姿が見える、全国でも初めての調査であり、その中では、個人の伸びが確認できます。

(正答率：%)

指標		基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
全国学力・学習状況調査結果 (小学校)	国語A	66.7	72.3	72.0	67.0	59.0	未実施	全項目で 全国平均 値を上回 る
	国語B	60.7	54.5	55.0	52.0			
	算数・数学A	71.5	76.9	75.0	60.0	64.0		
	算数・数学B	40.7	45.2	42.0	48.0			
全国学力・学習状況調査結果 (中学校)	国語A	73.8	72.5	67.0	74.0	71.0		
	国語B	63.4	61.1	52.0	58.0			
	算数・数学A	61.6	58.1	60.0	65.0	58.0		
	算数・数学B	38.7	39.7	48.0	46.0			
埼玉県学力・学習状況調査結果 (小学校4年生)	国語	60.0	59.5	65.2	61.6	55.8	63.2	全項目で 埼玉県平 均値を上 回る
	算数	66.3	70.3	61.4	62.1	71.1	61.3	
埼玉県学力・学習状況調査結果 (小学校5年生)	国語	72.2	62.8	66.6	56.2	50.3	61.4	
	算数	67.2	68.0	61.1	54.4	66.5	60.2	
埼玉県学力・学習状況調査結果 (小学校6年生)	国語	67.3	60.5	67.4	63.8	60.4	57.3	
	算数	59.3	66.7	61.7	55.5	60.8	56.5	
埼玉県学力・学習状況調査結果 (中学校1年生)	国語	70.6	58.6	63.8	54.6	62.9	59.2	
	数学	58.7	65.6	66.7	59.2	60.7	58.2	
埼玉県学力・学習状況調査結果 (中学校2年生)	国語	64.6	56.4	58.9	55.7	59.8	63.3	
	数学	49.8	60.7	54.6	51.2	58.9	60.2	
	英語	69.8	59.6	60.8	66.1	56.6	57.7	
埼玉県学力・学習状況調査結果 (中学校3年生)	国語	62.9	54.4	56.3	61.2	52.6	70.7	
	数学	47.6	62.5	61.4	61.5	59.2	56.7	
	英語	67.9	58.6	55.8	59.7	56.5	55.0	

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月と5月が臨時休校となり、令和2年度の全国学力・学習状況調査は実施しなかった。

2 時代の変化に対応した教育の推進

英語に興味関心をもって取り組んでいる児童生徒の割合については高い数値を示しています。

指標		基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
英語に興味関心の高い児童生徒の割合(%)	児童	89	88	88	87	88	87	100
	生徒	66	69	69	72	72	68	70

3 幼児教育の推進

各園において、研究テーマに沿った園内研修を実施しています。

また、埼玉県が子育ての目安としてまとめた啓発資料「3つのめばえ」等を活用し、各園において家庭と連携した教育を実施しています。

4 特別支援教育の推進

障害のある園児の受け入れに伴い、市立幼稚園に特別支援教員を配置し、個に応じた適切な指導を充実させているほか、就学支援に向けて就学支援委員会の委員数を増員し、活性化を図っています。

また、個別の指導計画作成を各学校に周知し、卒業までの長期的な視点に立った指導を行っています。

基本目標Ⅱ 豊かな心の育成と健康・体力の増進

1 豊かな心の育成

学校における人権感覚育成プログラム*などの人権教育に関する授業件数については、令和元年度にはほぼ目標値と同程度まで向上しています。一方、人権教育に関する研修会、講座などの事業件数については目標値の半数ほどの実施にとどまっています。

指標	基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
学校における人権感覚育成プログラムなどの人権教育に関する授業件数(件)	8	5	4	5	22	23	23
人権教育に関する研修会、講座などの事業件数(件)	52	28	28	28	28	45	60

2 生徒指導の充実

不登校児童生徒の学校復帰率は年度によりばらつきがありますが、目標値には達していない状況です。

指標	基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
不登校児童生徒の学校復帰率（%）	18.2	28.6	11.1	20.7	19.7	31.0	33.3

3 健康と体力の増進

新体力テスト上位評価の割合は小学校においては年々上昇し、目標値を達成しています。中学校においては高い水準で推移しているものの、わずかに目標値には達していません。

指標	基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度	
新体力テスト上位評価（A, B, C）の割合（%）	小学校	79.4	79.6	80.8	82.4	82.2	未実施	80.0
	中学校	85.0	85.0	85.3	86.2	84.4	未実施	87.0

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月と5月が臨時休校となり、令和2年度の新体力テストは実施しなかった。

基本目標Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実

1 教職員の資質の向上

教職員研修に対する満足度は増加し目標値を達成しています。

指標	基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
教職員研修に対する満足度（%）	92.7	98.5	98.2	98.5	98.3	98.8	95.0

2 一貫教育の推進

小中一貫教育については、モデル事業から始め、令和元年度には全ての中学校区（8校区）で連携を開始し、目標値を達成しています。

指標	基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
小中一貫教育の実施（各中学校校区数）	0	2	4	4	全中学校区	全中学校区	全中学校区（8校区）

3 就学（園）にかかる経済的支援の推進

幼稚園については、令和元年10月から授業料が無償化となりました。

小中学生については、対象世帯について、学用品費や給食費等を支給しています。

また、高等学校・大学などの修学支援として、能力があるにもかかわらず経済的な理由により修学が困難な生徒・学生への奨学金の貸与を行っています。

4 学校施設の充実

小中学校の校舎の冷暖房設備の改修については、防衛省の補助金を活用し、順次改修工事を進め、100%を達成しました。

幼稚園、小中学校の長寿命化改修工事については、平成 29 年 3 月に市が策定した「狭山市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、学校施設等の躯体構造の健全度や施設の劣化状況を調査し、令和 3 年 8 月に「狭山市学校施設長寿命化計画」を策定しました。

また、平成 29 年度から小学校のトイレの洋式化への改修事業に着手し、令和 2 年度までに全小学校の児童用トイレ（縦一系統）及び職員用トイレの改修工事を完了しました。

指標		基準値 平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	目標値 令和 2 年度
小中学校の校舎の 冷暖房設備の改修 の実施率（％）		87.5	91.7	95.8	100	100	100	100
	小学校	15 校/15 校	15 校/15 校	15 校/15 校	15 校/15 校	15 校/15 校	15 校/15 校	15 校/15 校
	中学校	6 校/9 校	7 校/9 校	8 校/9 校	8 校/8 校	8 校/8 校	8 校/8 校	8 校/8 校
幼稚園、小中学校 の長寿命化改修工 事の実施率（％）		0	—	—	—	—	—	28
	幼稚園	0 園/0 園	—	—	—	—	—	2 園/2 園
	小中学校	0 校/0 校	—	—	—	—	—	5 校/23 校

5 学校の規模と配置の適正化の推進

平成 30 年 3 月に「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針*」を改訂しました。また、小中学校の通学区域の一部に設けている特別許可地区において生じているさまざまな問題を解消するため、令和 2 年 1 月に「狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針」を策定しました。

基本目標Ⅳ 家庭や地域との絆づくりの推進

1 家庭や地域との連携

地域に開かれた学校づくりの推進に向けて、コミュニティ・スクール*の設置を進めています。

教職員が児童生徒と向きあう環境づくりとして、業務改善に向けた会議等を各校において実施しているほか、教職員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフ*を導入しました。

2 放課後児童対策の充実

研修などをとおして放課後児童支援員の資質の向上に努めているほか、学童保育室*を整備拡充し、定員の増加を図っています。

基本目標Ⅴ 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

P45「第5次狭山市生涯学習基本計画の評価」に記載

基本目標Ⅵ 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

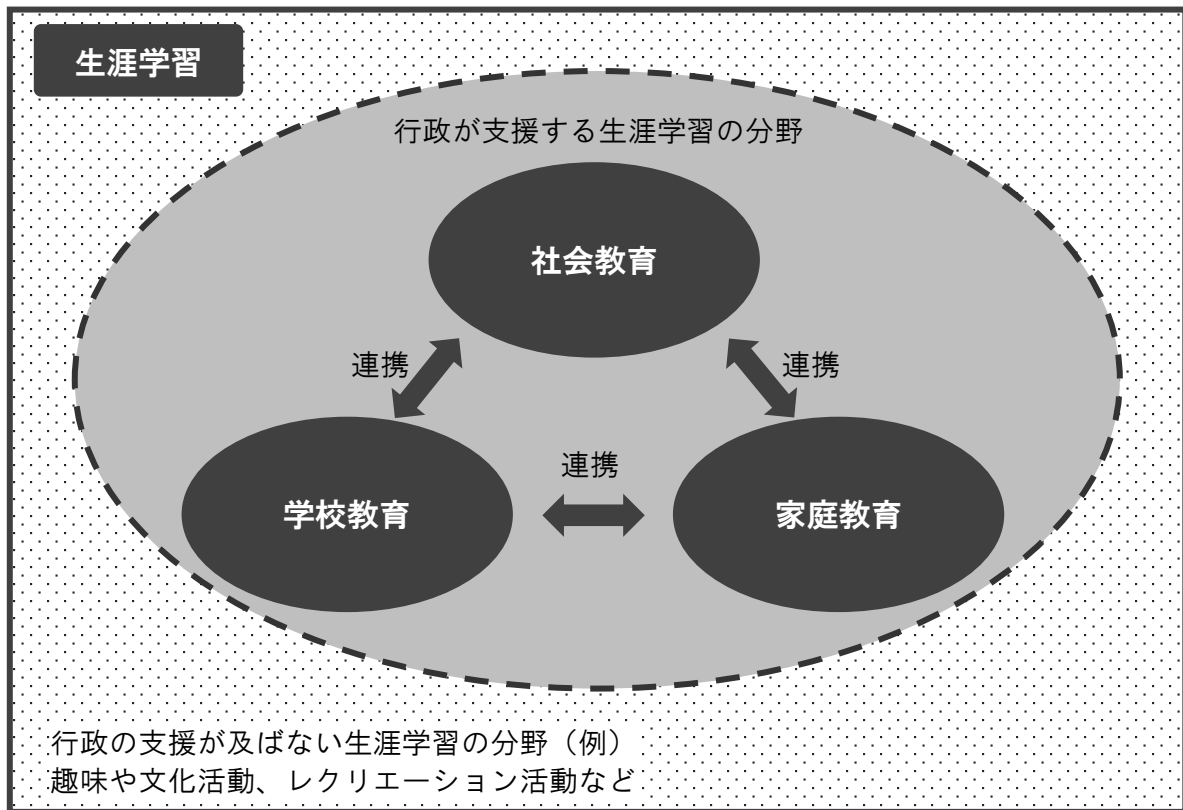
P56「狭山市スポーツ推進計画の評価」に記載

2 生涯学習に関する現状

生涯学習とは、各個人が行う組織的ではない学習（自学自習）のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動を総称するもので、生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習等、広範囲に及びます。

本計画における生涯学習の範囲は、教育委員会が主体的に取り組む施策、他の部局と連携しながら取り組む施策及び生涯学習関係団体等との連携・協働又は行政が支援する生涯学習の分野とします。

なお、本計画の中では、幅広い生涯学習の範囲のうち学校教育分野については、別項目で掲載しています。



(1) 統計からみる現状

①社会教育課における事業

生涯学習情報を提供する取り組みとして、生涯学習情報コーナーの開設や生涯学習の活動団体を一覧化した「さやま学びの仲間たち」を作成し、生涯学習の機会を提供する取り組みとして、生涯学習まちづくり出前講座、公民館と連携した現代的課題や地域課題に関する講座、富士見集会所における人権教育事業など様々な事業を実施しています。また、学びの成果を学校支援などに活かす取り組みを促進しています。

■社会教育課主催事業

	事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
①	生涯学習情報 コーナー	相談者数(人)	2,100	2,193	2,426	2,219	2,198	837
		来場者数(人)	13,974	17,374	18,575	16,236	13,811	4,956
②	入間川小学校 開放施設	利用件数(件)	690	584	542	612	631	178
		利用者数(人)	16,620	15,966	16,616	16,197	19,716	4,509
③	さやま学びの 仲間たち	掲載団体数 (団体)	1,423	1,330	1,358	1,399	1,399	1,376
④	生涯学習まちづ くり出前講座	利用件数(件)	403	439	516	505	428	151
⑤	現代的課題等講 座事業	事業件数(件)	12	12	11	11	11	3
		参加者数(人)	422	328	364	311	306	63
⑥	富士見集会所 人権教育事業	事業件数(件)	13	13	13	20	13	3
		参加者数(人)	1,398	1,199	972	1,194	959	82
⑦	人権意識高揚事 業	事業件数(件)	29	28	28	28	28	2
		参加者数(人)	1,087	1,272	1,220	1,245	1,151	232
	平和意識高揚事 業	事業件数(件)	1	1	1	1	1	1
		参加者数(人)	300	69	62	63	91	30
⑧	家庭教育学級* 支援事業	学級数(学級)	30	29	29	29	29	-
		参加者数(人)	5,488	4,982	3,436	3,251	3,549	-
⑨	地域子ども教室 推進事業	教室数(教室)	15	15	15	12	12	11
		参加者数(人)	11,892	11,755	10,368	7,675	8,066	-
⑩	民俗芸能などの 保存継承件数	件数(件)	15	15	15	15	15	15
		埋蔵文化財包蔵地 の遺構確認調査	調査件数(件)	26	38	59	49	48
⑪	子ども大学事業	開催日数(日)	10	10	9	9	9	-
		受講者数(人)	59	76	81	44	67	-
⑫	狭山市学校支援 ボランティアセ ンター*事業	支援時間(時間)	8,984	7,768	9,037	9,213	8,487	1,267
		派遣人数(人)	313	290	289	309	319	46
	学校応援団*	活動日数(日)	8,434	8,605	8,197	8,111	7,996	3,533
		支援者数(人)	51,562	89,334	94,324	74,660	73,632	50,148

※平和意識高揚事業は平成 27 年度に「戦後 70 周年狭山市戦没者追悼平和祈念式典」を実施した。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月及び令和 2 年度の一部事業を中止した。

②公民館における事業

各公民館では、公民館基本方針と重点目標を定め、「学びの場」、「創造の場」、「集いの場」として、市民の活動の場を提供するとともに、社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むための「現代的課題」や住みよい地域社会をつくるための「地域課題」をテーマとした講座に積極的に取り組んでいます。

■公民館主催事業件数（件）

館名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央公民館	38	37	34	34	37	7
富士見公民館	40	40	38	37	33	8
入曽公民館	36	33	30	30	18	2
水野公民館	51	54	43	47	37	8
堀兼公民館	37	41	45	49	32	14
狭山台公民館	44	34	39	38	34	16
新狭山公民館	20	20	36	40	32	8
奥富公民館	33	36	36	40	39	23
柏原公民館	40	37	40	41	33	13
広瀬公民館	35	43	35	35	36	8
水富公民館	43	40	39	39	36	18
(参考) 入曽地域交流センター	-	-	-	-	-	4
合計	417	415	415	430	367	129

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月2日から6月18日まで及び令和3年1月9日から3月21日まで臨時休館した。

■公民館延べ利用者数（人）

館名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中央公民館	173,446	163,887	166,780	161,377	154,743	42,799
富士見公民館	82,912	77,182	71,128	69,081	61,114	23,070
入曽公民館	64,828	58,589	58,069	55,258	49,764	-
水野公民館	60,767	58,441	55,490	54,394	44,341	15,099
堀兼公民館	24,264	24,973	22,276	18,663	19,313	5,784
狭山台公民館	68,593	42,330	62,347	62,596	56,360	20,084
新狭山公民館	7,053	-	46,170	54,957	53,605	18,379
奥富公民館	31,427	33,286	20,423	21,544	23,079	16,036
柏原公民館	32,101	32,399	30,116	27,961	25,015	10,841
広瀬公民館	47,802	48,641	48,075	46,346	43,684	18,706
水富公民館	24,638	25,050	24,712	24,163	23,968	6,966
(参考) 入曽地域交流センター	-	-	-	-	-	39,804
合計	617,831	564,778	605,586	596,340	554,986	217,568

※新狭山公民館は更新事業のため、平成27年7月1日から平成29年5月31日まで休館した。

※入曽公民館は更新事業により、令和2年度から、入曽地域交流センターとして施設を供用している。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月2日から6月18日まで及び令和3年1月9日から3月21日まで臨時休館した。

③図書館における事業

中央図書館は図書館利用者数、貸出点数ともに、平成 28 年度に増加したのち減少傾向にあります。狭山台図書館は図書館利用者数、貸出点数ともに年々減少傾向にあります。

移動図書館は利用者数、貸出点数ともに平成 30 年度まで減少していましたが、令和元年度は、巡回場所を見直したことにより利用が増加し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時運休したにもかかわらず、平成 27 年度や平成 28 年度と同程度の水準に回復しています。

■図書館利用者数（人）

館名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
中央図書館	206,899	212,935	212,456	205,049	198,218	127,226
狭山台図書館	67,331	66,597	63,506	60,527	53,604	32,127
移動図書館	6,706	6,220	5,534	5,007	6,563	3,540
合計	280,936	285,752	281,496	270,583	258,385	162,893

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月 2 日から 6 月 3 日まで及び令和 3 年 1 月 11 日から 3 月 22 日まで臨時休館した。

■図書館貸出点数（点）

館名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
中央図書館	646,501	658,908	652,038	647,482	605,644	385,714
狭山台図書館	248,708	239,280	226,831	211,951	181,533	106,000
移動図書館	22,412	19,141	17,423	16,499	20,525	10,854
合計	917,621	917,329	896,292	875,932	807,702	502,568

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月 2 日から 6 月 3 日まで及び令和 3 年 1 月 11 日から 3 月 22 日まで臨時休館した。

■図書館 蔵書数（冊）、視聴覚資料数（点）

館名	図書 (一般用)	図書 (児童用)	紙芝居	雑誌	視聴覚資料	合計
中央図書館	317,878	169,228	3,337	7,072	12,485	510,000
狭山台図書館	106,975	53,701	1,152	2,865	0	164,693
合計	424,853	222,929	4,489	9,937	12,485	674,693

令和 2 年度末現在

④博物館における事業

博物館入館者数は、年々増加し、令和元年度にやや減少したものの、平成27年度から大きく増加しています。

特に高校生・大学生及び小学生・中学生の令和元年度の入館者数は、平成27年度の2倍以上となっています。

■博物館入館者数（人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般	16,801	21,121	21,285	33,440	27,990	8,035
高校生・大学生	315	553	456	634	683	164
小学生・中学生	5,120	8,712	8,512	12,092	11,658	1,941
幼児	4,863	7,322	5,039	9,526	6,696	1,005
合計	27,099	37,708	35,292	55,692	47,027	11,145

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月2日から6月15日まで及び令和3年1月9日から3月21日まで臨時休館した。

■博物館資料数（点）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
民俗	4,519	4,519	4,519	4,519	5,259	5,421
歴史	4,554	4,554	4,554	4,557	4,557	4,620
写真	332	332	332	359	359	360
地学	680	680	680	680	680	682
動物	262	262	262	262	262	264
美術	302	303	303	303	303	308
植物	69	69	69	69	69	69
図書	394	395	395	395	395	395
考古	205	208	208	208	208	208
その他	368	369	369	369	369	389
合計	11,685	11,691	11,691	11,721	12,461	12,716

※令和元年度から民俗資料の管理を細分化したため、資料数が増加した。

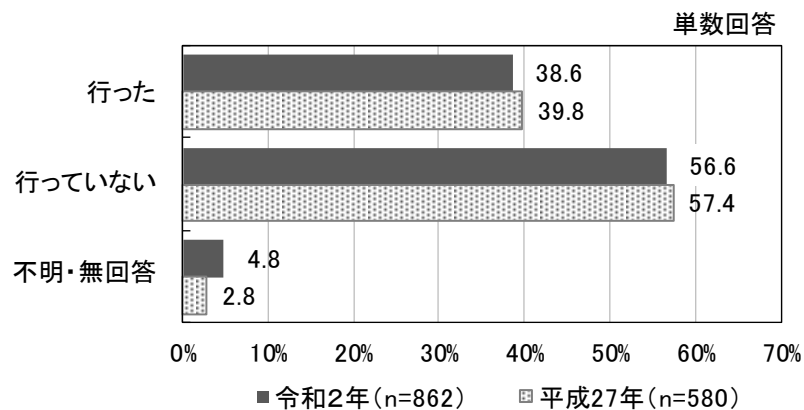
(2) アンケート調査からみる現状

①生涯学習の経験

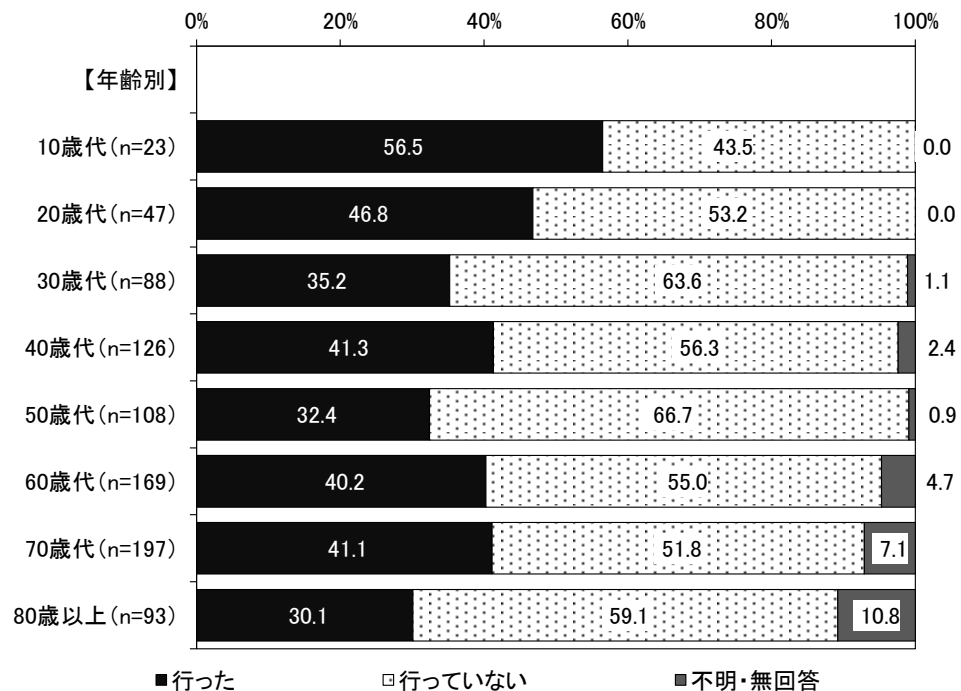
この1年間に生涯学習を行ったかについては、「行っていない」が56.6%と、「行った」の38.6%を18ポイント上回っています。平成27年調査と比べても同様の傾向となっています。

年齢別にみると、10歳代で「行った」が56.5%と半数を超えているものの、30歳代、50歳代、80歳以上で30%台にとどまっています。

【一般市民】



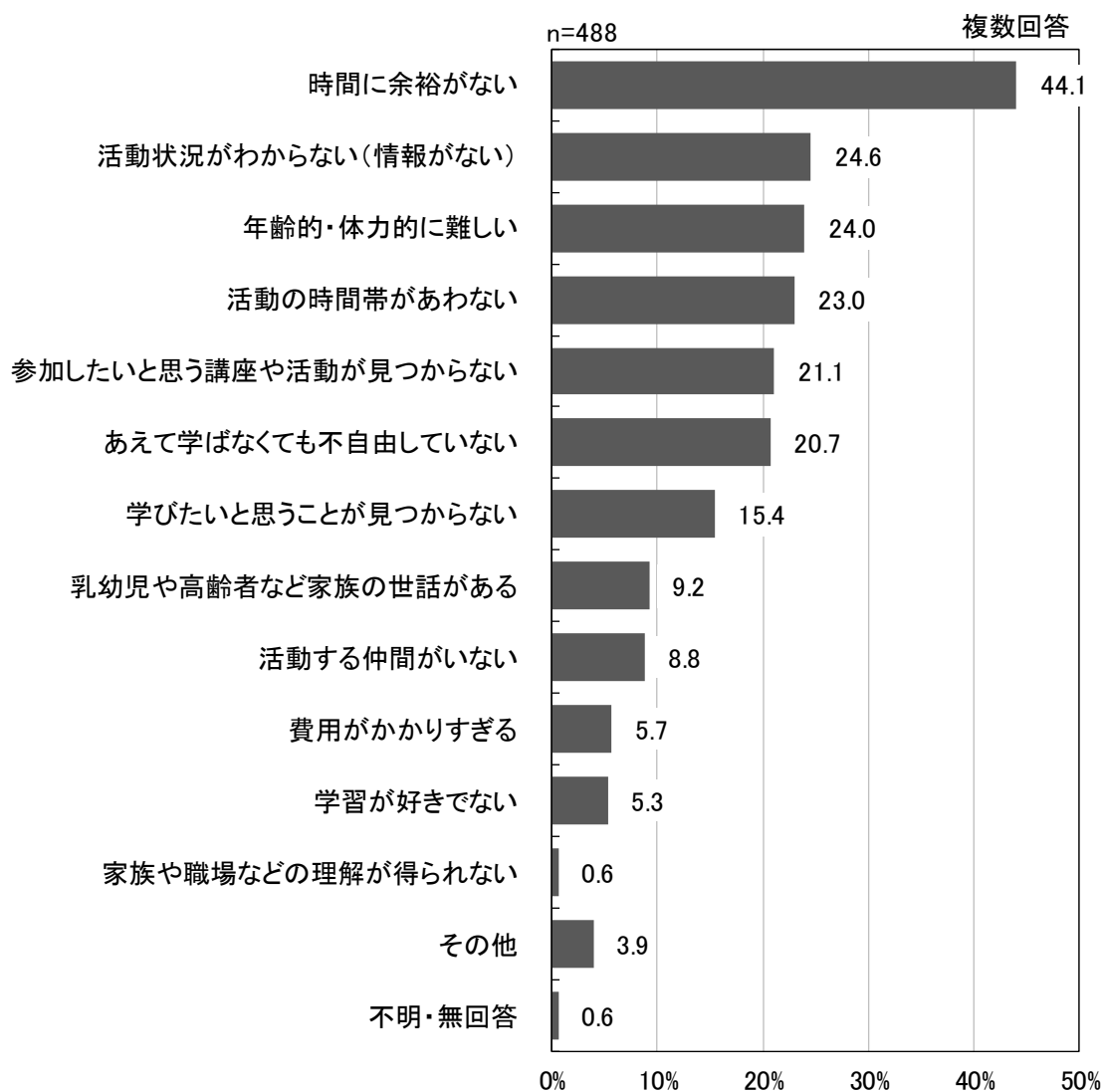
■クロス集計（年齢別）



②生涯学習を行っていない理由

生涯学習を行っていない理由については、「時間に余裕がない」が44.1%で最も高く、次いで「活動状況がわからない(情報が無い)」が24.6%、「年齢的・体力的に難しい」が24.0%となっています。

【一般市民】

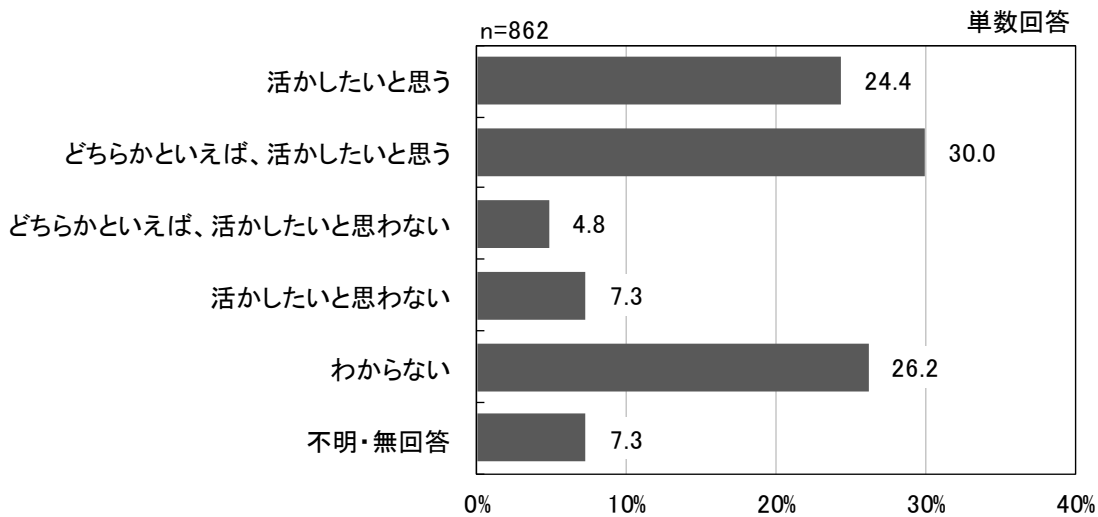


③生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を自身以外のために活かしたいか

生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を、今後、自身以外のために活かしたいと思うかについては、「どちらかといえば、活かしたいと思う」が30.0%で最も高く、次いで「わからない」が26.2%、「活かしたいと思う」が24.4%となっています。

年齢別にみると、全ての年齢で「活かしたいと思う」と「どちらかといえば、活かしたいと思う」を合わせた『活かしたいと思う』が「活かしたいと思わない」と「どちらかといえば、活かしたいと思わない」を合わせた『活かしたいと思わない』を上回っています。また、年齢が上がるにつれて『活かしたいと思わない』が高くなる傾向にあります。

【一般市民】



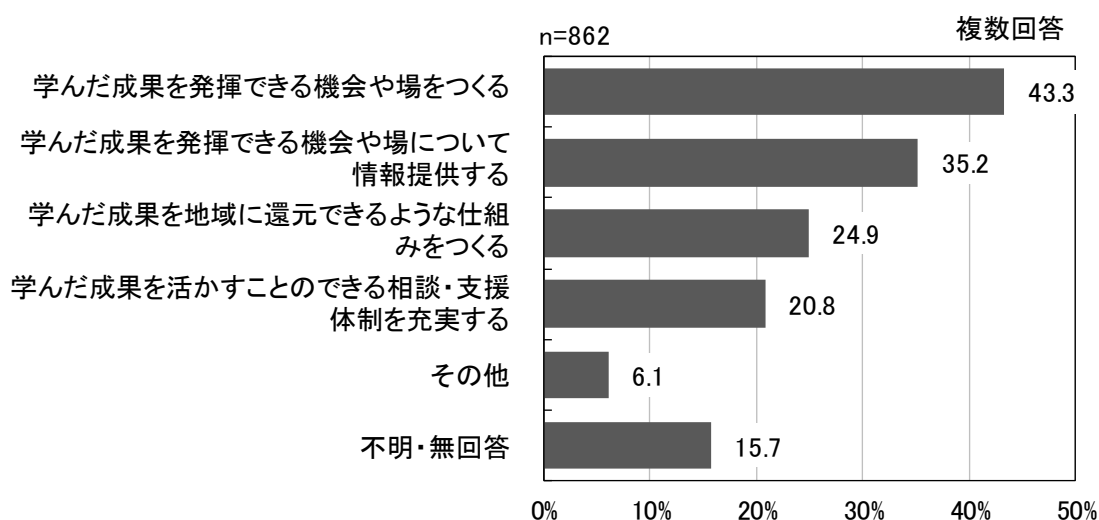
■クロス集計（年齢別）

(単位: %)	活かしたいと思う	しど ちた いら か と 思 う い え ば 、 活 か	しど ちた いら か と 思 わ ない い え ば 、 活 か	活 か し た い と 思 わ ない	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
【年齢別】						
10歳代(n=23)	47.8	26.1	4.3	4.3	17.4	0.0
20歳代(n=47)	53.2	23.4	0.0	0.0	19.1	4.3
30歳代(n=88)	34.1	33.0	1.1	5.7	23.9	2.3
40歳代(n=126)	27.0	32.5	3.2	5.6	28.6	3.2
50歳代(n=108)	25.9	34.3	1.9	3.7	29.6	4.6
60歳代(n=169)	21.9	32.0	5.9	9.5	26.0	4.7
70歳代(n=197)	15.7	27.9	8.1	9.1	28.9	10.2
80歳以上(n=93)	14.0	22.6	7.5	11.8	22.6	21.5

④知識・技能や経験等を活かすために必要なこと

生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を活かすためには何が必要だと思ふかについては、「学んだ成果を発揮できる機会や場をつくる」が43.3%で最も高く、次いで「学んだ成果を発揮できる機会や場について情報提供する」が35.2%、「学んだ成果を地域に還元できるような仕組みをつくる」が24.9%となっています。

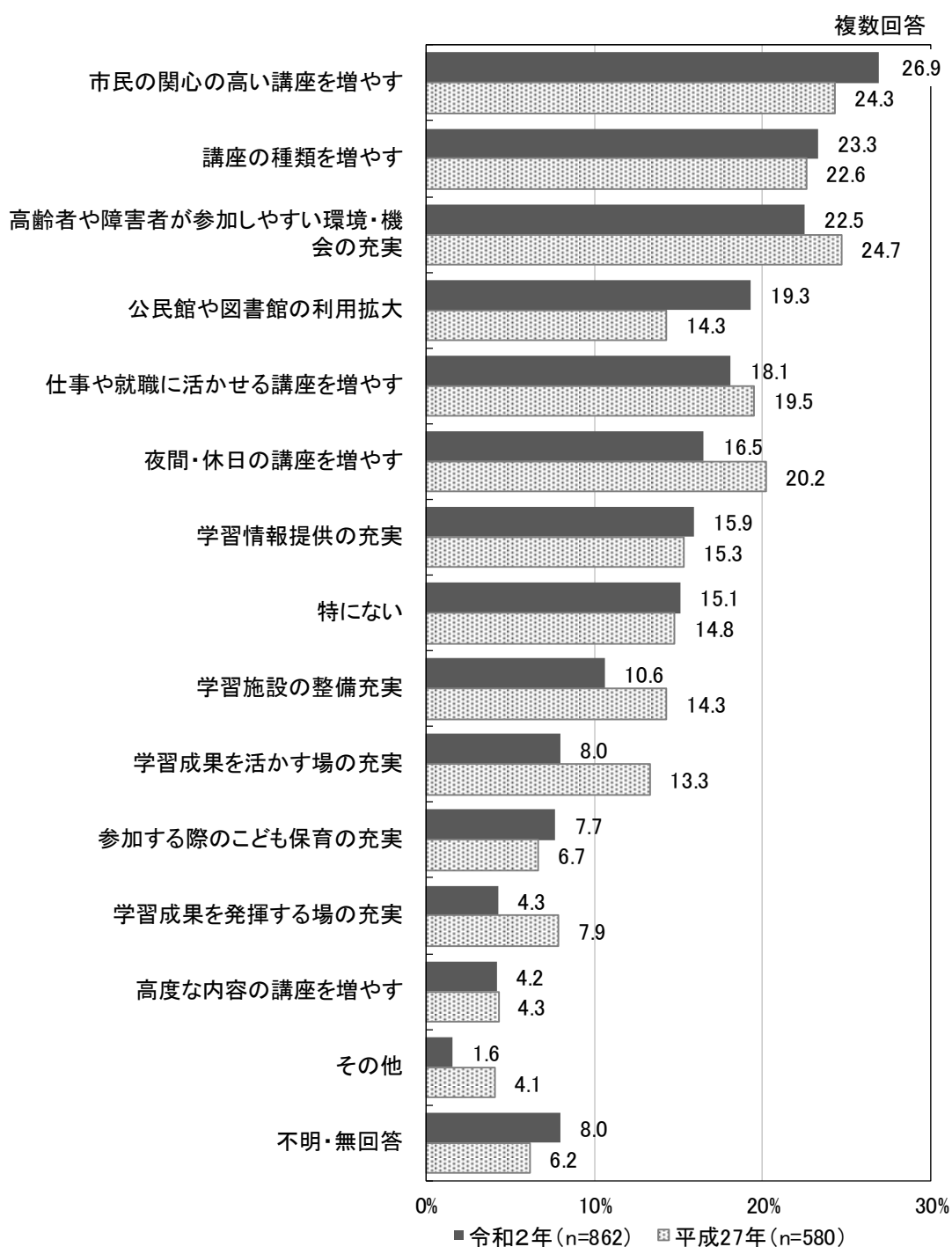
【一般市民】



⑤生涯学習を充実するために、狭山市の行政に特に力を入れてほしいこと

生涯学習を充実するために、狭山市の行政に特に力を入れてほしいことについては、「市民の関心の高い講座を増やす」が26.9%で最も高く、次いで「講座の種類を増やす」が23.3%、「高齢者や障害者が参加しやすい環境・機会の充実」が22.5%となっています。また、平成27年調査と比べて「公民館や図書館の利用拡大」が5.0ポイント増加しています。

【一般市民】



(3) 第5次狭山市生涯学習基本計画の評価

第5次狭山市生涯学習基本計画における施策のうち、数値目標を掲げた取り組みの状況については以下の各表のとおりです。なお、令和元年度末の数値で令和2年度の目標値との比較及び評価をしたものです。令和2年度の実績値については新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることから、参考数値として掲載するものです。

施策1 生涯学習活動の支援体制の充実（つなぐ）

1 生涯学習の情報提供・相談体制の充実

生涯学習の情報提供については、市広報紙や公民館だより、情報冊子「さやま学びの仲間たち」などの紙媒体や市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」*、公式ホームページなどのICT*を活用した情報提供を行うとともに、生涯学習情報コーナーなどにおいて、様々な相談に対応することができるよう取り組んでいます。これらの取り組みについて、以下の3つの指標のうち、2つの指標については、年々増加し基準値を上回っていますが、いずれの指標も目標値には達していない状況です。

指標	基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
「さやま学びの仲間たち」への掲載団体数（団体）	1,423	1,330	1,358	1,399	1,399	1,376	1,600
生涯学習・社会教育情報のアクセス件数（件/月）	16,455	17,199	23,197	17,329	17,679	10,761	20,000
生涯学習に関する相談件数（件/月）	175	183	202	185	183	140	300

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月9日から6月18日まで及び令和3年1月9日から3月21日まで生涯学習情報コーナーを臨時休所した。

2 生涯学習ネットワークの充実

市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」を活用した生涯学習情報のネットワーク化を進めるとともに、広く市民を対象とした講座やイベントの開催をとおして、参加者同士の交流の促進を図っています。また、市の生涯学習関連施設間で連携し、地域住民の学習ニーズに応じた講座等を共催事業として実施しています。

施策2 生涯学習の機会や場の充実（学ぶ）

1 生涯学習の機会の充実

公民館等において、地域ごとの特色を活かした事業を実施し、市民の学習の機会や場を提供しています。また、事業を実施するにあたっては、公民館利用者の増加に向けて、様々な世代の市民が参加しやすいよう時間や曜日に配慮しています。

生涯学習まちづくり出前講座の利用を促進するため、出前講座のメニューの更新に努めています。また、生涯学習ボランティアの活用を促進するため、「生涯学習ボランティア名簿」を作成しその周知に努めています。

様々な事業を実施した結果、生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数は増加し、一時、目標値を大きく上回りましたが、令和元年度の参加者数は減少に転じており、アンケート調査における市民の生涯学習実施率も目標値を下回っている状況です。

指標	基準値 平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	目標値 令和 2 年度
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数（人）	215,764	207,100	238,758	274,812	214,092	48,309	226,000
市民の生涯学習実施率（%）	32.6	—	—	—	31.0	—	40.0

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月及び令和 2 年度は一部事業を中止した。

2 生涯学習関連施設の機能やサービスの充実

各公民館において、利用のない部屋を学生等の学習の場とする開放教室の実施を積極的に行うなど、生涯学習の場の提供を行っています。

図書館では、図書館資料やレファレンスサービス*の充実を図ったほか、平成 31 年 1 月には図書館システムを更新して利用者の検索効率の向上などを行っており、博物館では、企画展示を実施するほか、各種講座、体験学習等を実施しています。

3 社会教育の充実

公民館や図書館等では、環境、福祉、国際化、防災など、現代的課題や地域課題に関する事業や講座を実施し、実施件数は、平成 28 年度以降基準値を大きく上回り、目標値をも大きく上回っています。

指標	基準値 平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	目標値 令和 2 年度
現代的課題や地域課題に関する事業の実施件数（件）	178	254	267	261	245	104	200

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月及び令和 2 年度は一部事業を中止した。

4 生涯学習関連施設の改修・更新などの推進

生涯学習関連施設では、建物や附帯設備の改修を計画的に進めています。また、平成 29 年度には新狭山公民館を、令和 2 年度には入曽公民館を入曽地域交流センターとして、建て替えにより更新しました。

5 人権教育と平和教育の充実

社会教育課、公民館及び富士見集会所等では、各種人権教育や平和教育事業を行っています。参加者数は、平成 28 年度以降基準値を大きく上回り、目標値も上回っていますが、令和元年度は目標値を下回っています。

指標	基準値 平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	目標値 令和 2 年度
人権教育に関する事業への参加者数（人）	4,070	4,665	5,209	4,816	4,238	2,352	4,800

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月及び令和 2 年度は一部事業を中止した。

6 家庭や地域の教育力の向上

幼稚園等保護者会と小中学校 P T A に事業を委託し、家庭教育学級*を実施するとともに、狭山市 P T A 連合会との共催により、家庭教育合同研修会*を開催するなど、家庭の教育力の向上に取り組んでいます。

また、地域の教育力を活かす取り組みとして、地域住民などの協力により地域子ども教室を開設し、様々な体験や交流をとおして、児童の健全育成に取り組むとともに、ジュニアリーダー養成講習*の開催や公民館において青少年を対象とした講座を実施しています。しかし、家庭教育に関する事業の実施件数は伸びておらず、地域子ども教室への参加者数は、減少傾向にあります。

指標	基準値 平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	目標値 令和 2 年度
家庭教育に関する事業の実施件数（件）	54	39	59	60	53	1	73
地域子ども教室への参加者数（人）	11,892	11,755	10,368	7,675	8,066	—	17,000

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月は一部事業を中止した。また、令和 2 年度は家庭教育に関する事業のほとんどを中止し、地域子ども教室の開催を全て中止した。

7 芸術・伝統文化活動の推進

市民展や市民文化祭などの芸術・伝統文化活動の成果発表の場を提供し、市民の自主的な芸術・文化活動を促進することにより、文化意識の高揚を図っています。

8 文化財等の保存・継承と活用の促進

無形文化財の後継者育成の支援や映像による記録の保存を行うほか、必要に応じて文化財を市の指定文化財に指定することなどによりその保護に努めています。社会教育課や生涯学習関連施設では、文化財を活用した事業を実施することにより、市民の郷土に対する理解の促進に努めており、文化財を活用した事業件数は目標値を大きく上回っています。

指標	基準値 平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	目標値 令和 2 年度
文化財を活用した事業件数（件）	3	9	10	16	21	4	6

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月及び令和 2 年度は一部事業を中止した。

9 大学などとの連携による学習機会の充実

地域の大学等との連携により、小学生を対象として、子供の知的好奇心を刺激す

る学びの機会を提供する「子ども大学さやま・いるま」及び「子ども大学さやま」を開校しています。また、公民館等においては、大学、地元企業や病院等に対して講師の依頼をするなど、地域の大学等と連携した講座を実施しています。

施策3 生涯学習の成果の活用（活かす）

1 学校との連携の推進

学校支援ボランティアセンター*では、学校からの要請により小中学校へ学習支援のボランティアを派遣しており、学校応援団*では、学校や地域の特色を活かして、学習支援、校内環境の整備、登下校時の見守り等、様々な分野でボランティア活動に取り組んでいます。学校支援ボランティアの派遣人数は減少傾向にあり、目標値に達していない状況にあります。学校応援団への参加者数は目標値を大幅に上回っています。

指標	基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
学校支援ボランティアの派遣人数（人）	372	333	339	309	319	46	500
学校応援団への参加者数（人）	51,562	89,334	94,324	74,660	73,632	50,148	55,000

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は一部事業を中止した。

2 市民活動との連携の促進

市民活動団体、まちづくり活動団体、さやま市民大学修了生による団体等と連携して、様々な事業を実施しています。また、文化活動の成果を発表する機会として市民文化祭などを開催するとともに、生涯学習の成果を活かす機会として、生涯学習ボランティア制度の活用を促進しています。市民文化祭への参加団体数や生涯学習ボランティアの活動件数は、直近では、基準値を上回っていますが、いずれも目標値には達していません。

指標	基準値 平成27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
市民文化祭への参加団体数（団体）	636	650	681	620	646	—	670
生涯学習ボランティアの活動件数（件）	360	311	372	321	383	99	450

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は市民文化祭を中止した。

3 スポーツに関する現状

(1) 統計からみる現状

①スポーツ施設の利用状況

平成27年度に比べて、市民総合体育館の利用者数は、概ね増加した状況で推移しています。地域スポーツ施設については減少傾向にあり、狭山台プールについては著しく減少しています。

■スポーツ施設の利用者数（人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民総合体育館	287,767	316,767	311,071	259,964	305,813	99,257
地域スポーツ施設	57,216	55,752	56,141	55,013	47,530	23,694
武道館	(休止)	(休止)	(休止)	(休止)	(休止)	(休止)
狭山台プール	5,178	5,627	5,043	4,415	4,134	—

※旧武道館を利用していた武道団体等は、小中学校の体育館や格技場、公民館などを利用し、活動を行っている。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市民総合体育館と地域スポーツ施設は、令和2年3月2日から6月30日まで及び令和3年1月9日から3月21日まで臨時休館し、狭山台プールは、令和2年度の利用を休止した。

②公園その他施設の利用状況

テニスコートや多目的グラウンドなどの公園のスポーツ施設の利用者数は、有料・無料の施設とも平成30年度まで増加傾向にあります。

サピオ稻荷山の利用者数は、平成29年度まで微増した後、減少しています。

農村環境改善センターの多目的ホールの利用者数は、平成28年度をピークに減少傾向にあります。

■公園その他施設の利用者数（人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公園	有料施設	184,483	208,837	214,603	219,668	191,967	179,265
	無料施設	215,170	223,928	227,225	235,656	203,722	165,824
サピオ稻荷山		191,974	200,071	203,324	198,070	171,560	53,010
農村環境改善センター		9,337	11,400	10,849	10,415	8,390	4,514

※公園有料施設（智光山公園、新狭山公園、狭山台中央公園、鶴ノ木運動公園、上奥富運動公園、堀兼・上赤坂公園）

※公園無料施設（広瀬河川敷公園、柏原河川敷公園、入曽多目的広場、下奥富運動公園）

※サピオ稻荷山（温水プール、トレーニングルーム）

※農村環境改善センター（多目的ホール）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、公園は令和2年3月2日から6月8日まで臨時休園し、サピオ稻荷山は令和2年3月2日から7月9日まで及び令和3年1月7日から3月31日まで、農村環境改善センターは令和2年3月1日から6月18日まで及び令和3年1月11日から3月31日まで、いずれも臨時休館した。

③学校体育施設の利用状況

開放体育館の利用登録団体数は、増加傾向にあり、延べ利用者数も概ね同様の傾向にあります。

■開放体育館利用状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用登録団体数（団体）	187	186	188	193	199	192
延べ利用者数（人）	84,325	91,715	97,081	100,869	96,828	46,548

※入間川小学校を除く小学校14校、中学校8校で開放した利用状況

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月2日から7月15日まで及び令和3年1月9日から3月31日まで利用を休止した。

④スポーツ教室・行事等の実施状況

スポーツ教室の延べ参加者数は、平成28年度をピークに減少傾向にあります。

スポーツ・レクリエーション行事の延べ参加者数は、行事数にかかわらず減少傾向にあります。

■スポーツ教室の実施状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施種目数（種目）	16	17	17	16	15	5
教室数（教室）	19	19	20	17	15	6
延べ参加者数（人）	1,132	1,275	1,060	971	908	342

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度の一部事業を中止した。

■スポーツ・レクリエーション行事の実施状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行事数（行事）	8	6	6	8	7	1
延べ参加者数（人）	769	655	645	680	567	38

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月及び令和2年度の一部事業を中止した。

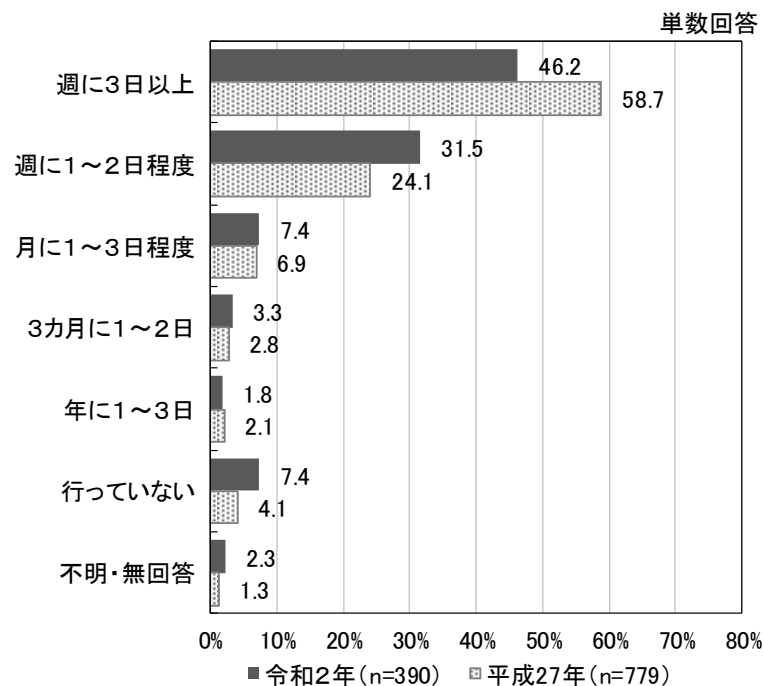
(2) アンケート調査からみる現状

①スポーツの経験

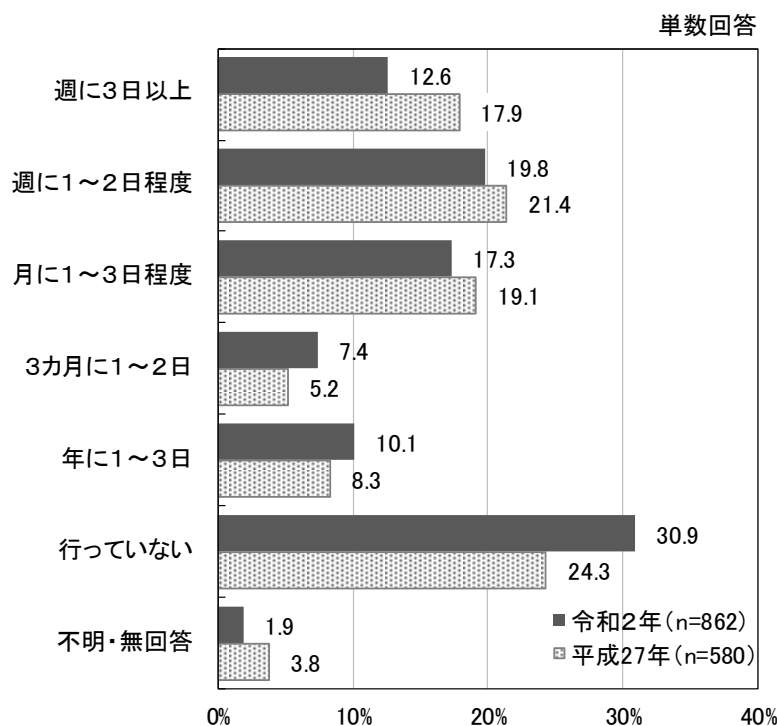
この1年間に学校の授業以外でスポーツを行った頻度については、児童生徒では、「週3日以上」、「週に1～2日程度」を合わせた『週1日以上』は平成27年調査では82.8%であるのに対し、令和2年調査では77.7%と、5.1ポイントの減少となっています。

一方、市民では、「週3日以上」、「週に1～2日程度」を合わせた『週1日以上』は平成27年調査では39.3%であるのに対し、令和2年調査では32.4%と、6.9ポイントの減少となっています。

【児童生徒】



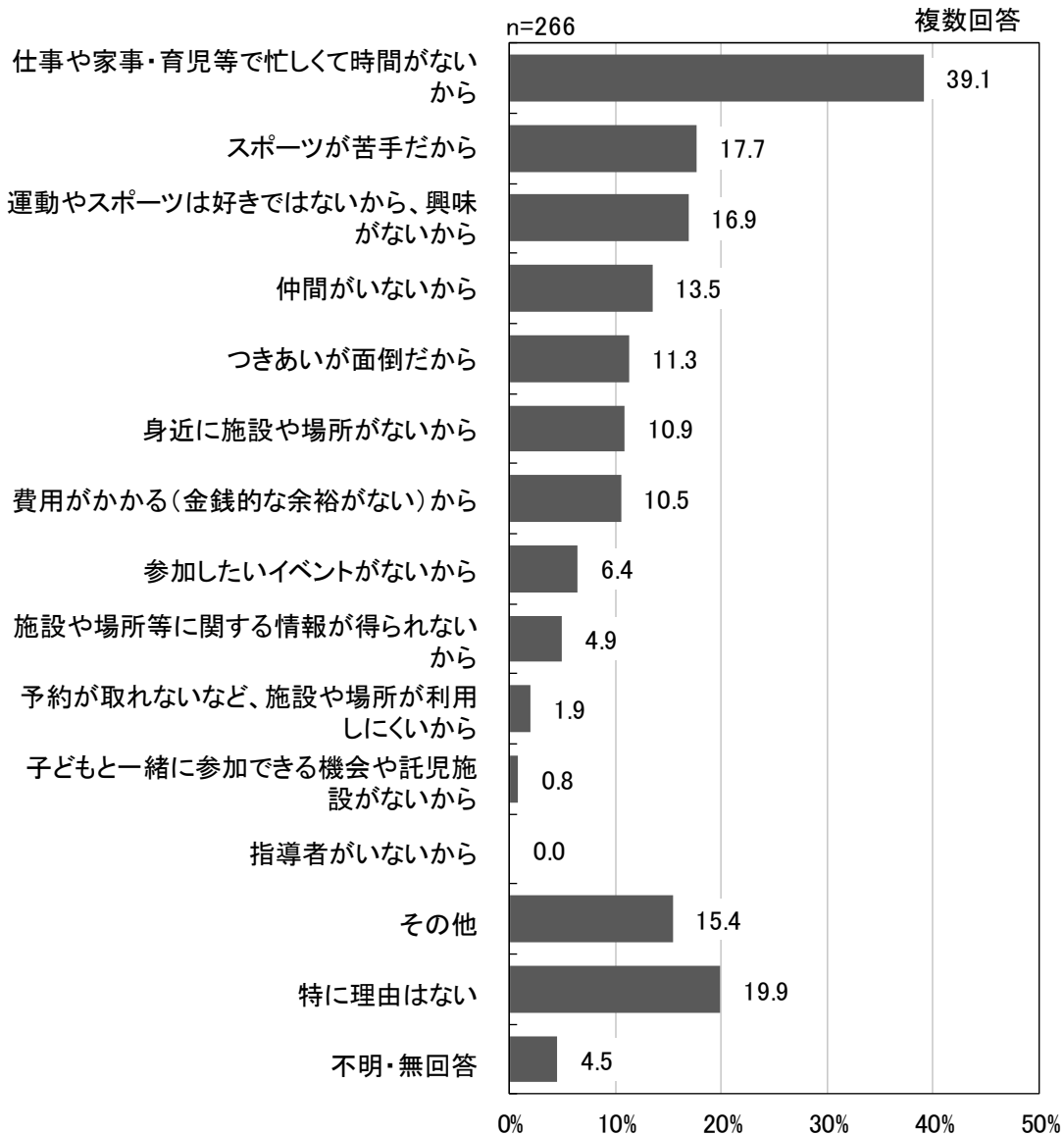
【一般市民】



②スポーツを行っていない理由

スポーツを行っていない理由については、「仕事や家事・育児等で忙しくて時間がないから」が39.1%で最も高く、次いで「特に理由はない」が19.9%、「スポーツが苦手だから」が17.7%となっています。

【一般市民】

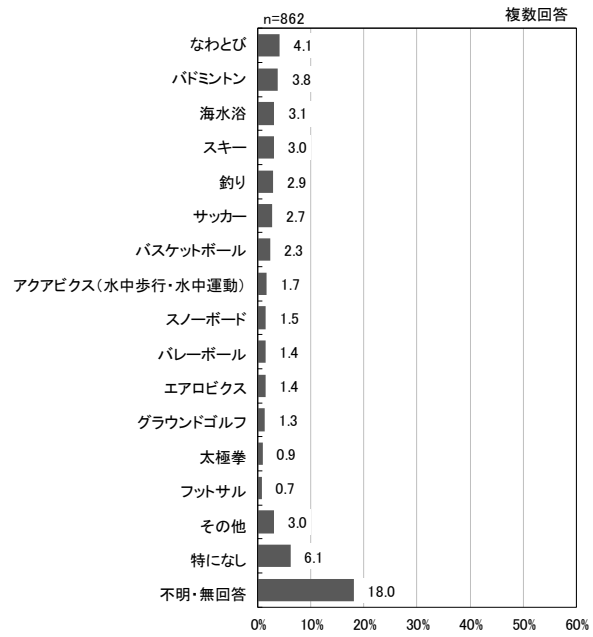
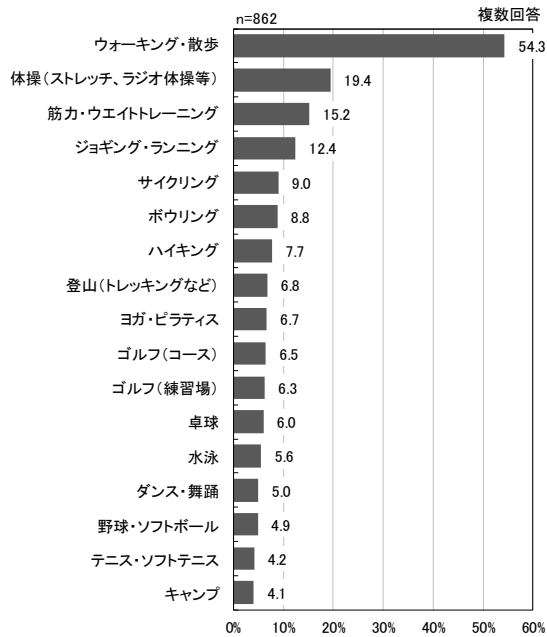


③この1年間で行ったスポーツと今後行ってみたいスポーツ

この1年間で行ったスポーツについては、「ウォーキング・散歩」が54.3%で最も高く、次いで「体操（ストレッチ、ラジオ体操等）」が19.4%、「筋力・ウエイトトレーニング」が15.2%となっています。

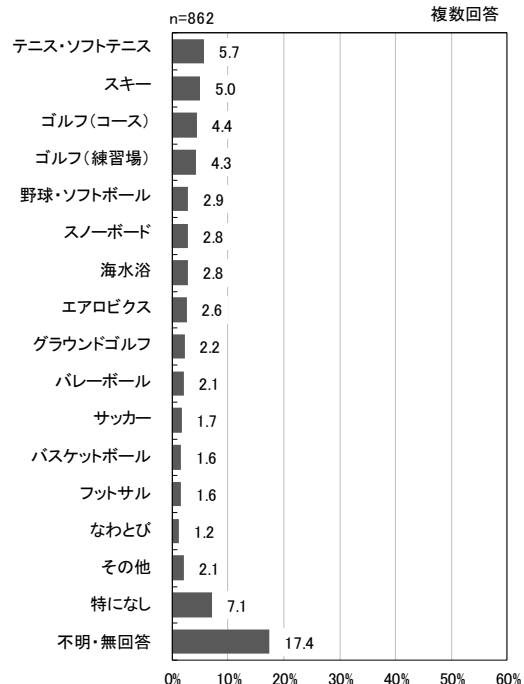
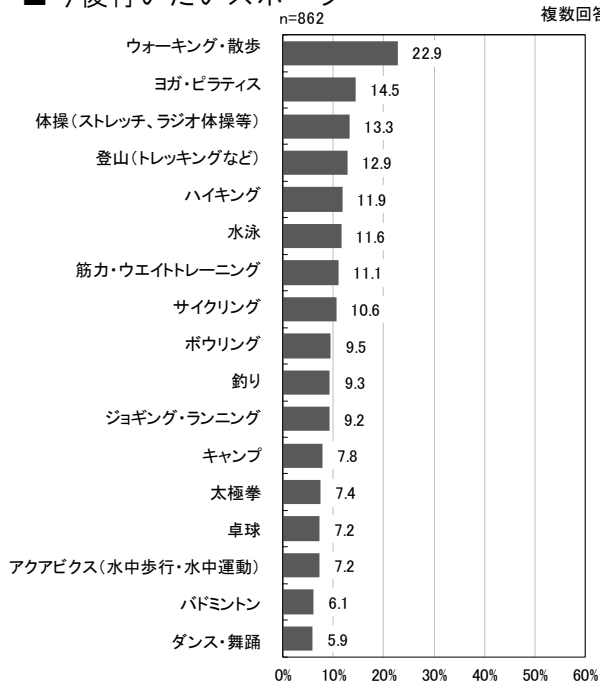
【一般市民】

■行ったスポーツ



今後行ってみたいスポーツについては、「ウォーキング・散歩」が22.9%で最も高く、次いで「ヨガ・ピラティス」が14.5%、「体操（ストレッチ、ラジオ体操等）」が13.3%となっています。

■今後行きたいスポーツ



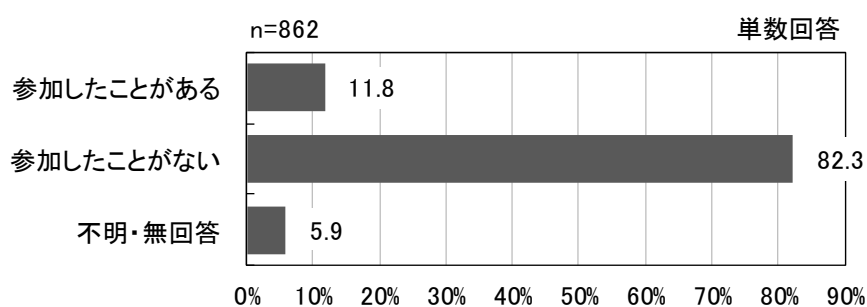
④スポーツの教室や講座、スポーツの大会や行事の参加状況

この1年間でスポーツの教室や講座に参加したことがあるかについては、「参加したことがない」が82.3%と、「参加したことがある」の11.8%を70.5ポイント上回っています。

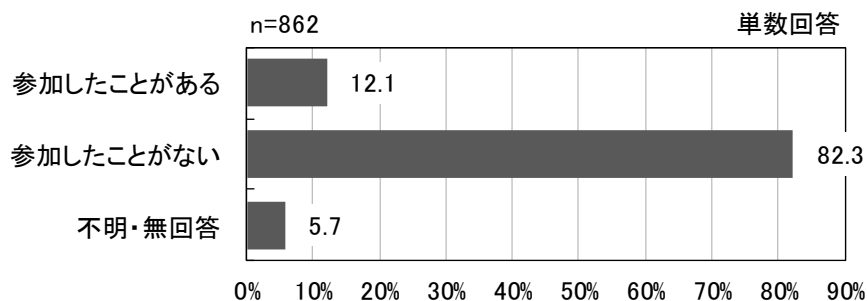
また、この1年間で地域におけるスポーツの大会や行事に参加したことがあるかについては、「参加したことがない」が82.3%と、「参加したことがある」の12.1%を70.2ポイント上回っています。

【一般市民】

■スポーツの教室や講座



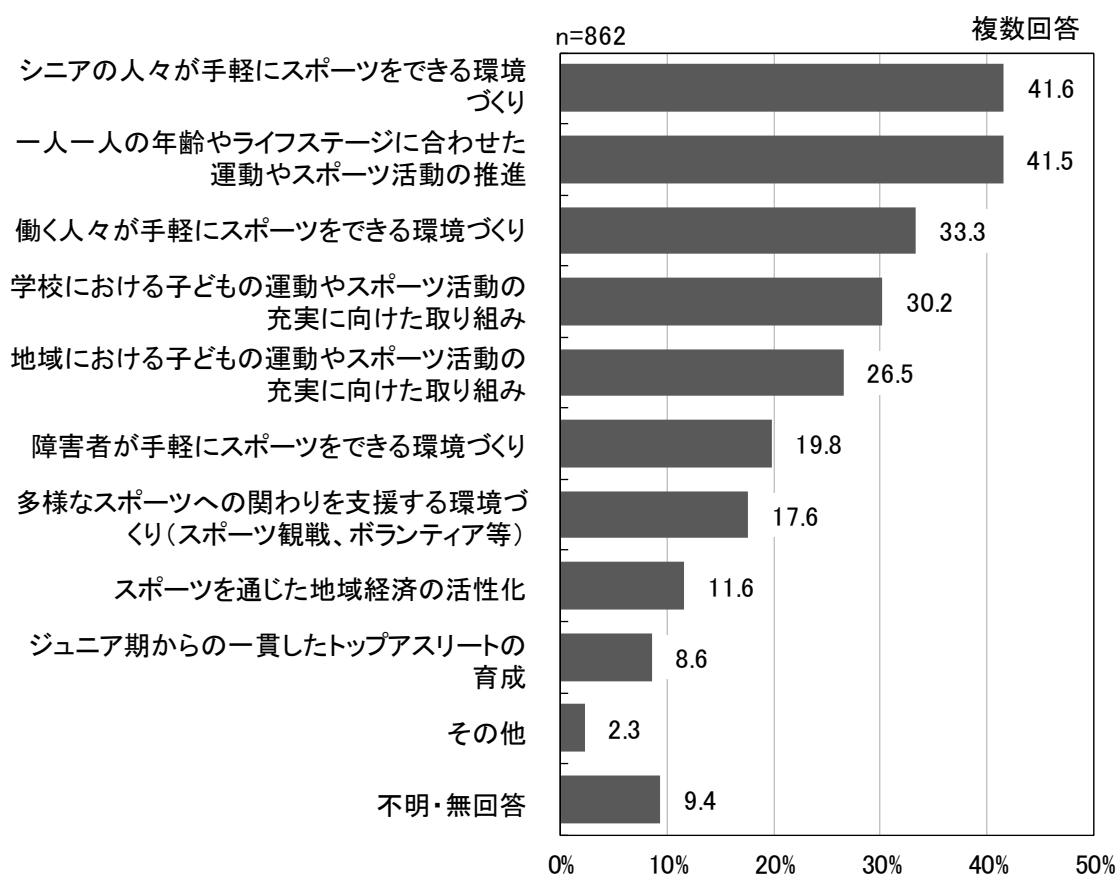
■地域におけるスポーツの大会や行事



⑤狭山市が力を入れるべきスポーツ施策

今後、狭山市はどのようなスポーツ施策に力を入れるべきだと思うかについては、「シニアの人々が手軽にスポーツをできる環境づくり」が41.6%で最も高く、次いで「一人一人の年齢やライフステージ*に合わせた運動やスポーツ活動の推進」が41.5%、「働く人々が手軽にスポーツをできる環境づくり」が33.3%となっています。

【一般市民】



(3) 狭山市スポーツ推進計画の評価

狭山市スポーツ推進計画における施策のうち、数値目標を掲げた取り組みの状況については以下の各表のとおりです。なお、令和元年度末の数値で令和2年度の目標値との比較及び評価をしたものです。令和2年度の実績値については新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることから、参考数値として掲載するものです。

施策1 市民のスポーツ活動の促進

1 誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及

いずれの指標も目標値には達しておらず、スポーツ教室や行事への参加者数は減少傾向にあります。

指標	基準値 平成26年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
週1回以上スポーツを実施する成人の割合(%)	39.3	—	—	—	—	32.4	—	50.0以上
スポーツ教室や行事への参加者数(人)	1,876	1,901	1,930	1,705	1,651	1,475	380	2,200

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月及び令和2年度の一部事業を中止した。

2 子供のスポーツの振興と学校体育の充実

地域と連携し、休日や放課後に子供たちが遊びやスポーツを行えるよう、活動する場所の確保や体験プログラムの提供を行っています。また、未就学児から親子で参加できるスポーツ教室を実施していますが、参加者の確保が課題となっています。

子供の居場所づくりとしてのスポーツ活動の支援に向けて、今後は、地域子ども教室等との連携や継続的な支援とともに、支援者の確保が必要となっています。

また、児童の基礎体力の向上を図るため、全小学校において外遊びや計画的な運動を実施するとともに、小中学校ごとに、「体力向上ストラテジープラン*」(単年)を作成し、それに基づいた体育指導を行っています。今後は、効果を上げている学校の取り組みを各校に普及させていくことが必要となっています。

部活動の充実を図るため、各中学校へ部活動指導員、部活動支援員を配置し、生徒の競技能力及び体力の向上を図っています。今後は、部活動指導員及び部活動支援員の指導力、意識向上を図る必要があります。

3 情報提供の充実とスポーツ活動の支援

スポーツ教室の情報、大学や企業との連携協定によるイベント、市内企業チームやクラブチーム等の試合情報など、スポーツに関する各種情報を集約し、広報紙、公式ホームページで関連情報を掲載発信しています。

また、より多くのスポーツボランティアの確保に努めるため、スポーツボランテ

ィア制度やスポーツ推進委員制度の普及・周知を行うとともに、人材確保・育成を行っています。

施策2 競技スポーツの振興

1 スポーツ団体の活動の促進

プロスポーツ選手等の教室や講演会等の開催回数については、平成28年度以降は、基準値を下回ることなく推移し、平成29・30年度では目標値を上回りましたが、令和元年度は下回っています。

指標	基準値 平成26年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
プロスポーツ選手等の教室や講演会等の開催回数(回)	2	1	2	5	5	3	2	4

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月及び令和2年度の一部事業を中止した。

2 青少年の競技スポーツの普及

スポーツ少年団の指導者の育成のため、指導者養成講習会やスポーツ障害予防講習会を実施し、指導者の資質向上を図っています。

また、市内の小中学校の校庭と体育館を開放し、青少年のスポーツの活動場所の確保に努めています。さらに、ジュニア期から多様なスポーツを体験する機会を提供するため、市内幼稚園や保育所、中学校において企業と連携したスポーツ教室を実施しています。

施策3 スポーツ施設の充実

1 スポーツ施設の有効利用

本市のスポーツ施設を利用したことのある市民の割合は、基準値を上回っていますが、目標値には達していません。

指標	基準値 平成26年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	目標値 令和2年度
過去1年間に本市のスポーツ施設を利用したことのある市民の割合(%)	25.9	—	—	—	—	28.1	—	30.0

2 スポーツ施設の整備

既存スポーツ施設の整備について、「狭山市公共施設再編計画」に基づき、中・長期的な視点で計画を進めていくこととしています。また、武道館整備については、令和4年度の供用開始に向けて、整備工事を実施しています。

第2節 教育の課題

教育を取り巻く社会の動向、国及び埼玉県の動向、狭山市の教育の現状及び第2次狭山市教育振興基本計画の点検評価などを踏まえた本市の教育の課題について、主なものは、次のとおりです。

1 総括的事項

これからの変化の激しい社会を生き抜いていく力を子供たちに確実に身に付けさせるためには、「①確かな学力の育成」、「②新しい時代に求められる力の育成」、「③社会の形成に参画する力の育成」、「④きめ細かで質が高く多くの人材に支えられた教育指導体制の確保」を図って行く必要があります。

また、生涯にわたる学びの成果を地域社会や学校支援に活かしていくことや生きがいに満ちた豊かな人生を実現するためには、「⑤生涯学習活動の支援体制の充実」、「⑥生涯学習の機会と場の充実」、「⑦生涯学習の成果の活用」、「⑧スポーツに親しみ楽しむ機会の確保」、「⑨多様なスポーツ・レクリエーションの場の充実」を図って行く必要があります。

そして、学校教育と生涯学習の両面から狭山の教育の魅力を高めていく必要があります。※ここで言う生涯学習には、生涯スポーツも含まれます。

①確かな学力の育成

- ・ 基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得
- ・ 小学校と中学校の間の連続性・系統性等の一貫性
- ・ 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ・ 学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の育成

②新しい時代に求められる力の育成

- ・ 多様な価値観を受容し、国際的な視野を持って地域社会の課題を解決する能力を有した、世界で活躍できる人材の育成
- ・ 持続可能な社会*の担い手として環境問題や資源・エネルギー問題などの解決に向けて考え行動する力の育成
- ・ 近年ICT*等の分野の技術革新が目覚ましいことから、社会や生活が劇的に変わるSociety 5.0*（超スマート社会）に対応できる人材の育成

③社会の形成に参画する力の育成

- ・ 社会的課題に対応し、将来の社会を担っていくことができる力の育成
- ・ 他者との関わりや体験活動を通じての自己肯定感や自己有用感の育成
- ・ 多様な人々と連携・協働していくための基盤となる社会性やコミュニケーション能力の育成

④きめ細かで質が高く多くの人材に支えられた教育指導体制の確保

- ・一人一人の個性や能力に応じたきめ細やかな指導の充実
- ・効果的な取り組みを行っている教職員の知識や技能の共有・活用
- ・教職員の人事評価制度を活用した公正な人事管理や資質・能力の向上
- ・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の整備

⑤生涯学習活動の支援体制の充実

- ・紙媒体やホームページ等、各種の情報媒体を効果的に活用した生涯学習活動に関する情報提供の充実
- ・ICT*を活用した生涯学習活動に関する情報のネットワーク化の推進
- ・生涯学習活動に取り組む団体や個人のつながりの拡充

⑥生涯学習の機会と場の充実

- ・誰もが、いつでも生涯学習に取り組める機会の充実
- ・地域に対する理解を深める機会の充実と地域社会を担う人材の育成
- ・学校、市民活動団体等との連携による家庭や地域の教育力の向上

⑦生涯学習の成果の活用

- ・保護者や地域の個人や団体など、多様な人材による生涯学習の成果を活かした学校支援の充実
- ・生涯学習活動団体、市民活動団体等との連携による生涯学習の成果をまちづくりに活かす取り組みの促進

⑧スポーツに親しみ楽しむ機会の確保

- ・市民のスポーツ実施率の向上
- ・指導者・ボランティアの育成や確保
- ・スポーツ団体の活動に対する支援や情報の提供
- ・競技スポーツへの関心を高める取り組み

⑨多様なスポーツ・レクリエーションの場の充実

- ・地域と連携した活動場所の確保
- ・既存のスポーツ施設の有効活用や環境整備

2 個別事項

(1) 学校について

- 学校の授業の理解度について、アンケート調査結果では、小学5年生で「ほとんど全部」と「7～8割くらい」が合わせて74.8%となっているものの、中学2年生では53.9%にとどまっています。平成27年調査と比べて小学5年生で「7～8割くらい」が大きく増加している一方、中学2年生では、ほぼ同程度となっています。引き続き分かりやすい授業を展開することが必要です。
- 学力向上に向けて、小学校においては、小学4年生を対象に、算数の学習支援を行っています。中学校においては、夏季、冬季集中講義を実施したり、アシスタントティーチャー*を配置するなど、個に応じた学習支援を行っています。全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査結果では、個人の伸びが確認できることから、今後は、学力向上の成果が表れた学校の方策を全学校に周知するとともに、各校が策定する「学力向上ストラテジープラン*」に基づいた学力向上についてのPDCAサイクル*を確立できるような支援が必要です。
- アンケート調査結果では、各教科の学習活動以外に、今後特に重点的に取り組むべきことについては、保護者・教職員ともに「コミュニケーション能力の育成」が7割台で最も高くなっています。保護者では、次いで「体験学習の充実」、「プログラミング教育*」が、教職員では、次いで「読書活動」、「体力向上に関する指導」が高くなっています。今後も、社会や保護者の期待に応えられるよう質の高い学校教育を推進していくことが必要です。
- アンケート調査結果では、学校教育のなかで、身につける必要性の高い能力や態度については、「善悪を判断する力」、「教科の基礎的な学力」が、保護者、教職員、一般市民ともに高くなっています。また、「実際の場面で使える英語力」で、必要性が高いと考える保護者の割合が、一般市民や教職員よりも高くなっています。今後は、どの様な時代にあっても身に付けておくべき基礎的・基本的な力を育成していくことが必要です。
- 時代の変化に対応した教育の推進に向けて、キャリア教育、情報教育、環境教育、国際理解・外国語教育に取り組んでいます。情報教育については、教育センターや小中学校においてプログラミング教育の実践的な研修会等を実施しているほか、GIGAスクール構想*により1人1台の端末が整備されており、教材・教具や学習ツールの一つとしてICT*を積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が期待されています。国際理解教育や外国語については、小学校から中学校への円滑な英語教育の接続を継続し英語を活用する機会を設定することで、児童生徒の英語学習への意欲が高まっています。今後は、ますます加速するICT分野の技術革新や交通ネットワークの発展に対応できるよう、柔軟かつ創造的に対応できる力を育成していくことが必要です。
- 小学校体育連盟・中学校体育連盟と連携を図りながら、体力向上研究委員会の取

り組みを充実し、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を研究してきました。また、新体力テストの分析結果から、各小中学校の体力向上推進委員会を機能させ、各校の課題を明確にして、重点化した体育指導にも継続的に取り組んでいます。新体力テスト上位評価について小学校においては年々上昇、目標値を達成しています。今後は発達段階に応じて1人1人の実態に合った指導を実践し、効果的に体力の向上を図る必要があります。

- 保健に関しては、各種感染症に対する学校の管理体制の強化や、医療機関等との一層の連携など、学校における感染症の発生予防とまん延防止が重要となっています。
- 幼児教育については、基礎的な生活態度の習得や豊かな心の育成などに主眼を置きながら、さまざまな遊びや体験を通じて「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進する必要があります。
- 特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒への支援として、個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の実施により、卒業までの長期的な視点から適切な指導を行っています。今後は、市内全小中学校に特別支援学級を設置し、合理的配慮*を行うとともに、インクルーシブ教育*を推進し、保護者からの相談に適切に対応できる組織体制を継続していく必要があります。
- アンケート調査結果では、教職員の職務について、「つねに忙しい」が55.4%で最も高くなっており、特に忙しさを感じる業務については、「成績処理」、「授業、授業準備、学習指導」、「事務・報告書作成」の順で高く、平成27年調査と比べて「成績処理」が大きく増加しています。引き続き、教職員が授業や授業準備等に集中でき、教育の質を高められるような働き方改革を推進していく必要があります。
- 生徒指導の充実に向けて、教育センター内の教育相談員、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室*の連携を推進するため、所内連携会議を設け、情報提供や対応策の共通理解を図っています。今後は、さらに連携を強化して学校・家庭・地域が一体となって子供を守る必要があります。
- いじめについては、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」との認識を、学校を含めた社会全体で共有しています。今後も、教職員間の連携や関係諸機関と連携を密にして、いじめの兆候を早期に察知し、迅速に組織的にいじめに対応することが必要です。
- 不登校の防止対策に関しては、欠席しがちな児童生徒に対して個々の状態を適切に把握するとともに、校内の相談員と教育センターの相談員との情報交換を強化し、組織的・計画的な支援に努めています。また、不登校の児童生徒と保護者に対しては、学校・市のこども支援課・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、外部機関とも連携し、社会的な自立に向けて指導・支援を継続

して行っていく必要があります。

- 幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・保育所（園）・小学校による幼児と児童の交流や教職員同士の交流、埼玉県教育委員会が作成した「接続期プログラム」を活用する取り組みをとおして、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図っています。今後は、各園の実態に合わせた研究をとおして、教職員の資質の向上を図る必要があります。
- 小中一貫教育については、全ての中学校区で連携を開始しています。今後は、全ての中学校区で義務教育9年間を見通し、学習の連続性に配慮した系統的な教育活動を進めていくことが必要です。
- 安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設の長寿命化改修に計画的に取り組んでいく必要があります。
- 児童生徒数は減少傾向が続いており、平成30年に「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針*」を改訂しました。今後も、小中学校の規模と配置の適正化に計画的に取り組んでいく必要があります。

(2) 家庭・地域について

- アンケート調査結果では、家での勉強時間について学年別にみると、小学5年生は平日で「1時間くらい」が39.3%、休日で「30分くらい」が29.9%と最も高く、中学2年生は、「ほとんどしない」が平日で38.0%、休日で30.7%と最も高くなっています。家庭の教育力を高めるために行政に支援を期待することについて、保護者では、「ITを活用した子育てに関する情報提供」が最も高く、次いで「相談窓口の充実」、「子育て中の親を支援するネットワークや拠点づくり」となっています。今後は、子供たちの学習意欲を養い、家庭学習用ワークシートなどを活用して家庭学習を定着させていく必要があります。
- 地域に開かれた学校づくりの推進に向けて、コミュニティ・スクール*の設置を進めています。今後は、全小中学校のコミュニティ・スクール化に向けて、学校運営協議会制度を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進していくことが必要です。
- 児童生徒と向きあう環境づくりとしては、業務改善に向けた会議等を各校において実施しているほか、教材作成の支援やプリント等の印刷などの補助業務を行うスクール・サポート・スタッフ*を導入し、教員の事務負担の軽減、教材研究や授業準備に集中できる時間の確保に努めています。今後は、教職員だけでなく介助員、わくわく支援員*とともに、より多くの関わりのなかで児童、生徒に対する支援を進めていくことが必要です。
- 放課後児童対策として、研修などをとおして放課後児童支援員の資質の向上に努めているほか、学童保育室*を整備拡充し、定員の増加を図っています。今後も、

学校の余裕教室の活用や既存の学童保育室*の改修などにより待機児童の解消に努めることが必要です。

(3) 生涯学習について

- 生涯学習に関する情報をより多くの市民に提供するために、生涯学習団体の情報冊子「さやま学びの仲間たち」や市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」*のさらなる周知を図るとともに、ICT*を活用した動画による情報配信など、新たな情報発信の環境を整えていく必要があります。
- 生涯学習活動への参加促進や団体の活動の支援に向けて、様々な相談に的確に対応することができる体制づくりが必要です。
- アンケート調査結果では、生涯学習を充実するために、特に力を入れてほしいことについては、「市民の関心の高い講座を増やす」、「講座の種類を増やす」、「高齢者や障害者が参加しやすい環境・機会の充実」が求められています。さらに、身に付けた知識・技能や経験等を活かすために必要なことについては、「学んだ成果を発揮できる機会や場の創出」や、「情報提供」、「成果を地域に還元できるような仕組み」が求められています。こうしたことから、生涯学習の成果を活かす機会や場の充実を図っていく必要があります。
- 社会教育のさらなる充実に向けて、公民館、富士見集会所、図書館、博物館などの生涯学習関連施設が連携し、市民の学習活動を促進する中で、現代的課題や地域課題に対する取り組みを強化していく必要があります。
- 人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識を高めるため、人権に関する教育のさらなる推進が必要です。
- 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝える取り組みの充実が必要です。
- PTA等と連携し、家庭教育学級*や家庭教育に関する研修会等の事業をとおし、家庭の教育力の向上に取り組む必要があります。
- 市民活動団体等と連携しながら、地域の教育力を活かした取り組みを充実していく必要があります。
- 市民の芸術・文化活動を促進するため、活動場所の提供のほか、イベントの周知等、活動を支援していく必要があります。
- 郷土の歴史や伝統文化、文化財に対する市民の理解や関心を得るため、資料の収集・保存・調査研究に取り組むとともに、これらの公開や講座等での活用を進める必要があります。
- 今後も地域の大学や企業等とのつながりを深め、市民の生涯学習への参加機会を拡充し、学習メニューを充実していく必要があります。
- PTA、学校支援ボランティアセンター*、学校応援団*、公民館等、学校支援に

関わる団体や個人が行う活動を地域学校協働活動*として位置付け、地域における学校支援活動を充実していくことが必要です。

(4) 生涯スポーツについて

- アンケート調査結果では、スポーツ施設の利用状況は、概ね増加が見られますが、週1回以上スポーツをしている一般市民の割合は、平成27年調査と比べて、6.9ポイント減少しており、児童生徒では、週1回以上、授業以外でスポーツを実施している割合は平成27年調査と比べて、5.1ポイントの減少となっています。今後は、日常生活の中で手軽に行えるスポーツの紹介などSNS等を活用して情報を発信し、スポーツ実施率の一層の向上を図る必要があります。
- アンケート調査結果では、一般市民における過去1年間のスポーツ教室や講座への参加状況は、「参加したことがない」が82.3%と高く、スポーツ教室等においては新規参加者が減少傾向であることや参加者の年齢層の偏りが課題となっています。今後は、アンケート調査結果をもとに、市民のニーズを取り入れた教室、開催場所や時間を検討していく必要があります。
- スポーツボランティア制度やスポーツ推進委員制度の普及・周知及び人材確保・育成について、引き続き、市内の大学生等、より多くのスポーツボランティアの確保に努めるとともに、スポーツ推進委員の意識・指導力の向上や認知度の向上に努め、活動の場を広げる必要があります。
- 各種スポーツ団体や市内の企業、大学等と連携し、アスリートと触れ合う機会やスポーツ観戦の機会を提供することにより、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、各種スポーツ団体等の活動の支援を継続することにより、競技スポーツの振興を図る必要があります。
- 既存スポーツ施設の整備については、「狭山市公共施設再編計画」に基づき、中・長期的な視点で計画を進めていくなかで、公式規格を有する施設としての整備について検討していく必要があります。

第3章 狭山市の教育が目指す姿

第1節 基本理念と基本方針

— 狭山市の教育に関する大綱 —

人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備えた人材を育成するという、教育基本法に定める教育の目的を念頭に、教育を取り巻く社会の動向や狭山市の教育の現状と課題等を踏まえて、次の基本理念と基本方針のもとに、狭山市の教育の振興を図ります。

【教育の基本理念】

夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育

子供から大人まで、誰もが、身近な社会に主体的に関わり、多様な人々との豊かな交流を通じて自己の能力や可能性を伸ばし、自らの力で新たな価値を創造し、人生を切り拓き、夢を叶えるとともに、公共の精神を持ち、社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成する教育の実現を目指します。

◎ 学校教育の基本方針

生きる力を備え 未来へはばたく “さやまっ子” の育成

子供は社会の宝であり、様々な可能性を秘めています。学校と地域社会が一体となって、子供たちが複雑で予測困難な社会の変化を前向きに受け止め、生きる力をさらに伸ばし、夢や志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を養うことにより、郷土狭山を愛する心を持って、一人一人が生涯輝き続ける「さやまっ子」を育成します。

◎ 生涯学習の基本方針

学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進

人生 100 年時代*をより豊かなものにするため、子供から高齢者まで、誰もが、生涯にわたり、自ら学び続け、学びをとおして自己を磨き高めるとともに、学びにより培われた知識や技能を地域や社会のために活かしていくことのできる、生涯学習に支えられた社会の形成を推進します。

いつでも どこでも いつまでも

誰もが親しめるスポーツの振興

スポーツから得られる楽しさや喜び、勇気、感動は、人生を豊かにします。スポーツを楽しむことを通じて、心と身体（からだ）の健康の維持、生きがいや仲間づくり、さらには、地域の活性化を図るため、誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる環境を整備し、「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進し、スポーツ文化の醸成を図ります。

第2節 基本目標

基本理念と基本方針で示す本市の教育の目指す姿を実現するために、次の6つの基本目標を立てます。これらの基本目標は相互に関連し、それぞれの基本目標に位置付けた施策を連動させながら展開することにより、計画の推進をより実行力のあるものにします。

基本目標Ⅰ 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

子供たちが、変化の激しい社会を生き抜く力を身につけることができるよう、一人一人の学力を確実に伸ばします。そのために、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）による授業改善を通じて、確かな学力を育成する質の高い学びを実現します。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の推進や、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な特別支援教育を推進します。さらに、プログラミング教育*やGIGAスクール構想*に基づく1人1台情報端末を活用した教育を推進するとともに、持続可能な社会*づくりの担い手を育む学習を展開することにより、これからの複雑で予測困難な社会の変化に対応しながら、一人一人が輝き続けていけるような力を育成します。

基本目標Ⅱ 豊かな心の育成と健康・体力の増進

子供たちの規範意識を高め、他者を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を育みます。そのために、他者との関わりや社会、自然環境の中での様々な体験活動を実施するとともに、道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。また、あらゆる教育活動を通じて引き続き積極的な生徒指導体制を確立していきます。さらに、子供たちが基礎的な生活習慣や心身の健康を自ら管理する能力を高め、学校体育等の充実を図ることにより、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を形成し、一人一人の体力を確実に伸ばします。

基本目標Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実

個々の教職員が自らの職責と学び続けることの大切さを自覚し、子供たちと信頼関係を築く中で、優れた指導力と使命感を備えた教職員を育成します。子供たちが学ぶ喜びを実感できる授業改善を推進するとともに、持続可能な学校指導・運営体制の構築と、学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育を推進し、学校教育の質の維持向上を図ります。また、学校施設の改修を進め、子供たちに安全で快適な学習環境を確保します。

基本目標Ⅳ 家庭や地域との絆づくりの推進

子供たちが、地域の人々と積極的に関わり、多様な経験をして、社会の構成員としての自覚を身に付けるとともに、学校、家庭、地域が目標を共有し、教育に関する関心と理解を一層深め、子供たちの学びや成長を支える活動を推進します。保護者や地域住民等の積極的な参加による、「地域とともにある学校づくり」に向けて、全小中学校のコミュニティ・スクール*化を推進します。また、今までに培われてきた地域と学校との絆をより発展させるため、PTA、学校評議員、学校応援団*等の活動を促進し、社会に開かれた学校づくりを推進します。

基本目標Ⅴ 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

誰もが、生涯にわたり充実した生活を送ることができるよう、様々な学習の機会や場の充実を図り、学習に関する情報提供や相談体制を整え、市民の学びを支援するとともに、学んだ成果を地域や社会に活かせる仕組みづくりを進めます。また、学校・家庭・地域と行政とが様々な形で連携・協働することにより、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域を担っていく人材を育成し、学校支援やまちづくりに活かしていきます。さらに、地域の歴史や文化に触れる機会を充実することにより、市民文化の振興を図るとともに、郷土狭山に対する愛着を深めます。

基本目標Ⅵ 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

年代、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが気軽に、「する」「みる」「ささえる」といった多様な関わり方でスポーツに親しむことのできる場や機会の充実を図ります。また、各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、地域における子供たちのスポーツ活動を促進し、競技スポーツの普及と振興を図るなかで、青少年の健全育成と子供たちの可能性を広げることを目指します。さらに、市民のスポーツ活動の場として、既存スポーツ施設の有効利用を促進するとともに、施設の機能の充実を図ります。

第3節 施策体系

6つの基本目標について、21の施策と、90の取り組みを設定します。

なお、計画期間における重点的な取り組みを設けます。(網掛け項目)

基本目標	施策	取り組み
基本目標Ⅰ 確かな学力と 時代の変化に 対応する力の 育成	施策1 確かな学力の育成	1 学力向上を目指した教育の展開
		2 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実
		3 少人数指導などによる個に応じた学習指導の充実
		4 各種調査研究活動の成果を活かした学習指導の充実
		5 小学生学習支援事業*の実施
		6 中学生学習支援事業*の実施
		7 家庭学習の励行の推進
	施策2 時代の変化に対応 した教育の推進	1 コミュニケーション能力の育成
		2 キャリア教育の推進
		3 情報教育の推進
		4 プログラミング教育*の推進
		5 環境教育の推進
		6 国際理解教育の推進
		7 帰国・外国人児童生徒への支援の充実
		8 外国語教育の充実
		9 伝統文化教育の推進
	施策3 E S D* (持続可 能な開発のための 教育)の推進	1 E S D (持続可能な開発のための教育)の推進
		2 地域との連携
	施策4 幼児教育の推進	1 幼児教育の推進
		2 預かり保育の推進
		3 教職員の資質の向上
4 家庭と連携した教育の推進		
施策5 特別支援教育の推 進	1 就学支援の充実	
	2 インクルーシブ教育*の推進	
	3 幼稚園における支援の充実	
	4 小中学校における支援の充実	
基本目標Ⅱ 豊かな心の育 成と健康・体 力の増進	施策1 豊かな心の育成	1 規律ある態度の育成
		2 道徳教育の充実
		3 命を大切にする教育の推進
		4 読書活動の推進
		5 体験活動の推進
		6 人権教育の充実
		7 オリンピック・パラリンピックの成果を次代 につなぐ教育の推進
	施策2 生徒指導の充実	1 相談・指導の体制の充実
		2 いじめの防止対策の推進
		3 不登校の防止対策の推進
4 非行・問題行動の防止対策の推進		
5 有害環境の排除対策の推進		

基本目標	施策	取り組み
基本目標Ⅱ 豊かな心の育成と健康・体力の増進	施策3 体力と健康の増進	1 基礎体力の向上
		2 体力テスト結果の分析と体育指導の充実
		3 学校体育の充実
		4 部活動の充実
		5 学校保健の充実
		6 安全教育の推進と防災意識の高揚
		7 食育の推進
		8 安全・安心な学校給食の充実
基本目標Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実	施策1 教職員の資質の向上	1 研修の計画的な実施
		2 人事評価システムの充実
		3 指導力向上のための支援ツールの活用
		4 各種調査研究活動の充実
		5 教職員の情報活用能力などの向上
		6 持続可能な学校指導・運営体制の構築
	施策2 一貫教育の推進	1 小中学校9年間を一貫した教育の推進
		2 幼稚園・保育所(園)・小学校の連携の推進
	施策3 就学にかかる経済的支援の推進	1 小中学校への就学支援の推進
		2 高等学校・大学などの修学支援の推進
	施策4 学校施設の充実	1 学校施設の長寿命化改修の推進
		2 中学校トイレ改修工事の推進
		3 小中学校の空調設備の更新
4 学校ICT*環境の充実		
施策5 学校の規模と配置の適正化の推進	1 学校の規模と配置の適正化の推進	
	2 通学区域(特別許可地区)見直しの推進	
基本目標Ⅳ 家庭や地域との絆づくりの推進	施策1 家庭や地域との連携	1 地域に開かれた学校づくりの推進
		2 学校評価システムの充実
		3 児童生徒と向きあう環境づくりの推進
		4 学校と地域との連携による危機管理体制の充実
	施策2 放課後児童対策の充実	1 学童保育室*の充実
基本目標Ⅴ 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興	施策1 生涯学習活動の支援体制の充実	1 生涯学習の情報提供・相談体制の充実
		2 生涯学習ネットワークの充実
	施策2 生涯学習の機会や場の充実	1 生涯学習の機会や場の充実
		2 生涯学習関連施設の機能やサービスの充実
		3 社会教育の充実
		4 生涯学習関連施設の改修・更新などの推進
		5 人権教育と平和教育の充実
		6 家庭や地域の教育力の向上
		7 芸術・文化活動の推進
		8 文化財等の保存・継承と活用の促進
9 大学などとの連携による学習機会の充実		
10 青少年の健全育成		

基本目標	施策	取り組み	
	施策3 生涯学習の成果の活用	1	学校と家庭・地域の連携体制の構築
		2	市民活動との連携の促進
基本目標Ⅵ 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興	施策1 市民のスポーツ活動の促進	1	幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実
		2	高齢者や障害者のスポーツ活動の促進
		3	子供のスポーツの振興と学校体育の充実
		4	スポーツに関する情報提供の充実
		5	地域におけるスポーツ活動への支援
	施策2 競技スポーツの振興	1	スポーツ団体の活動の促進
		2	青少年の競技スポーツの普及
	施策3 スポーツ施設の充実	1	スポーツ施設の有効利用
		2	スポーツ施設の整備

第4章 施策の展開

基本目標



確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

施策1 確かな学力の育成

現状と課題

- ・全小中学校において、学力向上に向けた授業の展開を毎日の教育活動の中で実践しています。また、学校の課題解決に向けた研究発表を輪番で2年ごとに取り組み発表を行っているほか、学力向上に関する研究委員会を設置し、調査研究活動の成果を日々の学習指導に活かしています。
- ・小学校においては、わくわく支援員*を配置して個に応じた指導を実践しているほか、中学校においては、アシスタントティーチャー*を配置する他にも「さやまっ子・茶レンジスクール」を展開し、夏季、冬季集中講義や学習支援を行っています。全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査結果については、平均値はそれぞれ学年・教科において課題がある状況も見受けられますが、1年ごと個人の学力に注目すると、多くの児童生徒が伸びている状況にあります。
- ・今後は、学力向上の取り組みで成果が表れた学校の方策を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実するとともに、各校策定の「学力向上ストラテジープラン*」に基づいた学力向上についてのPDCAサイクル*が確立できるような支援が必要です。
- ・国際理解教育や外国語については、語学指導助手、英語活動支援員*の配置に加え、令和元年度より英語専科教諭の加配も行っているほか、小学校から中学校への円滑な英語教育の接続を継続し英語を活用する機会を設定していることで、児童生徒の英語学習への意欲が高まっています。英語に興味関心の高い児童生徒の割合に関しては目標値に達しています。

施策の方向性

- ・児童生徒が意欲と目標をもって学習に臨み、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する力を身に付ける授業を確立します。
- ・各種調査研究活動の成果を児童生徒の学習指導に活用し、指導を充実します。
- ・わくわく支援員やアシスタントティーチャーを配置し、児童生徒の個に応じた効果的な指導を充実します。
- ・オンライン学習システムの活用により、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学力と学習習慣の定着を図ります。
- ・児童生徒の主体的な学習の励行と補充学習を推進します。
- ・英語教育における小中一貫性を強化し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

1 学力向上を目指した教育の展開 [教育指導課・教育センター]

- ・授業の目標を明確にし、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を習得するとともに、これらを活用する力として思考力、判断力、表現力などを育む授業を推進します。
- ・各校策定の「学力向上ストラテジープラン*」に基づいた学力向上についてのPDCAサイクル*の確立を支援します。
- ・ICT*の活用が図られる教育環境を整備し、教師の活用技術を高める研修会等を実施し、指導方法の工夫改善を進め、効果的でわかる授業を展開します。
- ・「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”*」による学力向上に向けた提言を実践に活かします。

2 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・「全国学力・学習状況調査」、「埼玉県学力・学習状況調査」などの分析結果から、各学校の課題を明確にし、実態に合わせた指導を計画的・継続的に推進します。

3 少人数指導などによる個に応じた学習指導の充実 [教育指導課]

- ・一人一人の児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、「わかる喜び」、「学ぶ楽しさ」を実感できるよう、個に応じた効果的な指導の充実に取り組みます。
- ・わくわく支援員*やアシスタントティーチャー*などを配置して、きめ細かな指導の充実に取り組みます。
- ・GIGAスクール構想*の実現による新たなICT環境や先端技術の活用等により、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学力と学習習慣の定着を図ります。

4 各種調査研究活動の成果を活かした学習指導の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・各種研究委員会や研究委嘱校の研究成果を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実します。
- ・研究の成果とともに学習教材や学習指導案などの情報を教育情報ネットワークで共有し、教職員がこれを効果的に活用して指導を充実します。
- ・ユニバーサルデザイン*の視点に立った学習指導を推進し、誰にでも、より分かりやすい授業を目指します。
- ・学力向上の取り組みで成果が表れた学校の方策を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実します。

重点

5 小学生学習支援事業*（さやまっ子・茶レンジスクール）の実施〔教育センター〕

- ・「小学生学習支援事業」をとおして、児童の学校外の学習時間の確保、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化を支援します。

重点

6 中学生学習支援事業*（さやまっ子・茶レンジスクール）の実施〔教育センター〕

- ・「中学生学習支援事業」をとおして、生徒の学校外の学習時間の確保、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化を支援します。

7 家庭学習の励行の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・学校における学習指導や小中学生学習支援事業（さやまっ子・茶レンジスクール）への参加などにより、家庭学習に取り組む児童生徒の人数を増やします。
- ・狭山市共通の家庭学習用ワークシートを活用して、家庭学習の定着に取り組みます。

成果目標

項目		実績値（％） （令和元年度）				目標値 （令和7年度）
		小学校		中学校		
埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率	科目	狭山市	埼玉県	狭山市	埼玉県	全科目で県平均正答率を上回る
	国語	55.5	56.9	58.4	58.7	
	算数	66.1	66.6	-	-	
	数学	-	-	59.6	59.3	
	英語	-	-	56.6	56.1	

項目		実績値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合	小学校	87.2%	県、全国平均を上回る
	中学校	82.4%	

施策2 時代の変化に対応した教育の推進

現状と課題

- ・児童生徒が人と人との関わりや望ましい人間関係を構築していくための力を育んでいくためには、コミュニケーション能力を高める必要があります。
- ・情報教育については、教育センターや小中学校において教職員に向けた実践的な研修会等を実施しており、情報化が急速に進展するなか、プログラミング教育*を含むICT*に関する理解・活用能力を育むための教育の充実に継続的に取り組む必要があります。
- ・キャリア教育については、各学校において、令和2年度よりキャリアパスポート*を活用しています。引き続き、社会人・職業人として自立できるよう、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育の充実に努める必要があります。
- ・環境問題が地球規模で広がりを見せるなかでは、環境への負荷を軽減し、持続可能な社会*を構築することが課題となっていることから、これに沿って、学校における環境教育の充実に努める必要があります。
- ・グローバル化が進展するなかでは、児童生徒に、わが国と郷土の伝統文化への理解を深め、愛着を育む教育を推進していく必要があります。また、日本語指導員*を配置し、増加する帰国・外国人児童生徒への支援の充実に努める必要があります。

施策の方向性

- ・望ましい人間関係を築く力を培うため、児童生徒のコミュニケーション能力を育成します。
- ・児童生徒の発達の段階に応じて、勤労観や職業観を育成するため、キャリア教育を推進します。
- ・プログラミング教育をはじめとするICTに関する理解や活用能力を高める教育をより一層推進します。
- ・環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けて環境教育を推進します。
- ・児童生徒に国際感覚を育むため、国際理解教育を推進します。
- ・わが国と郷土の伝統文化に対する理解を深め、愛着を育みます。
- ・日本語指導や学校生活の相談活動などを通じて、帰国・外国人児童生徒に対する支援を充実します。

取り組み

重点

1 コミュニケーション能力の育成 [教育指導課]

- ・国語科を中心に、各教科の授業や行事など、教育活動全体のなかで言語能力*を育成します。
- ・児童生徒が望ましい人間関係を築くことができるよう、あいさつ運動や話し合い活動、異年齢活動、地域との交流等、他者と関わる様々な活動に取り組みます。

重点

2 キャリア教育の推進 [教育指導課]

- ・児童生徒がキャリア教育について、自らの学習状況や自身の変容、成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（キャリアパスポート*）を作成し、活用していきます。

重点

3 情報教育の推進 [教育センター]

- ・情報化の進展に適應できるように、ICT*に関する知識や活用能力を高める教育を充実します。
- ・情報社会のルールやセキュリティといった情報モラルについての指導を充実します。
- ・ICT機器の活用や学習形態の工夫等をとおして、児童生徒の主体的な学習が展開できるように環境整備や教員の資質の向上に向けた実践的な研修会を実施します。
- ・GIGAスクール構想*における1人1台情報端末の利活用をとおして個別最適な学びを推進するとともに、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた学び合い等の協働的な学びを推進します。

4 プログラミング教育*の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・授業力向上研究委員会で研究したプログラミング教育に関係する教材や実践例等を全学校に周知し、授業に活かすことにより、プログラミング教育の指導の充実を目指します。

5 環境教育の推進 [教育指導課]

- ・児童生徒の発達の段階に即し、自然に対する感謝と尊敬する心や環境を大事にしようとする心を育てるとともに、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれる能力や態度を育成する教育を推進します。
- ・環境課と連携してアダプトプログラム*を活用した教育活動に取り組みます。

6 国際理解教育の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・小学校の英語活動及び小中学校の英語教育等を推進するなかで、外国の文化に対する理解を深める教育を推進します。
- ・総合的な学習の時間などを活用して、国際理解、異文化理解をテーマにした学習を推進します。

7 帰国・外国人児童生徒への支援の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・日本語指導や学校生活の相談などをとおして、帰国・外国人児童生徒に対する支援を充実します。
- ・日本語指導員*を学校に派遣し、帰国・外国人児童生徒の学習を支援します。

重点

8 外国語教育の充実 [教育センター]

- ・「教育課程特例校*」を活用し、小学校低学年を対象に外国語教育を推進し、英語による聞くこと、話すことの言語活動をとおして、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成します。
- ・英語体験活動等を実施し、児童生徒が英語を活用する機会の充実を図ります。
- ・ALT（語学指導助手）の小中学校及び幼稚園への派遣や小学校英語専科教諭を活用するなど、より効果的な英語教育を推進します。
- ・各小学校に配置されている英語活動支援員*に対する研修会を充実させ、英語活動のきめ細やかな指導を推進します。
- ・英語教育における小中学校間の円滑な接続のため、教職員の指導力向上のための研修を推進します。
- ・公費による英語検定の受験を通じて、英語に対する学習意欲及び英語能力の向上を図ります。

9 伝統文化教育の推進 [教育指導課・社会教育課・公民館]

- ・児童生徒がわが国と郷土の伝統文化に接することのできる機会を拡充することにより、児童生徒が伝統文化に対する理解を深めるとともに、わが国と郷土への愛着を育む教育を推進します。
- ・社会科副読本「さやま」*を活用して、小学校社会科の授業を工夫し、郷土狭山の理解を深め、郷土を誇れる児童を育成します。
- ・学校と博物館や公民館が連携して郷土を学ぶ機会を増やします。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
CEFR（セファール）のA1相当レベル [※] 以上の英語力を持った生徒の割合	55.0%	全国の目標値 50.0%を上回る

※CEFR（セファール）のA1相当レベル

実用英語技能検定3級、TOEICスコア320～620、GTECスコア270～689、ケンブリッジ英語検定スコア110～119に相当する英語力のこと。

施策3 ESD*の推進

現状と課題

- ・環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会における様々な問題について、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会*を創造していくことを目指す学習や活動を推進して、SDGs*の達成への貢献が求められています。
- ・日本が提唱した「持続可能な開発のための教育（ESD）」は、まさに地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育であり、文科省は新学習指導要領において、これからの学校教育や教育課程の役割として「持続可能な社会の創り手」を育むことを掲げています。ESDの理念が学習指導要領に組み込まれたことに伴い、全ての学校においては持続可能な開発のための教育（ESD）を推進することが重要です。

施策の方向性

- ・児童生徒に対して、地球温暖化、資源の枯渇、環境破壊、人権問題など次々と生じる世界的な問題を踏まえて地球や人類の未来を考え、持続可能な社会の担い手となる力を育成します。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。
- ・体験、探求、問題解決に重点を置いた学習者主体の参加型学習を推進します。

取り組み

1 ESD（持続可能な開発のための教育）の推進[教育指導課]

- ・ESDの推進を図り、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、また、そのことによって多面的・総合的に探究する学友活動を展開したり、人とのつながりや身に付けたことを生活や社会につなげたりする持続可能な社会づくりの担い手を育む学習を展開します。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を意識した授業づくりについての研鑽を深め、学習指導に活かします。

2 地域との連携[教育指導課]

- ・ESDの推進が身近なところから取り組むことに重点を置いていることから、PTAや青少年育成地域会議等の関係団体や地域に、学校の取り組みへの理解を図り、協力・連携した活動に取り組みます。

施策4 幼児教育の推進

現状と課題

- ・ 幼児期は、生涯にわたり人間として健全に成長するうえで、また、社会的な対応能力を培ううえで、その基礎を育む重要な時期であることから、家庭や地域と連携して、健やかな成長を促していく必要があります。
- ・ 本市では、埼玉県の啓発資料「3つのめばえ」等を活用し、各園にて家庭と連携した教育を実施しているほか、各園において、研究テーマに沿った園内研修を実施しています。
- ・ 今後は、幼児への支援方法や環境づくり等について、各園の実態に合った研究をとおして、教職員の資質の向上を図る必要があります。

施策の方向性

- ・ 様々な遊びや体験をとおして「生きる力」の基礎を育む教育を推進します。
- ・ 教職員の資質の向上に取り組み、園児の個に応じた効果的な教育を推進します。

取り組み

1 幼児教育の推進 [教育指導課]

- ・ 幼稚園教育要領*の定着を図り、家庭との連携のもとに「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- ・ 幼児教育に関する各種調査研究活動の成果を活かして、指導を充実します。

2 預かり保育の推進 [学務課]

- ・ 入間川幼稚園と水富幼稚園において、預かり保育を引き続き実施し、保護者の子育てを支援します。

3 教職員の資質の向上 [教育指導課]

- ・ 教職員を対象とした研修会を実施するなどして、指導方法の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 幼稚園教育に関する幼児への支援法や環境づくり等についての研究を委嘱し、各園の実態に合った研究をとおして、教職員の資質の向上を図ります。

重点

4 家庭と連携した教育の推進 [教育指導課・学務課]

- ・ 埼玉県が子育ての目安としてまとめた啓発資料「3つのめばえ」の考え方を家庭に普及し、幼稚園と家庭が連携した子育てを推進します。

施策5 特別支援教育の推進

現状と課題

- ・市立幼稚園では、障害のある園児に対して、特別支援教員を配置し、個に応じた適切な指導に取り組んでいます。また、障害のある園児を受け入れている私立幼稚園に対して特別支援教育費補助金を交付するなどの支援を行っており、今後も、関係機関と連携して、就園支援の充実を図る必要があります。
- ・小中学校では、障害のある児童生徒に対して、発達障害、情緒障害及び難聴・言語障害に対応した通級指導教室*を設置し、個に応じた適切な指導に取り組んでいます。また、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を推進するため、令和7年度までに全小中学校に特別支援学級の開設を進める計画としています。
- ・就学支援に向けては、個別の指導計画作成を各学校に周知し、卒業までの長期的な視点に立った指導を行っています。今後も保護者からの相談に適切に対応できる組織体制を継続していきます。
- ・インクルーシブ教育*の理念に基づき、ユニバーサルデザイン*の視点も積極的に取り入れながら、障害のある幼児や児童生徒一人一人のニーズに応じて、適切な教育的支援を行うことができるよう、支援体制をより一層充実していく必要があります。

施策の方向性

- ・関係機関と連携し、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対して、ニーズに応じた適切な相談や指導を行います。
- ・インクルーシブ教育の理念に基づき、障害のある幼児や児童生徒一人一人のニーズに応じて、合理的配慮*を行い、適切な教育を推進します。
- ・教職員に対する研修を計画的に実施するとともに、保護者からの相談に適切に対応します。

取り組み

1 就学支援の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・関係機関との連携のもとに、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対する就学支援を充実します。
- ・学識経験者や医師、教員、行政を構成メンバーにした就学支援委員会を活性化します。

2 インクルーシブ教育*の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・障害のある幼児や児童生徒が、その実態や保護者の願いに基づいた教育を受けられることができるよう、個別の指導計画などを作成し、卒業までの長期的な視点に立って適切な指導を推進します。

3 幼稚園における支援の充実〔学務課・保育幼稚園課〕

- ・障害のある園児の受け入れに伴い、市立幼稚園に特別支援教員を配置し、個に応じた適切な指導の充実を図ります。また、障害のある園児を受け入れている私立幼稚園に対して、特別支援教育費補助金を交付することにより、個に応じた適切な指導を支援します。

4 小中学校における支援の充実〔教育指導課・教育センター〕

- ・全小中学校に特別支援学級を設置するとともに、通級指導教室*の増設を行い、介助員の配置、専門家による巡回などをおして、障害のある児童生徒への支援体制の充実を図ります。
- ・教職員に対する研修を計画的に実施するとともに、保護者からの相談に適切に対応できる体制を充実します。

基本目標



豊かな心の育成と健康・体力の増進

施策1 豊かな心の育成

現状と課題

- ・近年、児童生徒の豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神及び主体的に判断し適切に行動する力の育成が求められています。そのためには、家庭や地域と連携し、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導のほか、青少年を取り巻く有害情報対策の充実を図る必要があります。
- ・道徳の授業力向上に向けて、各校において校内研修や研究発表を実践しているほか、小中連携で授業規律等の統一を実践しています。
- ・読書活動については、学校図書館司書を中学校1名ずつ配置し、小学校にも出向き、学校図書館の整備を中心に読書環境の充実に向けた取り組みを実践しているほか、児童生徒の読書活動に対する意欲を高めるための様々な工夫を行っています。
- ・様々な偏見や差別、いじめ、虐待などの人権に関する問題に対して、学校教育の場においても、児童生徒の発達の段階に応じ、人権感覚育成プログラム*などの人権教育を推進していますが、さらに人権教育に関する研修会、講座などの拡充を進めることが必要です。

施策の方向性

- ・児童生徒に規律ある態度を身に付けさせるための教育を充実します。
- ・道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体をとおして、児童生徒に他人を思いやる心、善悪を判断する力や公共の精神などを培います。また、道徳教育への保護者や地域からの参画推進と家庭教育への波及を図ります。
- ・学校図書館司書の配置とその活動をとおして学校図書館を充実します。
- ・図書館と学校図書館の連携した活動をとおして「第二次狭山市子ども読書活動推進計画」をさらに推進します。
- ・児童生徒の発達の段階に応じて、自然体験や職場体験などの体験活動を推進します。
- ・だれもが自分らしく生きられる社会の実現を目指して、学校における人権教育等多様な人権問題に対する意識の高揚に取り組みます。

取り組み

1 規律ある態度の育成 [教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒が基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることにより、規範意識を育み、社会生活のなかで、規律を守って行動できる態度を育成します。

重点

2 道徳教育の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・道徳科の時間を中心に、教育活動全体をとおして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
- ・道徳科教育への保護者や地域からの参画推進と、家庭教育への波及を図ります。
- ・道徳科における指導方法、評価方法の研究・研修の推進を図ります。

重点

3 命を大切にす教育の推進 [教育指導課・教育センター・学務課]

- ・中学校で、命の大切さを実感し、他者への思いやりや自己肯定感を高めることを目的として、「いのちの授業」を開催します。

4 読書活動の推進 [教育指導課・図書館]

- ・学校図書館を充実するとともに、朝読書への意欲を高めるなどして、児童生徒の読書活動を推進します。
- ・学校図書館司書を配置し、学校図書館の資料の閲覧、貸出、ガイダンス、レファレンスサービス*を推進します。
- ・小学校の低・中・高学年、中学生に分けて発達の段階にあわせた推薦図書（子どものときに読みたい本 100 冊）の紹介を通じて、読書の楽しさや意義を体得できるようにします。
- ・子供の読書活動に関わる施策を総合的かつ体系的に進めるため、図書館と学校図書館の連携により「第二次狭山市子ども読書活動推進計画」をさらに推進します。
- ・図書館では、貸出図書の充実や各種事業による取り組みに加え、学校からの依頼による学習内容に応じた図書の団体貸出など学校図書館の支援を行います。

5 体験活動の推進 [教育指導課]

- ・全ての児童生徒が、発達の段階に応じて様々な活動を体験できるよう、「埼玉の子ども70万人体験活動」事業をとおして、自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭地域・企業・NPOなどと連携して、体験活動を推進します。
- ・夏季休業日を活用して、児童生徒に教科や教科外の学習の楽しさに触れる体験教室を開設し、児童生徒の興味関心、学習意欲の向上を支援します。

6 人権教育の充実〔教育指導課〕

- ・人権感覚育成プログラム*やいじめアンケート調査の結果などを活用するなかで、児童生徒が人権を尊重する意識の高揚につながる取り組みを行います。
- ・同和問題や児童虐待、性的マイノリティ*への偏見や差別、インターネットを利用した人権侵害など様々な人権問題を理解し、人権感覚を身につけ、様々な人権課題を解決しようとする児童生徒を育成します。
- ・人権教育研修を年間研修計画のなかに位置付け、人権教育の指導を充実します。
- ・人権推進協議会と連携して、人権教育研修会*や人権教育実践研究会*などを開催し、学校における人権教育の指導をさらに充実します。

7 オリンピック・パラリンピックの成果を次代につなぐ教育の推進

〔教育指導課・教育センター〕

- ・道徳科や社会科、体育科などの授業を中心に、オリンピック・パラリンピックの道徳的な価値観や国際関係等を学び、平和で差別のないよりよい世界の実現に貢献する態度を身に付けたさやまっ子の育成を図ります。

成果目標

項目			実績値 (%) (令和元年度)		目標値 (令和7年度)
埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度			小学校	中学校	全項目 80.0% 以上
けじめのある生活ができる	時刻を守る	登校時間	94.1	98.1	
		授業開始時間	95.4	97.3	
	身の回りの整理整頓をする	靴そろえ	88.1	92.5	
		整理整頓	86.6	86.9	
礼儀正しく人と接することができる	進んであいさつや返事をする	あいさつ	77.1	81.4	
		返事	89.0	89.3	
	ていねいな言葉づかいを身につける	ていねいな言葉づかい	87.0	92.5	
		やさしい言葉づかい	84.9	90.1	
約束やきまりを守ることができる	学習のきまりを守る	学習準備	85.1	90.0	
		話を聞き発表する	77.0	73.1	
	生活のきまりを守る	集団の場での態度	85.3	94.3	
		掃除・美化活動	89.3	86.6	

施策2 生徒指導の充実

現状と課題

- ・相談・指導体制の充実に向けて、各中学校に、さやまっ子相談員、さやまっ子相談支援員とスクールカウンセラーを配置するとともに、教育センターに教育相談員や学校課題解決支援員を配置して、生徒や保護者の相談に対応しています。教育センター内の教育相談員、学校課題解決支援員、適応指導教室*が一層の連携に向けて所内連携会議を設け、情報提供や対応策の共通理解を図っています。
- ・いじめの防止対策に関しては、国や県からの通知、学校への訪問を通じて、各校の実態を把握し、指導・助言を行っているほか、いじめ防止サミットを通じて、各校におけるいじめ防止の取り組みを発表しています。
- ・不登校の防止対策に関しては、児童生徒理解・教育支援シートの活用や、校内の相談員と教育センターの相談員の情報交換を強化し、不登校の未然防止に努めているほか、学校・こども支援課・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、外部機関と連携し、把握・対応しています。不登校児童生徒の学校復帰率は年度によりばらつきがありながらもおおむね横ばいで推移しています。
- ・インターネットをとおして、児童生徒が有害情報に巻き込まれることのないよう、児童生徒を有害情報から守るための対策の充実を図る必要があります。
- ・今後も、保護者、地域、関係機関などと連携して、いじめ、不登校、非行・問題行動の防止に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- ・いじめ防止のため、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた組織的な取り組みを進めます。
- ・不登校の防止や社会的な自立に向けて、学校と関係機関等の連携を進め、相談や学習支援、指導を充実します。
- ・非行・問題行動の防止に向けて、保護者、地域、関係機関などと連携して啓発や指導に取り組めます。
- ・有害情報から、児童生徒を守るための対策を充実します。

取り組み

1 相談・指導の体制の充実 [教育センター]

- ・教職員が相互に連携して、個々の児童生徒の状況を把握し、必要により相談や指導を適切に行うなど、教職員による相談・指導を充実します。
- ・生徒や保護者からの相談に応じて必要な指導を行うため、各中学校に配置しているさやまっ子相談員、さやまっ子相談支援員及びスクールカウンセラーによる相談・指導の体制を充実します。

- ・児童生徒、保護者及び教職員などからの専門的な相談に応じて、必要な指導を行うため、教育センターに配置している教育相談員とスクールソーシャルワーカーによる相談・指導を充実します。

重点

2 いじめの防止対策の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・児童生徒に対する人権尊重意識の啓発などをおして、いじめの発生防止の取り組みを促進します。また、学級集団の状態や、子供一人一人の意欲・満足感などを把握するアンケートを実施し、今後も児童生徒の理解に努めます。
- ・教職員間の連携や校内の相談員との連携、さらには学校と教育センターの相談員との連携を密にして、いじめの早期発見の教育相談体制を充実します。
- ・インターネット上のいじめやネットトラブルの防止に向けて、児童生徒や保護者に対して啓発を行うとともに、関係機関と連携して、いじめの早期発見の取り組みを推進します。
- ・いじめの発生が確認された場合には、保護者と連携して、関係する児童生徒に対して適切に指導を行うなどして、問題の解決に向けた組織的な取り組みを進めます。

重点

3 不登校の防止対策の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・学校生活充実支援委員会を設置し、学校・関係機関等が連携し、未就学時からのより適切な教育環境の在り方や、保護者の子供理解の促進について研究し、不登校の発生の防止や、社会的な自立に向けての支援に取り組みます。
- ・教職員や校内の相談員による校内の相談体制と教育センターの相談員による相談体制を充実させて、不登校の発生の防止に向けた取り組みを推進します。
- ・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教職員や校内の相談員により定期的な家庭訪問などを行い、社会的な自立に向けての相談の充実を図ります。
- ・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教育センターにおいて社会的な自立に向けての相談を行うとともに、適応指導教室*における社会的な自立に向けての指導を充実します。

4 非行・問題行動の防止対策の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・非行・問題行動の発生の防止に向けて、保護者、地域、関係機関などと連携して、啓発活動に引き続き取り組むとともに、必要な指導等を行います。
- ・学校の長期休業期間などに、保護者、地域、関係機関などと連携して、防犯パトロールを行うなどして、非行・問題行動の発生の防止に取り組みを充実します。

5 有害環境の排除対策の推進〔教育指導課・教育センター〕

- ・児童生徒が、発達の段階に応じて、インターネットを適切に活用できるよう、情報活用能力を育成し、情報モラルを身に付けさせる学習活動を推進します。
- ・児童生徒を取り巻く社会環境の浄化に向けて、関係機関が連携して、啓発や指導などの充実を図り、引き続き児童生徒の非行や犯罪の防止に取り組みます。
- ・インターネット上の有害情報から児童生徒を守るため、関係機関との連携により、フィルタリングの利用や、必要がない場合には携帯電話等を所持しないことも含めた、インターネットの利用に関する親子間のルールづくり等について、児童生徒や保護者に対しての普及啓発活動を推進します。

成果目標

項目		実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
いじめの解消率及び不登校児童 生徒の学校復帰率	解消率	81.8%	100%
	学校復帰率	19.7%	33.3%

施策3 体力と健康の増進

現状と課題

- ・体力の向上に向けて、小学校体育連盟・中学校体育連盟と連携を図りながら、小中学校ごとに「体力向上ストラテジープラン*」(単年)を作成し、それに基づいた体育指導を行っています。第2次教育振興基本計画の取り組み結果では、新体力テスト上位評価について小学校においては年々上昇し、目標値を達成しています。今後は、効果を上げている学校の取り組みを各校に波及させていくことが必要となっています。
- ・部活動については各中学校への部活動指導員、部活動支援員の配置のほか、校外活動参加のために必要な経費に対して助成を行っています。今後も「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に則った適切な指導が求められます。
- ・学校保健に関しては、各学校において学校保健委員会を中心に、学校保健計画を作成し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育や日常の指導を充実しています。今後は各種感染症に対する学校の管理体制の強化や、医療機関等との一層の連携など、学校における感染症の発生予防とまん延防止についても重要となっています。
- ・食育については、各学校において、委員会活動や食育月間等を利用した食育の推進や、食材・栄養バランスのとれた給食を提供しています。今後も、食育を基盤として、生涯にわたる健康づくりや望ましい食習慣の形成に取り組んでいく必要があります。
- ・入間川学校給食センター及び柏原学校給食センターについては、令和5年度をもってPFI*事業期間が終了となるため、その後の運営方法について検討を進める必要があります。

施策の方向性

- ・各校で新体力テストの結果を分析し、児童生徒の体力の傾向と課題を把握したうえで、体力向上に取り組めます。
- ・児童生徒の体力と運動能力を高めるため、学校体育の充実に取り組めます。
- ・中学校の運動部の活動の充実に向けて、顧問を務める教員の指導力の向上を図り、外部指導者の確保に取り組めます。
- ・児童生徒の心身の健康状態を常に把握し、適切に対応するとともに、自らの健康を管理する能力の向上に取り組めます。
- ・交通安全、避難訓練等、事故や災害から身を守るための安全教育、防災教育を推進します。
- ・学校・家庭・地域が連携して食育を推進し、児童生徒の健全な食習慣や生活習慣の形成に取り組めます。

1 基礎体力の向上 [教育指導課・教育センター]

- ・運動の基本的な知識や技能を身に付け、「力いっぱい運動し、思い切り汗をかく楽しい体育授業」を推進し、児童生徒の基礎体力の向上に取り組みます。
- ・体育の授業をとおして、運動の楽しさやできる喜びを味わえるようにし、生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力を育成します。

2 体力テスト結果の分析と体育指導の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・「新体力テスト」の分析結果から、各小中学校の課題を明確にして、学校の実態に応じた「体力向上ストラテジープラン*」を作成し、これに基づき体育指導に継続的に取り組みます。

3 学校体育の充実 [教育指導課]

- ・体力向上推進委員会、小学校体育連盟・中学校体育連盟が中心となり、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を研究し、その成果を各学校で活かすことにより、学校体育を充実します。

4 部活動の充実 [教育指導課・教育総務課]

- ・部活動の充実を図るため、各中学校へ部活動指導員、部活動支援員を配置し、狭山市スポーツ協会などの関係団体と連携しながら、生徒の競技能力及び体力の向上を図ります。
- ・部活動指導については、「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に則り、狭山市の部活動について、顧問、部活動指導員、部活動支援員による適切な指導の徹底を図ります。
- ・児童生徒の体育活動や文化活動の振興を図るため、大会や行事などの校外活動の参加に必要な経費に対して助成を行います。

5 学校保健の充実 [教育指導課・教育センター・学務課]

- ・各学校において、学校保健委員会を中心に、学校保健計画を作成し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育や日常の指導の充実を図り、児童生徒の基本的な生活習慣や健康に対する自己管理能力の定着を図ります。
- ・薬物乱用防止や性教育などに関して、児童生徒が正しい知識の習得と行動の選択ができるよう指導を充実します。
- ・各種感染症に対する学校の管理体制の強化や、医療機関等との一層の連携など、学校における感染症の発生予防とまん延防止に努めます。

6 安全教育の推進と防災意識の高揚〔教育指導課〕

- ・横断歩道の渡り方や自転車の乗り方など、交通ルールを遵守し、登下校をはじめ、常日頃から交通安全を自ら実践できる児童生徒を育てます。
- ・毎年、通学路の総合点検を行い、危険個所の改善や通学路の見直しを行います。
- ・自転車に乗るときに、児童生徒が必ずヘルメットを着用することを推進します。また、自転車保険への加入チラシやリーフレットを配布するなどして情報提供に努めます。
- ・火災や地震などの災害時に、自分の身は自分で守れる児童生徒を育成するとともに、災害に備える防災意識を高めます。
- ・防災マニュアルを基本に、さやまっ子緊急メールや緊急連絡用掲示板等を活用し、万が一の災害に備えます。

7 食育の推進〔教育指導課・学校給食センター〕

- ・栄養教諭や学校栄養職員を活用して、「食」の大切さや栄養バランスの重要性などを児童生徒に効果的に指導します。
- ・教職員や保護者を対象に、食育に関する研修会を計画的かつ継続的に開催します。
- ・学校給食をとおして、児童生徒に地域の伝統的な食文化の紹介を行います。
- ・家族とのふれあいをとおした食育を推進するため、小中学校の「親子の絆・お弁当の日」の取り組みを充実します。

8 安全・安心な学校給食の充実〔学校給食センター〕

- ・学校給食摂取基準に基づいて、主食・主菜・副菜がそろい栄養バランスを考慮した安全でおいしい給食の提供に取り組みます。
- ・地産地消の観点から、地元で生産された農産物の使用を推進します。
- ・食物アレルギーのある児童生徒に対応するため、アレルギー対応食を充実します。
- ・学校給食に対する保護者の理解を深めるために、給食の献立やレシピなどの情報の提供を推進します。
- ・入間川学校給食センター及び柏原学校給食センターについて、PFI*事業期間終了後も効率的かつ効果的に運営が図られるよう、維持管理等の手法について検討します。

成果目標

項目		実績値 (令和元年度)		目標値 (令和7年度)
		小学校	中学校	
不足しがちな栄養素 の充足率	カルシウム	101%	94%	各種栄養素の充 足率を95%以上 にする
	鉄	102%	99%	
	ビタミンC	137%	100%	
	食物繊維	86%	86%	
新体カテストの5段階総合評価のうち上位3ランク(A・B・C)の児童生徒の割合		81.8%	83.9%	県の目標値を上 回る 小学校 80.0% 中学校 85.0%

基本目標



質が高く魅力ある教育環境の充実

施策1 教職員の資質の向上

現状と課題

- ・教職員の資質の向上に向けて、教育センターや小中学校において実践的な研修会等を実施しており、教職員研修に対する満足度は増加し目標値を達成しています。
- ・また、指導訪問等を通じて、指導力向上に向けた指導、助言を実施しているほか、管理職に対し、人事評価制度に関する研修を実施するなど資質向上に向けた取り組みを行っています。
- ・学校組織の見直しや校務の処理の効率化などにより、教職員の負担を軽減し、児童生徒の指導及び地域住民と直接関わる時間をより多く確保するとともに、教職員のメンタルヘルス対策に取り組むことが必要です。

施策の方向性

- ・教職員の経験年数に応じた研修を充実するとともに、研修を精選し、教職員が自ら学べる実践的な研修会を実施します。
- ・人事評価制度を活用し、各教職員の状況を把握するとともに、目標に対する取り組みを評価することとおして職務に対するモチベーションを高めます。
- ・「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”^{*}」を活用し、授業力の向上を図ります。
- ・各種の調査研究活動を実施し、その成果を教職員に波及させていきます。
- ・ICT^{*}の活用や情報セキュリティ^{*}などに関する研修をとおして、情報教育に関する指導力の向上に取り組めます。
- ・持続可能な学校指導・運営体制に向けて、教職員の業務の効率化や、メンタルヘルス対策に取り組めます。

取り組み

1 研修の計画的な実施 [教育センター]

- ・教育内容の多様化に適切に対応して、児童生徒の生きる力を育むために、教職員を対象とした研修を計画的に実施し、指導力の向上に取り組めます。
- ・ICTの活用や学習形態の工夫等をとおして、児童生徒の主体的な学習が展開できるよう環境整備や教員の資質の向上に向けた実践的な研修会の企画運営を推進します。
- ・GIGAスクール構想^{*}における1人1台情報端末の利活用を推進するため、教職員を対象とした研修会を実施します。

重点

2 人事評価システムの充実〔教育指導課・教育センター〕

- ・学校目標の具現化を図るため、個々の教職員がそれぞれの目標に取り組むことをとおして、教職員が一体となって、学校全体がチームとして教育力を高めていくことができるよう、教職員の人事評価制度を活用します。

3 指導力向上のための支援ツールの活用〔教育指導課・教育センター〕

- ・各種研究委員会で作成した「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”^{*}」「道徳教育Q & A」等の活用を図り、教職員の授業力の向上を図ります。
- ・教員に求められる授業スタイルを会得し、児童生徒の学習指導に臨み授業力が向上するよう、指導主事や管理職が「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」を活用した授業の指導をします。

4 各種調査研究活動の充実〔教育センター〕

- ・教育の今日的課題に的確に対応して、教育活動の改善や向上に取り組むため、各種の調査研究活動を実施します。
- ・授業研究会の開催、研究成果の発表、研究紀要の作成などをおして、調査研究活動の成果を教職員に広めることにより、指導力の向上を図ります。

重点

5 教職員の情報活用能力などの向上〔教育センター〕

- ・ICT^{*}の活用や情報セキュリティ^{*}などに関する研修会を開催し、教職員のICTの活用や指導に関する能力とモラルの向上に取り組みます。
- ・民間ノウハウの活用により、学校教育に理解のある者をICT支援員として各学校に派遣し、ICT機器の操作方法や授業での活用方法などの教職員からの相談に対応するなどの支援を行います。

6 持続可能な学校指導・運営体制の構築〔教育指導課・教育センター〕

- ・業務の効率化などに向けた取り組みを進め、教職員の負担を軽減し、児童生徒と向きあう時間を確保するためにスクール・サポート・スタッフ^{*}事業を活用します。
- ・教職員の在校時間の調査をおして、勤務実態を掌握し、ワークライフバランスの実現とともに、メンタルヘルスに関する研修会を実施し、教職員のメンタルヘルス対策に取り組めます。

施策2 一貫教育の推進

現状と課題

- ・児童生徒の視点に立った学習の連続性の配慮など、小中学校が連携して義務教育9年間で子供の成長を支援する体制づくりが求められています。
- ・小中一貫教育については、モデル事業は廃止し全ての中学校区で連携を開始しています。今後は、全ての中学校区で義務教育9年間を見通し、学習の連続性に配慮した系統的な教育活動を進めていくことが必要です。
- ・小学校生活にうまく適応できない「小1プロブレム*」が問題となっており、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・保育所(園)と小学校が連携して幼保小連携協議会を実施しています。

施策の方向性

- ・義務教育9年間を見通し、学習の連続性に配慮した系統的な教育活動を進めます。
- ・幼稚園・保育所(園)・小学校の連携により、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

取り組み

1 小中学校9年間を一貫した教育の推進 [教育指導課]

重点

- ・全ての中学校区で義務教育9年間を見通し、学びと育ちの連続性を重視した教育に取り組むとともに、中学校入学に対する不安を可能な限り軽減します。

2 幼稚園・保育所(園)・小学校の連携の推進 [教育指導課]

重点

- ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所(園)・小学校による連携協議会を開催し、幼児と児童の交流や教職員の相互交流などをおこなって、幼稚園・保育所(園)と小学校の連携を推進します。

施策3 就学にかかる経済的支援の推進

現状と課題

- ・児童生徒が等しく小中学校に就学ができるよう、経済的な支援が必要な家庭に対して、就学援助事業を実施するとともに、能力があるにもかかわらず経済的な理由により、修学が困難な学生の高等学校や大学などへの修学機会を確保するため、奨学金貸付制度を実施しています。今後も社会経済情勢を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

施策の方向性

- ・小中学校に等しく就学ができるよう、また、高等学校や大学などへの修学機会を確保するため、就学を支援します。

取り組み

1 小中学校への就学支援の推進 [学務課]

- ・児童生徒が小中学校に等しく就学できるよう、世帯の所得の状況に応じて、学用品費や学校給食費などを支給します。

2 高等学校・大学などの修学支援の推進 [学務課]

- ・市内に居住する世帯の子弟を対象に、能力があるにもかかわらず、経済的な理由により、高等学校や大学などに修学が困難な学生への、奨学金の貸与等の制度を周知し、活用を促進します。

施策4 学校施設の充実

現状と課題

- ・学校施設は昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒が急増した時期に一斉に整備されたものが多く、建物の老朽化や施設の機能劣化が進んでいることから、学校施設の計画的な保全と機能向上を図るため、「狭山市学校施設長寿命化計画」を策定しました。
- ・小中学校の校舎の空調設備は、防衛省の補助を受けて平成29年度までに全校の整備が完了しました。今後は、経年劣化による機能低下が懸念されることから、順次、更新を進める必要があります。
- ・快適な教育環境を確保するため学校のトイレの洋式化を進めており、令和2年度までに全小学校のトイレ1系統の改修を完了しました。
- ・1人1台端末の整備を目指すGIGAスクール構想*に基づき、学校ICT*の環境整備に取り組むほか、情報ネットワークや教材ソフトなどを充実し、ICTを活用した授業を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ・児童生徒が安全で快適な教育環境のなかで学校生活を送ることができるよう、校舎などの改修を計画的に進めます。
- ・教育情報ネットワークの充実や学校ICTの活用を促進します。

取り組み

重点

1 学校施設の長寿命化改修の推進【教育総務課】

- ・小中学校の校舎などの保全及び機能の向上を図るため、「狭山市学校施設長寿命化計画」に基づき、改修を計画的に行うとともに、時代に即応した教育環境を確保します。

2 中学校トイレ改修工事の推進【教育総務課】

- ・快適な教育環境を確保するため、各中学校の生徒用縦1系統のトイレ及び教職員用トイレの洋式化への改修を計画的に行います。

3 小中学校の空調設備の更新【教育総務課】

- ・空調設備の機能低下がみられる学校から、順次更新工事を実施します。

4 学校ICT*環境の充実〔教育センター〕

- ・学校情報ネットワークのより一層の向上に向けて、校務支援システム*の活用やネットワーク内セキュリティを強化します。
- ・ICT*を活用しての授業の改善に向けて、教材ソフトの充実とこれを活用した授業の実践力の向上に取り組みます。
- ・GIGAスクール構想*における1人1台端末を活用して、子供たち一人一人に応じた個別最適な学びを通じて学習活動や学習課題に取り組みます。

成果目標

項目		実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
学校施設の長寿命化改修の実施校数		0校	1校
小中学校のトイレ環境整備の達成割合		43.5%	100%
児童生徒の情報端末の整備率	小学校	8.9%	100%
	中学校	18.9%	100%

施策5 学校の規模と配置の適正化の推進

現状と課題

- ・平成19年に策定した「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針*」を平成30年3月に改訂しました。また、小中学校の通学区域の一部に設けている特別許可地区において生じているさまざまな問題を解消するため令和2年1月に「狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針」を策定しました。
- ・児童生徒数の減少により適正規模に満たない学校がでてきており、学校の小規模化に伴う学習面、生活面、学校運営面等への影響が懸念されます。
- ・今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」に基づき、小規模の学校を適正な規模にする検討を進め、活力ある学校づくりを推進させていく必要があります。

施策の方向性

- ・「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」に基づき、小中学校の規模と配置の適正化を計画的に進めます。

取り組み

重点

1 学校の規模と配置の適正化の推進 [教育総務課]

- ・既に複数の学年で単学級が生じている小学校において、小規模化による学習指導や学校運営上の課題を早期に解消させる観点から、小学校の規模と配置の適正化を計画的に進めます。
- ・児童生徒数の減少による学校規模の小規模化や学校施設の老朽化度を踏まえ、小中学校の再編について検討します。

2 通学区域（特別許可地区）見直しの推進 [学務課]

- ・「狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区）見直しに関する基本方針」に基づき、通学区域（特別許可地区）を見直します。

基本目標

IV

家庭や地域との絆づくりの推進

施策1 家庭や地域との連携

現状と課題

- ・家庭や地域との連携に向けて、学校公開日の設定、学校評議員制度*の活用、ボランティアの活用、学校評価の実施などにより、地域に信頼される学校づくりを推進しています。
- ・学校評価については、全ての学校において、学校関係者による評価を実施しており、地域に開かれ、地域に信頼される学校づくりに向けて学校運営の改善を推進しています。
- ・地域に開かれた学校づくりの推進に向けて、コミュニティ・スクール*の設置を進めています。今後も引き続き、全小中学校のコミュニティ・スクール化に向けて、学校運営協議会制度を導入するなど、「地域とともにある学校づくり」の推進が必要です。
- ・スクールガードリーダー*や地域防犯ネットワーク(アポック)*をはじめとして、多くの地域住民が登下校時に児童生徒への声かけや安全見守りなどを行っています。今後も児童生徒の事故を防止し、安全を確保するため、学校内の安全確保とともに、地域との連携による安全指導を推進していく必要があります。

施策の方向性

- ・学校の教育活動を可視化し、保護者や地域住民が教育活動に気軽に参観する中で、学校を身近に感じられるように開かれた学校づくりを推進します。
- ・学校教育部門では、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営に地域の声を活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールを推進するとともに、地域学校協働活動*を推進する生涯学習部門と連携を図りながら、学校と地域のつながりを充実します。
- ・学校としての説明責任を果たし、学校に対する保護者や地域住民の理解を深めるとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進します。
- ・学校、地域、市民活動団体や生涯学習関連施設等が連携して、家庭や地域の教育力の向上に取り組みます。
- ・校務の負担軽減などにより、教職員が児童生徒と向き合うことのできる時間を確保します。
- ・児童生徒の事故を防止し、安全を確保するため、危機管理体制を充実します。

1 地域に開かれた学校づくりの推進〔教育指導課〕

- ・全小中学校のコミュニティ・スクール*化に向けて、学校運営協議会制度を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。
- ・学校評議員制度*や学校関係者評価*などをおして、保護者や地域の意見などを学校運営に反映していきます。
- ・地域学校協働活動*を推進する生涯学習部門と連携を図りながら、学校と地域のつながりを充実します。

2 学校評価システムの充実〔教育指導課〕

- ・教育内容の充実や円滑な学校経営などに取り組むため、全ての幼稚園、小中学校において学校の自己評価を実施します。
- ・学校評価の公平性や客観性を確保するため、保護者や地域住民などの学校関係者による評価を全ての幼稚園、小中学校で実施し、学校の自己評価と合わせて公表します。

3 児童生徒と向きあう環境づくりの推進

〔教育指導課・教育センター〕

- ・業務の効率化などに向けた取り組みを進め、教職員が児童生徒と向きあう時間を確保します。
- ・毎月第2土曜日（4月と8月を除く）及び開校記念日を授業日とすることで、児童生徒の指導に関わる時間を確保します。

4 学校と地域との連携による危機管理体制の充実〔教育指導課〕

- ・スクールガードリーダー*や地域防犯ネットワーク（アポック）*をはじめとする多くの地域住民による登下校時の児童生徒への声かけや、安全見守りを実施します。
- ・防犯や交通安全のための地域安全マップの見直し、スクールガード養成講習会などを通じて、地域との連携による安全指導を推進します。

施策2 放課後児童対策の充実

現状と課題

- ・留守家庭の児童の放課後や夏休みなどにおける居場所づくりとして、学童保育室*の整備を推進しています。研修などをとおして放課後児童支援員の資質の向上に努めているほか、学童保育室を整備拡充し、定員の増加を図っています。今後も、学校の余裕教室の活用や既存の学童保育室を改修などにより待機児童の解消に努める必要があります。

施策の方向性

- ・学童保育室の運営を充実するとともに、学童保育室の整備拡充に取り組みます。

取り組み

1 学童保育室の充実 [学務課]

重点

- ・研修などをとおして、放課後児童支援員の資質の向上に取り組むとともに、指定管理者、小学校などとも連携して、学童保育室の運営を充実します。
- ・入室児童数の増大などに対応するため、学童保育室を整備拡充します。
- ・学校の余裕教室の活用や、既存の学童保育室の改修などにより待機児童の解消に努めます。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
学童保育室の待機児童数(4月1日現在)	59人	0人

基本目標



自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

施策1 生涯学習活動の支援体制の充実

現状と課題

- ・ 広報紙や公式ホームページ、市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」*のほか、各種のポスターやチラシなどをおして、生涯学習に関する情報提供を行っています。また、生涯学習に取り組む団体の情報を掲載した冊子「さやま学びの仲間たち」を作成し、活動団体を紹介しています。
- ・ 市民が自分の目的に合った学習に関する情報を得やすくするため、動画による情報配信など、新たな情報発信の方策を検討する必要があります。
- ・ 生涯学習活動への参加や団体の活動を促進するため、様々な相談に対応することができる体制づくりが必要です。
- ・ 幅広い層の市民を対象とした講座やイベントなどの実施をおして参加者同士の交流を促進しています。
- ・ 公民館の利用者は高齢者が多く、ICT*、情報のネットワークが効果的に活用されていない事案も見受けられます。誰もが必要とする情報を得られるようICTの利用スキルを向上させる必要があります。
- ・ 各種事業において連携する団体が固定化しているため、生涯学習に取り組む団体や個人の人的ネットワークを拡充し、幅広い交流を促進していく必要があります。

施策の方向性

- ・ 紙媒体やインターネット、ケーブルテレビ等、デジタルの媒体を効果的に活用し、市民が目的に合った学習に関する情報を得やすくするとともに、市民自らが生涯学習に関する情報を発信できる環境を整えます。
- ・ 生涯学習に関する総合的な相談体制の充実を図ります。
- ・ 高齢者等のICT利用における情報格差の解消を図ります。
- ・ ICTの活用により、生涯学習に関する情報のネットワーク化を推進し、情報の交流を促進します。
- ・ 生涯学習に取り組む団体や個人の人的ネットワークを拡充し、様々な交流を促進します。
- ・ 生涯学習関連施設間の連携・協力体制を充実します。

取り組み

1 生涯学習の情報提供・相談体制の充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・情報冊子「さやま学びの仲間たち」などの紙媒体や市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」*などのインターネットを利用したウェブサイト等の情報伝達媒体を組み合わせ活用し、様々な市民が生涯学習に関する情報をいつでも入手できるよう情報提供の充実を図るとともに、生涯学習活動に係る交流の促進を図ります。
- ・ICT*の活用における情報格差を解消するため、公民館などの生涯学習関連施設において、コンピュータやスマートフォンの基本的な操作等に関する学習機会の充実を図ります。
- ・社会教育課や公民館などの生涯学習関連施設、生涯学習情報コーナー等において生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

2 生涯学習ネットワークの充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・ICTの活用により、生涯学習に関する情報のネットワークを充実し、市民の生涯学習を支援します。
- ・生涯学習に取り組む団体や個人の交流する機会の充実を図ることにより、連携を促進し、生涯学習の裾野を広げます。
- ・公民館、図書館、博物館等の各生涯学習関連施設の資源や専門性を活かしながら、施設間の連携・協力により、生涯学習活動を支援します。

施策2 生涯学習の機会や場の充実

現状と課題

- ・ 公民館などでは、様々なライフステージ*に応じた講座、教育機関や生涯学習活動団体等と連携した講座など、各種事業を実施するほか、学習活動の場として、施設の貸出しを行っています。また、入間川小学校では、生涯学習活動の場として学校施設の一部を開放しています。
- ・ 生涯学習の成果を発表する場として、市民文化祭を実施しているほか、公民館サークルが主体となり、講座などを開催しています。
- ・ アンケート調査結果では、生涯学習を充実するために市に特に力を入れてほしいこととして「市民の関心の高い講座を増やす」、「講座の種類を増やす」、「高齢者や障害者が参加しやすい環境・機会の充実」などが上位にあがっています。
- ・ 第5次生涯学習基本計画の取り組み結果では、生涯学習・社会教育に関する事業へのさらなる参加の促進が課題となっています。
- ・ 社会状況が急激に変化した場合でも、生涯学習の機会が確保できるような方策を講ずる必要があります。
- ・ 人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識を高めるため、様々な機会を捉えて、人権教育に関する事業を実施しています。
- ・ 指定文化財の公開などをおして、郷土の歴史や文化に対するさらなる理解の促進と愛護意識の醸成を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ・ 誰もが生涯学習活動に参加でき、また、その成果を発表できる機会づくりを進めます。
- ・ 人権、平和、防災、環境問題などに関わる現代的課題やまちづくりなどに関わる地域課題等の解決に関する取り組みを強化し、社会教育の充実を図ります。
- ・ 学校、PTA、市民活動団体や生涯学習関連施設等が連携して、家庭や地域の教育力の向上に向けた取り組みを推進します。
- ・ 市民の自主的な芸術・文化活動を促進します。
- ・ 郷土の歴史や伝統文化の継承に取り組む市民の自主的な活動を促進します。
- ・ 市民の多様な学習ニーズに対応するため、多様な主体と連携し、学習内容の充実を図ります。

1 生涯学習の機会や場の充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・幅広い分野の講座やイベント等を企画実施し、子供から高齢者まで、また、障害の有無に関わらず、誰もが主体的に参加できる学習機会の充実を図ります。
- ・生涯学習で学んだ成果の発表や、学校や地域等において学びの成果を活かすことのできる場の拡充を図ります。
- ・Society 5.0*（超スマート社会）の到来を見据え、オンライン講座等、ICT*を活用した学習機会の提供に取り組みます。
- ・生涯学習活動団体等の活性化に向けて、学習情報の提供や学習相談などの支援を行います。
- ・市民と行政が一体となってまちづくりを進めることを目的に、市職員が出向き、本市の施策や制度などの行政情報を積極的に提供する「まちづくり出前講座」の活用を促進します。

2 生涯学習関連施設の機能やサービスの充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・公民館、富士見集会所、図書館、博物館等それぞれの施設の基本的機能の充実に努めるとともに、職員の資質向上を図ることにより、施設利用における市民サービスの向上を図ります。
- ・資料の公開や貸出しをはじめ、講座の開催等、市民ニーズを踏まえた様々な学習機会の提供により、市民の学習を支援します。

3 社会教育の充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・人権、平和、防災、環境問題などに関わる現代的課題やまちづくりなどに関わる地域課題等をテーマにした様々な事業を積極的、計画的に実施することにより、社会問題や地域に対する市民の理解を促進します。
- ・社会教育関係団体との情報交換や事業連携等をとおして、団体活動の活性化を促進します。
- ・講座の開催など様々な機会や場をとおして、地域を担う人材の育成や地域活動への参加を促進します。

4 生涯学習関連施設の改修・更新などの推進〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・公民館、富士見集会所、図書館、博物館等の生涯学習関連施設の建物や附帯設備の改修・更新を計画的に進めます。

5 人権教育と平和教育の充実〔社会教育課・公民館〕

- ・人権に対する正しい理解と人権尊重意識の高揚を図るため、人権教育推進協議会*と連携して、人権教育研修会*や人権教育実践研究会*などを実施するとともに、

公民館や富士見集会所において、様々な人権問題に係る事業を実施します。

- ・戦争体験を次世代に引き継ぎ、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、講演会や展示会等、様々な手法を取り入れ、平和学習の機会を充実します。

6 家庭や地域の教育力の向上〔社会教育課・公民館〕

- ・PTAと連携した家庭教育学級*や家庭教育合同研修会*のほか、公民館における家庭教育に関する講座などをおして、家庭の教育力の向上に取り組みます。
- ・地域の教育力を活かす取り組みとして、地域子ども教室を拡充するとともに、地域における年少指導者として活動するジュニアリーダーの養成を推進します。

7 芸術・文化活動の推進〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・市民が芸術・文化活動に参加できる機会の拡充に取り組みます。
- ・文化活動に取り組む団体への学習情報の提供、学習相談などの学習支援や発表の機会や場の提供等により、市民の自主的な文化活動を促進します。

8 文化財等の保存・継承と活用の促進〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・郷土の文化財関係資料の収集・保存・調査研究を進め、地域の歴史文化の魅力を掘り起こすとともに、その成果を発信します。
- ・指定文化財の公開や文化財に関する講座の開催など、積極的に文化財等を活用していくことにより、郷土の歴史や文化に対する理解を促進するとともに、愛護意識を醸成します。

9 大学などとの連携による学習機会の充実〔社会教育課・公民館〕

- ・多様化、高度化する市民の学習要求に応え、地域の大学や企業などと連携し、幅広い分野や専門性の高い講座の実施により、生涯学習に参加する機会の充実を図ります。

10 青少年の健全育成〔社会教育課〕

- ・青少年の健全育成の重要性の周知に努め、市民の関心を高めるとともに、青少年健全育成団体の事業への参加を促進します。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
生涯学習を月に一回以上行っている市民の割合	31.0%	40.0%
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数	214,092人	223,000人
人権教育に関する事業への参加者数	4,238人	4,800人
平和関連事業への参加者数	482人	530人
地域子ども教室への参加者数	8,066人	8,250人
市民文化祭への参加団体数	646団体	650団体
文化財活用事業参加者の満足度	75.0%	80.0%
青少年健全育成活動事業への参加者数	2,052人	2,200人

施策3 生涯学習の成果の活用

現状と課題

- ・アンケート調査結果では、生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を、自分以外のために活かしたいと思うかについて「活かしたいと思う」と「どちらかといえば活かしたいと思う」と答えた割合が合わせて50%を超えており、生涯学習の成果を活かそうとする意識が高くなっています。また、生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を自分以外のために活かすために必要なこととして、「学んだ成果を発揮できる機会や場をつくる」、「学んだ成果を発揮できる機会や場について情報提供する」、「学んだ成果を地域に還元できるような仕組みを作る」が上位にあがっています。
- ・第5次生涯学習基本計画の評価では、狭山市学校支援ボランティアセンター*を通じた小中学校への学習支援のボランティアの派遣人数は目標値を下回ったものの、学校応援団*による様々なボランティア活動への参加者数は目標値を大幅に上回っています。
- ・保護者や市民が学校運営や学習支援、校内の環境整備など、様々な形で学校を支援しています。今後は、さらに学校運営への保護者や地域の方の参加を促進し、地域による学校支援を充実していく必要があります。
- ・生涯学習の成果を発表する場として市民文化祭などを実施しています。
- ・様々な知識や技能を有する市民の力を活かすため「生涯学習ボランティア名簿」を作成し、市内公共施設や小中学校、高齢者施設等に配布するとともに、市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」*の「生涯学習情報検索システム*」により、生涯学習ボランティアの講師としての活用を促進しています。
- ・生涯学習活動団体、市民活動団体、地区センター及び地域交流センター、市民ボランティア等と連携・協働しながら、生涯学習で学んだ成果を活かせる場や活かすことのできる仕組みの充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ・地域の様々な個人や団体が連携・協働し、学校や子供たちの活動を支える地域学校協働活動*を見据えた仕組みづくりを推進します。
- ・生涯学習活動団体、市民活動団体、地区センター及び地域交流センターや市民ボランティア等と連携・協働し、生涯学習で学んだ成果を地域社会に活かせる仕組みづくりを推進します。

1 学校と家庭・地域の連携体制の構築〔社会教育課・公民館・図書館〕

- ・学校支援ボランティアセンター*への登録を促進するとともに、小中学校と連携して、ボランティアの活動の場の充実に取り組みます。
- ・公民館、図書館、博物館等の生涯学習関連施設で学んだ成果や保護者、地域住民など多様な人材による生涯学習の成果の活用に向けて、学校応援団*への参加など学校支援活動につなげる取り組みを促進するとともに、学校と連携して活動の場の充実に取り組みます。
- ・学校応援団の仕組みを発展させた形態として、PTAや学校支援ボランティアセンター、公民館など、学校支援に関わる団体、個人が行う活動を地域学校協働活動*として位置付け、これらの活動を推進します。また、学校教育部門と生涯学習部門の連携のもと、活動を総括する組織として、地域学校協働本部の確立に取り組むとともに、学校と地域の力をつなぐコーディネーターの役割を明確化し、コーディネーターを中心とした活動を推進します。

2 市民活動との連携の促進〔社会教育課・公民館〕

- ・生涯学習活動団体、市民活動団体や地区センター及び地域交流センターと連携して、生涯学習の成果をまちづくりに活かす取り組みを推進します。
- ・生涯学習の成果を発表する市民文化祭の開催をとおして地域文化の活性化と市民の交流を促進します。
- ・市民の有する様々な知識や技能を活かした生涯学習ボランティア制度について、制度の周知と活用の促進を図ります。
- ・生涯学習の成果を地域に活かす協働による取り組みの促進に向けて、様々な学習メニューを提供するさやま市民大学との連携を推進します。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
生涯学習の成果を自分以外のために活かしたいと思う市民の割合	54.4%	60.0%
学校支援ボランティアの派遣人数	319人	335人
地域学校協働活動への参加者数	73,632人	75,000人

基本目標

VI

元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

施策1 市民のスポーツ活動の促進

現状と課題

- ・本市では、幅広い世代を対象としたスポーツ教室やスポーツ・レクリエーション事業を行うとともに、いつでも参加できるように、夜間や土日の教室を実施しています。また、様々な団体・施設等と連携し、スポーツによる健康づくりを促進しています。しかしながら、「週1回以上スポーツを実施する成人の割合」、「スポーツ教室や行事への参加者数」のいずれの指標も令和2年度の目標値を下回っています。
- ・今後も多くの市民がスポーツに親しむことができるよう、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室等の充実とともに、スポーツに関する情報提供等の充実を図る必要があります。
- ・子供のスポーツの振興に関しては、地域と連携したスポーツ体験や、未就学児から親子で参加できるスポーツ教室を実施していますが、参加者の確保が課題となっています。
- ・学校の部活動については、各中学校へ部活動指導員、部活動支援員を配置し、スポーツ関係団体と連携しながら、生徒の競技能力及び体力の向上を図っています。今後は、部活動指導員及び部活動支援員の指導力、意識向上を図る必要があります。
- ・ささえるスポーツの担い手となる、スポーツ推進委員やスポーツボランティア、総合型地域スポーツクラブ*の周知と活動の活性化を図る必要があります。

施策の方向性

- ・市民のライフスタイルやニーズに応じて教室等を開催するなど、年代、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組むとともに、スポーツに関する情報を広く発信します。
- ・スポーツを通じて健康づくりを推進していくため、スポーツ健康教室などを開催するとともに、保健機関等と連携し、健康についての正しい知識の普及を図ります。
- ・高齢者や障害者がスポーツに親しむことのできる機会を提供するとともに、高齢者団体や障害者団体と連携し、スポーツに親しむことができるサポート体制の充実を図ります。

- ・公民館などと連携して子供のスポーツ活動を促進するとともに、学校における体育活動や部活動の充実を図り、子供の体力と健康の増進に向けて取り組みます。
- ・ささえるスポーツの担い手である、スポーツ推進委員やスポーツボランティアの活動の活性化や総合型地域スポーツクラブ*の推進を図るなど、地域におけるスポーツ活動への支援体制を充実します。

取り組み

重点

1 幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実 [スポーツ振興課]

- ・市民のライフスタイルやニーズに応じて、年代、性別などにかかわらず、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに関する教室や行事等を充実します。
- ・仕事や家事、子育て、介護などで、スポーツ活動への参加が容易ではない 20 歳代～50 歳代の人のため、スポーツ教室の開催日時に配慮するなど、スポーツに親しめる機会を創出します。
- ・スポーツを通じた健康増進を図るため、通勤や通学などでの徒歩や階段の利用、駅までの自転車利用など、日常生活の中で手軽に取り組める身体運動もスポーツと捉えて、スポーツ施設の利用にとらわれないスポーツ活動の啓発に取り組みます。
- ・狭山市レクリエーション協会やスポーツ推進委員等と連携して、普段スポーツをしていない人などがスポーツをするきっかけになるようなニュースポーツ等の普及に取り組みます。

2 高齢者や障害者のスポーツ活動の促進 [スポーツ振興課]

- ・高齢者のスポーツの機会の充実を図るため、ウォーキングや体操教室等の高齢者のニーズにあったスポーツ教室や行事を開催します。
- ・障害者のスポーツの機会の充実を図るため、障害者を対象としたスポーツ教室や行事を開催します。
- ・高齢者や障害者がスポーツに親しむことのできるサポート体制の充実を図るとともに、「ささえる」側と「ささえられる」側がつながるための情報提供の充実を図ります。

3 子供のスポーツの振興と学校体育の充実 [スポーツ振興課]

- ・親子でできるスポーツ教室やイベントなどを開催するとともに、公民館やスポーツ推進委員等と連携して、子供の地域でのスポーツ活動を促進します。
- ・地域子ども教室等と連携して、野外活動や外遊びの推進を含め、様々な経験や交流のなかにスポーツを取り入れて、子供のスポーツ活動を促進します。
- ・学校における体育活動や部活動の充実を図ります。

4 スポーツに関する情報提供の充実〔スポーツ振興課〕

- ・健康づくりやスポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページ等を通じて広く発信し、情報提供の充実を図ります。
- ・市民のスポーツへの関心を高めるため、本市ゆかりのアスリートや市内をホームタウンとするトップチームの大会等の情報の提供を図り、市民が一体となって応援できる環境づくりに取り組みます。
- ・市内スポーツ団体の活動内容の情報を提供します。

5 地域におけるスポーツ活動への支援〔スポーツ振興課〕

- ・スポーツ推進委員を研修会に派遣するなどして委員の資質向上に取り組むとともに、地域のスポーツ行事などへの参加により地域に根差した活動を促進します。
- ・スポーツ推進委員やスポーツボランティア制度の意義や魅力を改めて周知するなかで、活動の活性化を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブ*の拡充に向けて、情報提供や相談等を充実します。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
週1回以上スポーツを実施する市民の割合	32.4%	50.0%
スポーツ教室・行事への参加者数	19,874人	20,700人

施策2 競技スポーツの振興

現状と課題

- ・スポーツ団体が開催する市民大会等の会場の確保や各団体の情報提供に努めるなど、スポーツ団体の活動支援を行っています。しかし、スポーツ団体の構成員は減少傾向にあります。
- ・各種スポーツ団体や市内の企業、大学等と連携し、市民がアスリートと触れ合う機会やスポーツを観戦する機会を提供しています。スポーツ推進計画の取り組み結果では、プロスポーツ選手等の教室や講演会等の開催回数については、平成29・30年度で目標値を上回りましたが、令和元年度は下回っています。引き続き、競技スポーツの魅力を広く市民に伝える取り組みを進めていくことが必要です。
- ・スポーツ少年団指導者の育成のため、指導者養成講習会やスポーツ障害予防講習会を実施し、指導者の資質向上を図っています。今後も引き続き、技術の向上を担う指導者の育成とその確保に努める必要があります。

施策の方向性

- ・狭山市スポーツ協会をはじめ、各種スポーツ団体を継続的に支援し、活性化と育成を図ります。
- ・各種競技会の開催や、アスリートを招へいするなどして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実することで、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を広く市民に伝える取り組みを進めます。
- ・青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担うための指導者の確保とともに、多様な種目やレベルなどのニーズに応じた指導ができる指導者を育成します。

取り組み

重点

1 スポーツ団体の活動の促進 [スポーツ振興課]

- ・各種競技会の開催やプロスポーツ団体・市内外の大学との包括的連携協定などを活用し、アスリートと触れ合える参加型イベントなどをおして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実することで、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を広く市民に伝える取り組みを進めます。
- ・狭山市スポーツ協会、狭山市スポーツ少年団をおして、各種スポーツ団体の活動を継続的に支援するとともに、活性化と育成を図ります。
- ・各種スポーツ団体が主催する競技スポーツの大会において、会場の確保やスポーツボランティアの派遣などの支援を行います。

2 青少年の競技スポーツの普及〔スポーツ振興課〕

- ・ 青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担うための指導者を確保します。
- ・ スポーツ団体と協力・連携して、アスリートによる講演会や研修会を開催し、指導者の資質の向上を図ります。
- ・ 子供たちがプロスポーツ選手やオリンピックのメダリスト等から、直接指導を受ける機会を設けるなど、様々なスポーツと出会い、親しむ機会を充実させることにより、将来への夢を描くことができる事業を進めます。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
アスリートとのスポーツイベントや講演会等の参加者数	397人	800人

施策3 スポーツ施設の充実

現状と課題

- ・施設の空き時間の有効利用を図るため、公式ホームページにおいて、屋内・屋外スポーツ施設を案内し、利用の促進を図っていますが、土曜日・日曜日の施設の利用率は高いものの、平日の昼間の利用率は低い状況にあり、アンケート調査結果では、本市のスポーツ施設を利用したことのある市民の割合は28.1%となっています。
- ・今後は、より多くの市民に利用していただけるよう、施設の有効利用を図る必要があります。
- ・既存スポーツ施設の整備について、武道館は令和4年度の供用開始に向けて、整備工事を実施しています。今後もスポーツ施設については、長期的な計画で整備を進める必要があります。

施策の方向性

- ・身近なところで、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、既存の公共スポーツ施設の有効利用や、小中学校の体育館の開放を促進します。
- ・将来的なニーズ等を踏まえながら、既存スポーツ施設の計画的な更新・改修を進めるにあたっては、公式規格を有するスポーツ施設としての整備の推進を図ります。

取り組み

1 スポーツ施設の有効利用 [スポーツ振興課]

- ・身近なところで、誰もが気軽にスポーツを親しむことができるように、既存のスポーツ施設の空き時間の有効利用を図ります。
- ・施設をより多くの市民に利用していただけるよう、市民のニーズやライフスタイルに合わせたスポーツ振興課主催の教室・イベントの拡充を進めます。
- ・年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設とするため、施設のバリアフリーとユニバーサルデザイン*化の推進を図ります。
- ・小中学校の体育施設の開放について、学校運営に支障のない範囲で、引き続き有効利用を図ります。
- ・企業や大学等が保有するスポーツ施設を市民が利用できるよう、施設の開放を働きかけます。

2 スポーツ施設の整備 [スポーツ振興課]

- ・将来的なニーズ等を踏まえながら、既存スポーツ施設の計画的な更新・改修に努めます。
- ・既存施設の更新・改修の際は、公式規格を有する施設としての整備の推進を図ります。

成果目標

項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
公共スポーツ施設の利用者数	879,733 人	880,000 人

第5章 計画の推進

第1節 関係機関との連携・協働による計画の推進

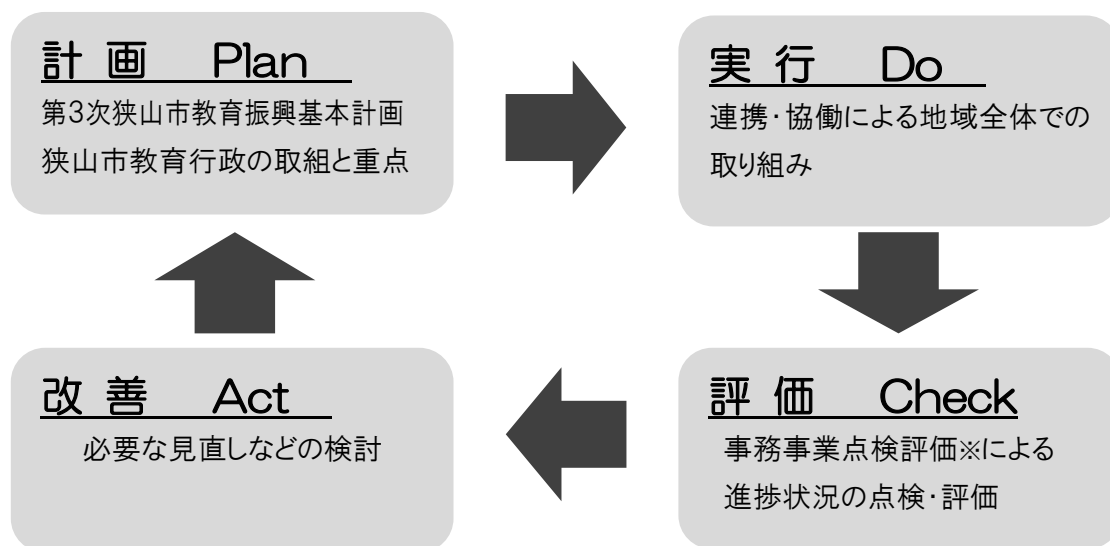
本計画を実効性のあるものとするためには、学校教育、生涯学習、スポーツに携わる全ての者が、それぞれの役割と責任を自覚しながら、互いに連携し協力していくことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に全庁が一体となり、また、国や埼玉県をはじめ、学校・家庭・地域及び企業や市民団体などの連携・協働により取り組んでいきます。

第2節 PDCAサイクル*に基づく計画の推進

本計画の進行管理にあたっては、本計画の施策体系に沿った単年度実施計画として、教育委員会が取り組む内容と重点をまとめた「狭山市教育行政の取組と重点」を毎年度策定し、取り組みを実行します。

また、年度が終了した時点で、実施した事業を各所管により事務事業点検評価を行うとともに、学識経験者等による第三者評価を実施し、その結果を踏まえて事業や施策の改善・見直し等を行います。



※狭山市教育委員会事務事業点検評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では毎年度事務の管理及び執行について、点検・評価を行い、その結果を報告書として作成し市議会に報告するとともに、公表しています。

第3節 持続可能な狭山の教育の推進

平成27年9月、国際連合において採択されたSDGs*は、持続可能な世界を実現するための国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

これらの目標の達成に向けては、自治体の果たすべき役割も大きいことから、本市ではSDGsの理念を踏まえた行政経営に取り組んでおり、本計画においても、SDGsとの関係性を意識して施策に取り組み、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」の振興を図ります。

■本計画に関連するSDGsのゴールと主な取り組み



1 貧困をなくそう

- ・子供たちが等しく就園や就学ができるよう、経済的支援や負担軽減を行います。



2 飢餓をゼロに

- ・栄養バランスの重要性などを児童生徒に効果的に指導します。
- ・主食・主菜・副菜がそろい栄養バランスのとれた安全でおいしい給食の提供に取り組みます。



3 すべての人に健康と福祉を

- ・児童生徒の基礎体力の向上や学校体育の充実に取り組みます。
- ・年代、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが気軽に楽しむスポーツの普及に取り組みます。



4 質の高い教育をみんなに

- ・誰もが平等に質の高い教育の機会を得ることができるよう、学校教育及び生涯学習の充実に取り組みます。



5 ジェンダー平等を実現しよう

- ・児童生徒が性別にとらわれず進路を選択できるようキャリア教育の推進に取り組みます。
- ・性別にかかわらず、誰もが自分らしく、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を図るため人権教育を推進します。



8 働きがいも経済成長も

- ・持続可能な学校指導・運営体制に向けて、教職員の業務の効率化や、メンタルヘルス対策に取り組みます。



10 人や国の不平等をなくそう

- ・人権に対する正しい理解と人権尊重意識の高揚を図るため、人権教育を充実します。



11 住み続けられるまちづくりを

- ・郷土の歴史や伝統文化への理解を深め、貴重な文化財を保護・継承し、後世に残す取り組みを進めます。



16 平和と公正をすべての人に

- ・市民の平和についての理解の促進に向けて、平和学習の機会を充実します。
- ・青少年の健全育成活動の充実のため、青少年育成団体の活動を支援します。



17 パートナーシップで目標を達成しよう

- ・学校の教育活動を可視化し、開かれた学校づくりを推進します。
- ・学校・家庭・地域及び企業や市民団体などの連携・協働により、学校教育、生涯学習及びスポーツの推進に取り組みます。

參考資料

1 策定経過

年月日	実施内容
令和元年度	
7月31日	◇第7回狭山市定例教育委員会会議 ・第3次狭山市教育振興基本計画策定方針について ・第6次狭山市生涯学習基本計画策定方針について ・第2次狭山市スポーツ推進計画策定方針について
2月25日～ 3月19日	◇アンケート調査の実施 ①一般市民（2,000件配付、862件回収、回収率43.1%） ②児童生徒（800件配付、390件回収、回収率48.8%） ③保護者（800件配付、377件回収、回収率47.1%） ④教職員等（600件配付、478件回収、回収率79.7%） ⑤関係団体・社会教育団体（96件配付、45件回収、回収率46.9%） ⑥スポーツ関係団体（330件配付、215件回収、回収率65.2%） ※②③は学校を通じての配付・回収を行った。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休校措置が取られたことから、3月31日まで調査期間を延長。
令和2年度	
7月14日	◇第1回狭山市スポーツ推進審議会 ・第2次狭山市スポーツ推進計画の策定について
8月18日	◇第2回狭山市社会教育委員会議 ・第6次狭山市生涯学習基本計画の策定について
9月30日	◇第1回狭山市総合教育会議 ・教育に関する大綱及び第3次狭山市教育振興基本計画の策定について ◇第9回狭山市定例教育委員会会議 ・第3次狭山市教育振興基本計画策定方針の改訂について
10月21日	◇第1回第3次狭山市教育振興基本計画策定庁内検討委員会 （1）第3次狭山市教育振興基本計画策定方針について （2）アンケート調査概要について （3）第3次狭山市教育振興基本計画骨子（案）について
11月16日	◇第2回狭山市スポーツ推進審議会 ・第3次狭山市教育振興基本計画の策定について
11月17日	◇第3回狭山市社会教育委員会議 ・第3次狭山市教育振興基本計画の策定について
令和3年度	
6月17日～ 6月25日	◇第2回第3次狭山市教育振興基本計画策定庁内検討委員会【書面開催】 ・第3次狭山市教育振興基本計画（素案）について

6月18日～ 6月30日	◇第1回第3次狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会【書面開催】 ・第3次狭山市教育振興基本計画（素案）について
6月21日～ 7月2日	◇第1回スポーツ推進審議会【書面開催】 ・第3次狭山市教育振興基本計画（素案）について
6月22日～ 7月5日	◇第1回社会教育委員会議【書面開催】 ・第3次狭山市教育振興基本計画（素案）について
7月16日	◇第2回第3次狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会 ・第3次狭山市教育振興基本計画（素案）について
7月26日～ 7月30日	◇第3回第3次狭山市教育振興基本計画策定庁内検討委員会【書面開催】 ・第3次狭山市教育振興基本計画（素案）について
7月27日	◇第1回狭山市総合教育会議 ・教育に関する大綱及び第3次狭山市教育振興基本計画（素案）について
8月23日～ 9月13日	◇パブリックコメントの実施 計画素案に対する市民意見の公募（意見数：5名・19件）
9月28日	◇第9回狭山市定例教育委員会会議（付議） ・第3次狭山市教育振興基本計画について

※令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、状況に応じて書面での会議を開催しました。

用語解説索引

◆A-Z

ESD..... 70, 81
Education for Sustainable Development の略で、環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会における様々な問題について、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

GIGAスクール構想

..... 60, 68, 75, 78, 95, 99, 100
GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略で、教育における ICT を基盤にした先端技術等の効果的な活用を目指し、1人1台情報端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想のこと。

ICT.....
6, 7, 45, 58, 59, 60, 63, 75, 77, 78, 95, 96, 99, 100, 105, 106, 108
Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

PDCAサイクル..... 60, 74, 75, 122
Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法のこと。

PFI..... 91, 93
プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略で、民間の

資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

SDGs..... 7, 81, 123
持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

Society5.0..... 7, 58, 108
狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもので、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

◆あ行

アシスタントティーチャー..... 60, 74, 75
中学校において、ティームティーチングによる授業の支援を行い、生徒に豊かでたくましい心を育み、積極的な生徒指導の充実を図るために配置している職員のこと。

アダプトプログラム..... 78
市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の場所の一定区間における美化活動を継続的に進める制度のことであり、学校では児童生徒が地域の環境美化等に取り組むこと。

インクルーシブ教育..... 61, 70, 83, 84
人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神

的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ仕組みのこと。

英語活動支援員 74, 79
小学校の英語活動の授業を教員とともにチームティーチングで行う支援員のこと。

◆か行

学習支援事業 70, 76
児童生徒の学校外の学習時間の確保、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化を支援する事業。中学生は平成28年度5月、小学生は令和元年6月から開始。

学童保育室 33, 62, 63, 71, 104
保護者が就労等により昼間家庭にいない世帯の児童を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設。

学力向上ストラテジープラン 60, 74, 75
学校の学習面における課題に応じて、各学校が毎年、前年度の評価やそれを踏まえた学力向上を図るための具体的な目標及び取り組み等を示した計画のこと。

学校ICT 71, 99, 100
学校においてデジタルテレビやパソコン、電子黒板などのICT機器を導入、授業などで効果的な活用を図ること。

学校応援団 36, 48, 64, 69, 111, 112
学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。

学校関係者評価 103
学校が行った学校の自己評価の結果について、保護者、地域住民等の学校関係者が評価を行うこと。

学校支援ボランティアセンター
..... 36, 48, 64, 111, 112
学校支援業務に関する情報の集約と発信、学校からの支援要請に基づくボランティアの派遣や調整などを行う組織のこと。

学校評議員制度 102, 103
保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させるため、地域の住民や関係機関の職員などを評議員として委嘱し、開かれた学校づくりを推進する制度。

家庭教育学級 36, 47, 63, 109
家庭における教育力向上のため、幼稚園や認定こども園の保護者会、小中学校 PTA が主体的に行う、家庭教育に関する学習活動のこと。

家庭教育合同研修会 47, 109
学校・家庭・地域社会の連携を深め、地域ぐるみの教育の推進と家庭における教育力の向上を図るために、狭山市内の学校（PTA）を4ブロックに分けて開催する研修会。

キャリアパスポート 77, 78
児童生徒がキャリア教育について、自らの学習状況や自身の変容、成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

教育課程特例校 79
国が示した枠を超えて、特別な教育課程のもと教育活動を展開することを指定された学

校または市町村のこと、本市は平成 21 年に指定された。

言語能力 78
新学習指導要領で重視する、児童生徒が「生きる力」を育むために必要な、他者、社会、自然・環境と関わるために必要な言語に関する総合的な力。

校務支援システム 100
学校情報ネットワークをとおして、小・中学校における教職員の校務を支援するコンピューターシステムのこと。

合理的配慮 61, 83
障害があるために、その場に参加できなかったり、サービスの享受がなされない場合に、障害者の社会参加に対する機会の保障を確保するために行う調整や変更のこと。

コミュニティ・スクール... 33, 62, 69, 102, 103
教育委員会から任命された保護者や地域住民などで組織する学校運営協議会において、学校運営の基本方針を承認したり、学校の教育活動に意見を述べたりすることにより、地域が協働して学校を運営する仕組みのこと。

◆さ行

狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”
..... 75, 95, 96
児童生徒の基礎的・基本的知識・技能の定着や活用力、及び児童生徒の主体的な学習態度を育成するため、授業についての提言や方法。

狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針..... 33, 62, 101
小・中学校の規模と配置の適正化を図るうえでの基本的な考え方とその進め方を取りま

とめたもの(平成 19 年 9 月策定・平成 30 年 3 月改定)。

持続可能な社会 7, 58, 68, 77, 81
有限な地球資源の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。

市民交流促進総合ポータルサイト「さやまるシェ」 45, 63, 105, 106, 111
市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

社会科副読本「さやま」 79
児童(3、4 年生)が郷土狭山について学習するための本市独自の教材のこと。

ジュニアリーダー養成講習 47
ジュニアリーダー(子ども会における年少指導者)として、必要な知識や技術を習得し、青少年の健全な育成を図り、地域の活性化と社会に貢献できる人材の養成を目的とした講習のこと。

小1プロブレム 97
小学校へ入学したばかりの 1 年生が、集団行動が取れない、授業中、椅子に座ってられないなど、小学校の生活になかなか馴染めない状態が数カ月継続する状態のこと。

生涯学習情報検索システム 111
市民交流促進総合ポータルサイト「さやまるシェ」内で、サークルの活動内容や狭山市生涯学習ボランティアの情報など、生涯学習に役立つ情報を検索できるシステムのこと。

情報セキュリティ..... 95, 96
情報の機密性、完全性及び可用性を維持することを指し、いつでも便利に情報を収集できる利便性があり、その情報の機密が守られていて、信頼性が同時に確保されていること。

人権感覚育成プログラム.....31, 85, 87
児童生徒の主体的な学習活動を促す参加体験型の人権学習プログラムのこと。

人権教育研修会..... 87, 108
学校教育・社会教育・社会福祉の関係者を対象に、同和問題をはじめとする様々な人権問題を自分の課題として捉え、積極的に解決して行く意欲と姿勢を養うことを目的とする研修会。

人権教育実践研究会..... 87, 108
学校教育及び社会教育の人権教育の現状を知り、それぞれの分野で人権教育を実践に活かしていくための研究会。

人権教育推進協議会..... 108
狭山市における人権教育の推進を図り、人権意識の高揚と明るい社会づくりに寄与することを目的とする協議会。

人生 100 年時代..... 8, 67
多くの人が 100 年以上生きることが当たり前となる時代。海外の研究によれば、2007 年に日本で生まれた子供については、107 歳まで生きる確率が 50%もある。

スクールガードリーダー..... 102, 103
教育委員会から委嘱され、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して指導を行う警察OBなどの専門家のこと。

スクール・サポート・スタッフ..... 33, 62, 96
学習プリント等の印刷を行う等、教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教師の負担軽減を図るために配置した職員のこと。

性的マイノリティ.....87
身体の性別と性自認（性別に関する自己意識のこと）が一致しない者や、性的指向が同性や両方の性に向かう者などの性的少数者。セクシュアルマイノリティとも言う。

総合型地域スポーツクラブ.....113, 114, 115
学校体育施設や公共体育施設などを拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。

◆た行

体力向上ストラテジープラン..... 56, 91, 92
体力向上に関する課題に応じて、各学校が毎年、本年度と翌年度の体力向上を図るための具体的な目標や方策を示した計画のこと。

地域学校協働活動

..... 64, 102, 103, 111, 112
地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

地域防犯ネットワーク(アポック)..... 102, 103
自治会、学校、PTA、子ども 110 番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有し、地域における自主的な防犯活動を行う組織

のこと。

通級指導教室 83, 84
特別な教育的支援が必要な児童生徒が、週1～2日、特別な教育課程のもと個に応じた適切な学習をする教室。

適応指導教室 61, 88, 89
教育センター内に設置されている、不登校児童生徒の社会的な自立や学校復帰を支援する教室。

◆な行

日本語指導員 77, 79
帰国・外国人児童生徒の日本語能力の向上や、学校が保護者と面談をするときに支援をする職員。

◆は行

プログラミング教育
..... 28, 29, 60, 68, 70, 77, 78
子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的な思考」等を育成すること。

◆や行

ユニバーサルデザイン 75, 83, 118
障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人々が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方のこと。

幼稚園教育要領 9, 82
平成20年3月に公示された幼稚園教育の目標や内容などを示した要領で平成21年度から全面実施した。

◆ら行

ライフステージ 55, 107
乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期など、人の一生を様々な段階で区分したもの。

レファレンスサービス 46, 86
利用者からの資料や情報の求めに応じ、資料検索の支援や資料提供を行うサービスのこと。

◆わ行

わくわく支援員 62, 74, 75
小学校において、より行き届いた教育の展開と多様な児童への行動に対応するため、担任とともに教科指導、不登校傾向への児童への支援等を行う職員のこと。

第3次 狭山市教育振興基本計画

発行 令和3年9月
狭山市・狭山市教育委員会

連絡先 狭山市教育委員会生涯学習部教育総務課
〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号
T e l 04-2953-1111 (代)
F a x 04-2954-8671
E-mail kyoiksom@city.sayama.saitama.jp
ホームページ <https://www.city.sayama.saitama.jp/>